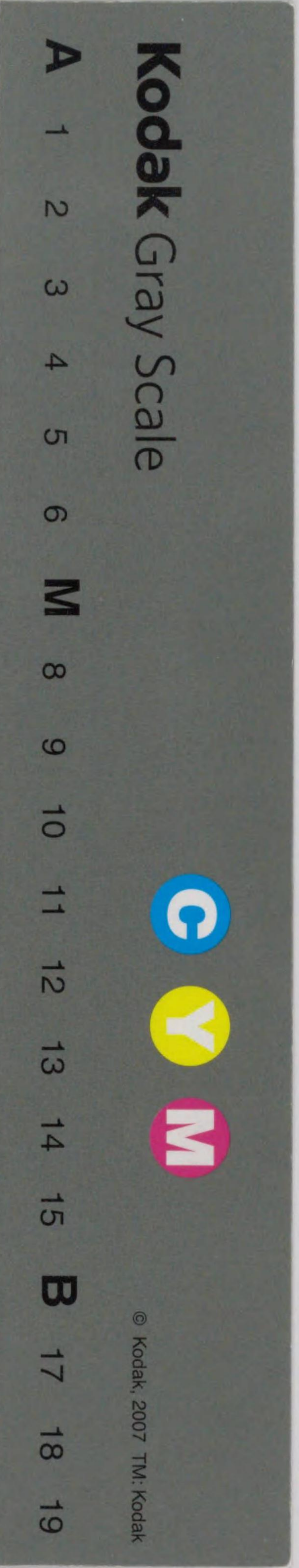


大坂在留支那貿易商
其の取引事情

581
137


581-137
1200501522224



大 阪 在 留 支 那 貿 易 商

及 其 引 取 事 情

大 阪 市 役 所 産 業 部



一、本調査は昨年二月以降、東洋貿易研究誌上に連載したもので、今回諸方面の催求に因り、取纏めて出版するに當り、之に未發表の神戸在留支那貿易商ほか數編を追加し、更に全般に亘り補訂を加へたものである。

二、本調査に際して、大阪在留支那貿易商、賣込問屋及び金融、運輸、保險關係の各位が、多大の便宜を與へられたるは感謝に堪へざる所で、茲に謹んで謝意を表する次第である。

昭和三年六月

矢崎恒藏識

大阪在留支那貿易商及其の取引事情

目次

緒言	一
第一章 沿革	四
第二章 支那貿易商	八
第三章 銀行	二〇
第四章 支那商團體 附 邦商團體	二四
第一節 大阪中華總商會	二六
第二節 大阪中華北羣公所	三三
第三節 大阪中華南羣商業公所	三五
第四節 東莊洋貨公所附貿易共進會	三六
第五節 大阪貿易同盟會	四〇
第六節 大阪輸出協會	四四



581-137

第五章 貿易の現状

第七節 綿絲布商團體……………四六

第八節 大阪滿鮮貿易商同業組合附滿洲輸入組合……………四九

第六章 取引事情

第一節 貿易額……………五六

第二節 主要貿易品……………六〇

第七章 金融事情

第一節 取引開始……………六六

第二節 注文……………七〇

第三節 契約……………七四

第四節 引渡……………七八

第五節 支拂……………八二

第一節 爲替送金……………八七

第二節 銀行取引……………九二

第三節 資金調達……………九五

第八章 運輸及び保険

第四節 爲替の特徴……………九九

第九章 支那に於ける販賣事情

第一節 海上輸送……………一〇〇

第二節 鐵道輸送……………一〇四

第三節 保險……………一〇三

第一節 綿絲布……………一〇七

第二節 雜貨……………一〇六

結言……………一〇六

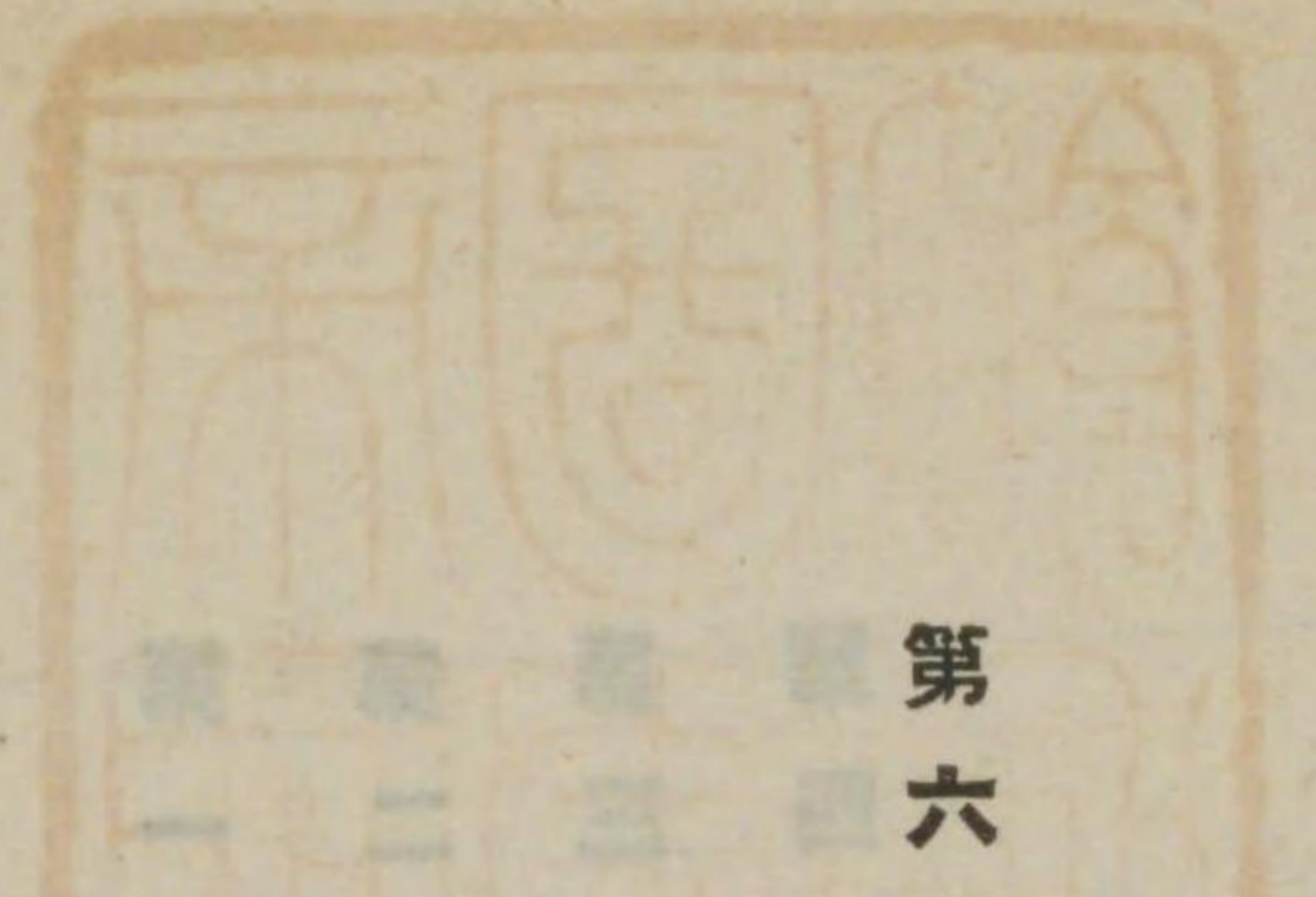
附 録

一、神戸在留支那貿易商……………一〇九

二、對支貿易統計……………一〇五

(一) 大阪港對支地方別貿易額……………一〇五

(二) 神戸港對支地方別貿易額……………一〇五



三、支那商團體規定………

(一) 大阪中華總商會……………一五三

(二) 大阪中華北幫公所……………一〇二

(三) 大阪中華南幫商業公所……………一〇八

(四) 上海東莊洋貨公所……………二二六

(五) 天津貿易共進會……………二三四

(三) 橫濱港對支地方別貿易額……………一七六

(四) 大阪港對支主要品別輸出高……………一七六

(五) 大阪港對支主要品別輸入高……………一八一

(六) 神戸港對支主要品別輸出高……………一八三

(七) 神戸港對支主要品別輸入高……………一八四

(八) 本邦對支貿易港別割合……………一八五

(九) 本邦對支地方別及關東州貿易額……………一八六

大阪在留支那貿易商及其の取引事情

緒言

徳川幕府が鎖國を宣してから後も、支那人及び和蘭人のみは通商貿易を許された。幕府は長崎の出島を和蘭人の居留地と定め、又小島郷に唐人屋敷を設けて、從來諸所の唐人宿に雜居した支那人を集めて居住せしめた。これが我が國に於ける最初の居留地で、そこで彼等の貿易が行はれたのである。

支那の貿易船が長崎に初めて渡來したのは、永祿五年(西曆一五六二年)で、船は福州邊より出帆したものであるが、その商人は主として南京、福州、漳州の者である。それと同時に和蘭船も來航し、その積荷は和蘭や、東歐の商品でなく、印度や支那の商品であつた。是に因つて見るも、鎖國時代の海外貿易の大部分は、直接か間接かの相違はあるが、對支貿易であつたと稱することが出来る。

その時代の對支輸入は絹織物、絹絲、藥種を主とし砂糖、陶磁器、唐紙、麝香、珠玉、硝子、塗物等で、輸出は金銀、銅の外、煎海鼠、干鮑、鱧鱒、昆布、寒天、鯉節、烏貝等の海産物、所謂諸色俵物であつた。而して當初來航の船舶は一ヶ年四五十艘に過ぎなかつたが、その後漸増して一六八七年頃には一百艘を超え、そのため貿易額も著しく



増加したので、幕府は種々の事情から終にその貿易の數額に嚴重なる制限を加ふるに至つた。

降つて安政五年(一八五八年)幕府は英、米、佛、露、蘭の五國と通商條約を結び、横濱、長崎、函館の三港を開港し、續いて慶應三年十二月、大阪及び兵庫を開港するに至つたので、支那人は此等諸港に渡來して、支那本國との貿易を營むに至つた。

支那人が我が大阪に渡來した年代は明でないが、明治四年には既に多數在住してゐたことは明かである。その後今日に至る六十年、その間に幾多の變遷があつたが、現今に於ては日支貿易の上に抜くべからざる勢力を有するに至つた。

今大阪、神戸、長崎、横濱、函館の主要港に於ける在留支那人の數を見るに、昭和二年末に於て大阪三千三百十九人、神戸五千六百十八人、長崎千四十四人、横濱三千五百二十五人、函館九十餘人で、大阪はその人數に於て遙に神戸に劣るが、その取扱に係る貿易額に於ては優に第一位を占むるのみでなく、神戸に於ける貿易の大部分も大阪製品に外ならぬのである。

支那人の海外移住は遠く二千年の昔に始まると稱せられ、現時に於ては世界各地、殆どその移住を見ざる所無く、實に在外在留者九百萬に上ると言はれて居る。而して到る所、氣候の變化、異人種の迫害を顧みず、同郷相縁り、血縁相結びて、刻苦勉勵、孜々として業を營み、次第に勢力を増大するに至つたものも尠くない。かの南洋に於ける華僑の如きその最も好適の例である。

我が國在留の支那人は、その數に於ても、その勢力に於ても、到底南洋の華僑に比すべくも無いが、阪神兩港に在留する者は總數九千人、店數四百五十に及び、支那本國は勿論、南洋方面一帶に亘る我が輸出貿易に於て、頗る重要な地位を占めて居るは、その取扱推定額が二億圓を超ゆる現狀を以ても察するに餘がある。此等在留支那商の現狀と、その取引事情を解明して、我が貿易の實情を明かにするのが本調査の目的である。

尙神戸は大阪の外港として南支、南洋方面一帶に亘る大阪製品の輸出は、全く神戸在留支那商の取扱ふ所である。従つて神戸在留者の事情を解明するは、大阪の輸出貿易の一半を知る上に最も緊要であるが、本調査には唯その一斑を掲ぐるに止どめ、詳細の調査は他日に譲ることゝなした。

第一章 沿革

現今大阪市に在留する支那商が居住する地域は、西區川口町及び之に接續する本田一番町、本田二番町、本田三番町、本田通二丁目、梅本町等である。川口町は所謂元の居留地で、安治川、木津川の分岐點に當り、東は木津川を距て、江ノ子島に面し、西は安治川を界として下福島に對し、本田町その他は川口町の南に隣接した地域である。顧るに大阪の開港は安政の條約に基き、江戸、兵庫と共に、文久二年十二月許可さるべき筈であつたが、國內紛擾のため延期となり、慶應三年十二月に至り、兵庫の開港と同時に大阪を開港地と定め、翌明治元年七月現今の川口の地七千七百餘坪を二十六區に割して、永代借地權競賣の結果、英國十三區、佛國二區、勃國四區、白國一區、亞國四區、葡國二區と決定し、更に明治十九年地域狹隘を告げたるため、南西に隣接せる一割二千六百餘坪を編入して、全體を三十六區に割したが、明治三十二年七月條約改正の結果、治外法權撤廢せられ、内外人の雜居を見るに至つたため、茲に居留地の制度は撤廢せられ以て今日に及んだのである。

所謂川口居留地には英、米、獨、佛等歐米人のみが居住し、支那商の居住は全く許されなかつたため、支那商は主として居留地に隣接する木津川沿岸に居住して居たのである。然しながら居留地制度撤廢と共に、歐米人が市内天王寺方面、阪神間又は神戸方面に轉住するに従ひ、漸次その跡に支那商が居住するに至つたのである。

支那商が初めて大阪に來住した年代は不明であるが、明治四年には既に在住して貿易に従事して居つたことは明で

ある。最初渡來した支那商は廣東及び福州方面の者で、上海方面の者は餘程後だと云はれてゐる。廣東及び福州方面の者は大阪で寒天、昆布、鱈、海參、乾海老等を買入れて本國へ輸出し、本國よりは砂糖、米、雜穀、藥種、香料唐木等を輸入し、又上海方面の者は海産物及び雜貨を輸出し、皮革、藥種等を輸入してゐたが、その數少く、勢力は到底廣東方面の者の比でなかつた。

明治二十七八年戰役後支那商の渡來が頻繁となり、從つて在留者の數も著しく増加するに至つた。當時大阪港の設備は不充分で、且支那航路の如き孰れも神戸を起點として居つたため、輸入品は神戸に出張して舢に積込み、大阪に回漕して居つたが、その間に抜荷の苦情甚しく、又輸出品は舢で神戸に送り本船に積込み、船荷證券を得て本國に送付し、神戸に一泊して歸阪する有様で、仕入や販賣には便利でも、船積や回送には非常に不便を感じた。之がため支那商間に神戸へ轉住の希望があり。又當時神戸市が支那商の轉住を歓迎して、種々の便宜を供したるため、明治三十年頃廣東、福州方面の者の全部及び上海方面の者で、海産物を取扱ふものが擧つて神戸へ轉住するに至り、川口には雜貨を取扱ふ上海方面の者のみが残つた。その後天津、芝罘方面の者が渡來して、雜貨及び綿絲布の取扱を爲すに至つた。明治三十八九年の戰役後、我が對支貿易の發展に伴ひ、支那商の渡來するもの益々増加し、殊に滿洲方面の支那商は著しく増加した。而してその増加の趨勢を助長したのは所謂行棧の設備である。

今を距る四十年前、即ち明治十五年頃、上海出身の支那商を中心として三江公所と稱する團體を設け、その後北支出身の支那商も之に加入してゐたが、北支出身者が増加するに及び、明治二十八年後者は分離して大清北齋商業會

議所を設け、後之を大阪中華北幫公所と改め、續いて三江公所も改稱して大阪中華南幫商業公所となり、別に民國の法令に據り中華總商會を設けた。

今大正十四年以降各年末に於ける川口町を中心とし、川口警察署管轄地域に居住する民國人の内譯を擧ぐれば、次の如くである。

職 業	大正十四年末		昭和元年末		昭和二年末	
	昭十四	昭元	昭元	昭二	昭二	昭二
綿絲布貿易商	二五〇	二五一	二五一	二九一	二九一	二九一
雜貨貿易商	三八四	三八二	三八二	三三六	三三六	三三六
宿屋營業者	九	一一	一一	一一	一一	一一
運送營業者	三	二	二	二	二	二
保險代理店	二	二	二	二	二	二
會社	八二	八〇	八〇	七九	七九	七九
商店員	四六一	四五〇	四五〇	四九五	四九五	四九五
裁縫營業者	三	五	五	一三	一三	一三
裁縫從業者	九	一二	一二	三九	三九	三九
吳服營業者	五	一〇	一〇	一二	一二	一二
吳服行商	二五	二〇	二〇	二七	二七	二七
料理營業者	三	三	三	八	八	八

料理從業者	八	七四	一〇三
理髮營業者	一	一	二
理髮從業者	一九	二〇	一九
僕婢(女)	一	〇	〇
無職有職家族(男)	二〇	一八	三二
同(女)	五八	五七	五八
計	一,三三三	一,三九九	一,五三〇
戸數	九六	九八	一一〇

而して此等の多くは家族を件はぬ單獨の在留者で、その點は神戸の在留者と全く趣を異にして居る。右のうち貿易

に關係あるは、綿絲布貿易商、雜貨貿易商、宿屋營業者、運送營業者、保險代理店、會社員及び商店員で、之が所謂川口貿易の關係者で、その數は昨年末に於て千二百十七名、前年に比し三十八名、前々年に比し二十六名の増加を示して居る。尙川口署管轄地外に住居する民國人は、多くは理髮營業者及びその從業者、料理營業者及びその從業者、吳服行商等で、貿易に關係ある者は殆ど無いとのことである。尙大阪市在留民國人の總數は、大正十四年末男二千百十八名、女三百三名、合計二千四百二十一名で、又昭和元年末、男二千七百四十二名、女二百六十七名、合計三千九百八十九名である。昨年末は更に増加して男二千九百九十三名、女三百二十六名、合計三千三百十九名となつた。

第二章 支那貿易商

在留民國人のうち貿易に關係ある者は前述せる如く綿絲布貿易商、雜貨貿易商、宿屋營業者、運送業者、保險代理店、會社員及び商店員で、その數は千二百餘名に上つてゐるが、營業主體は遙にそれよりも少數である。中華總商會は民國の法令に據り設立せられたもので、その會員たる者は貿易關係者で營業主體を代表するものである。大正十四年末に於てはその數三百餘名、昭和元年末に於ては二百七十餘名、又昭和二年末に於ては三百十餘名である。之が出身地關係で、更に南粵商業公所及び北粵公所に分屬する。南粵商業公所に屬するものは店の數は三十位、その出身地は江蘇、浙江、安徽、山西、湖北諸省の所謂長江沿岸諸州に屬し、上海が大部分を占め、漢口、寧波等が次に位してゐる。

北粵公所に屬する者は十四年末に於て店數二百六十五、元年末に於て二百四十、又二年末に於ては二百八十二で、直隸、山東、奉天、吉林諸省及び北部諸縣に亘り、天津、哈爾濱、奉天、營口、青島、芝罘、長春、琿春、濟南、安東縣、金州、北京、東寧縣等に屬してゐる。就中最も多きは天津で、哈爾濱、奉天之に次ぎ、營口以下は順次その數を減じて居る。尤も在留支那商の數は、年に依り又季節に依り著しき増減を免がれないのは後に述ぶる如くである。尙上海以南に屬する支那商は神戸に在住して、目下三江（江蘇、浙江、江西）商業會議所に屬する者三十三店、福建商業會議所に屬する者二十九店、廣東公所に屬する者六十四店である。その詳細は附録神戸在留支那商につき參照せら

れたい。

在留支那商には獨立して店舗を構ふる者と、行棧に寄宿する者とがある。南粵公所に屬する者は店舗を構ふる者が多く、行棧に寄宿する者は僅々二三名に過ぎぬが、北粵公所に屬する者は行棧に寄宿する者が大部分を占め、店舗を構ふる者は行棧兼業者を合するも尙三十餘名に過ぎない。尤も二番館の如く經濟上の關係から數名共同して一家を構ふる者もあり、又四十番館及び五十七番館の如く出資者その他の關係者が同居する場合もある。

店舗を構ふる者は自己の商號の外に何番館と稱する。例へば十六番館鴻茂祥號と云ふが如くである。その番號は適宜に附するもので別に意味あるもので無く、實際缺番のものも少くない。商號は獨立して居る者は勿論自己の商號を附するが、多くは本國に本店があり、従つて本店の商號を用ふるのが普通である。店員は經理、店友、學徒、店司等と稱し、小店舗は一二名、普通の店は二三名、大店舗にても五六名である。經理は支配人で、大店舗にては別に副經理を置いて居る。店友は即ち店員で、學徒は見習年齢十三歳乃至十八歳で、學徒が長じて店友となるのである。店員は專屬仲仕であるが、勞働者に屬するため、入國は禁止されて居る。經理中には本店の營業主又は出資者の子弟や親族關係の者もあるが、普通永く日本に滞在して實情に通じ、且才幹の秀でた店友から任命するので、決算のため時々歸國するが、割合に長年月在留するのである。南粵に屬する者の中には家族を伴ふ者もあるが、多くは本國に残し置き單獨に在留するのが普通である。

行棧に寄宿する者は本店よりの出張者で、本店の商號を用ひ何々號と稱する。出張者は一人を普通とするが取引多

き店にては二三人のこともある。勿論その中の主たる者が責任を負ふのである。出張者は多くは本店の營業主又は出張者の關係者で、新教育を受けた若年の者が割合に多いことである。家族を國許に置き單獨に行棧の一室に起臥し、行棧の賄を受け、その使用人を使い、買付を行ひ、時を定めて歸國して決算を行ふのである。この種の出張者は時々交替するので長く在留する者は割合に尠い。行棧に對しては取引高の或歩合を報酬金として提供し、宿泊を無料とする場合もあり、又一定の金額を宿泊料と定めて支拂ひ、別に心附を與ふる場合もある。又出張者中には數名共同して一家を構ふることあるは前述べた如くであるが、尙稀には日本人の營業する下宿に寄宿する者もあるとのことである。

行棧は客棧(商人宿)を兼業とするもので、出張者を寄宿せしめ、寄宿者に諸種の便宜を與へ、又本國よりの委託に依り代理買付を營むのである。後の點に於ては全く店舗を構ふる支那貿易商である。行棧の營業主及び使用人は日本の事情に精通するを必要條件とするため、多くは久しく在留する年長者であり、又店舗を構ふる支那商も相當久しく在留する年長者である。然しながら出張買付を爲す支那商は時々交替するため、久しく在留する者は割合に尠く、又多くは年少者である。

今大正十四年以降、各年末に於ける、北警公所所屬會員の年齢及び在留年數を示せば次の如くである。

年 齡	大正十四年末	昭和元年末	昭和二年末
一七	一	〇	〇

一八	四	〇	一
一九	二	〇	九
二〇	四	二	七
二一	四	八	九
二二	一	三	一
二三	一	三	六
二四	六	〇	四
二五	一	九	三
二六	一	八	四
二七	一	二	七
二八	二	〇	一
二九	一	一	八
三〇	一	二	五
三一	二	一	九
三二	二	七	一
三三	七	二	〇
三四	八	〇	七
三五	七	四	〇

在留年數 計 六九 六八 六七 六〇 五六
 一〇九八七六五四三二一

大正十四年末 二六五 〇〇一 二一
 〇五 一六 七五 二四 二五 三七 五三 七九

昭和元年末 二四〇 〇一〇〇〇
 〇七 二 三 一 五 二 一 六 三 八 五 三 七 二

昭和二年末 二八二 一〇〇〇一
 三 三 三 四 七 八 二 四 八 四 九 四 七 一〇〇

五五 五三 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六

〇〇 二 一 三 〇 一 二 二 三 五 五 六 六 三 〇 四 〇

一〇 二 三 一 二 一 一 四 二 六 二 六 〇 五 七 五 八

〇 一 一 三 〇 三 二 三 〇 六 八 三 六 六 〇 一 五 六

更に之を統括すれば次の如くである。

在留年數	大正十四年末					昭和元年末					昭和二年末				
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%			
一九未滿	六	二・三	〇	〇	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三			
二〇―二九	一一六	四三・八	九〇	三七・五	一三二	四六・八	一〇五	三七・三	一三二	四六・八	一〇五	三七・三			
三〇―三九	一〇三	三八・九	三五	一二・四	九〇	三七・五	三七	一三・一	一〇五	三七・三	三七	一三・一			
四〇―四九	三三	一二・四	七	二・九	三	一・一	七	二・五	三	一・一	七	二・五			
五〇以上	七	二・六	七	二・九	七	二・五	七	二・五	七	二・五	七	二・五			
計	二六五	一〇〇・〇	二四〇	一〇〇・〇	二八二	一〇〇・〇	二四	八・五	二八二	一〇〇・〇	二四	八・五			

三六 三〇 二九 二八 二七 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一六 一五 一四 一三 一二

〇 〇 一 一 一 〇 〇 一 二 三 二 二 一 〇 四 〇 一 三

〇 一 〇 一 〇 三 一 二 〇 〇 一 三 〇 一 一 〇 二 二

一 〇 二 〇 〇 三 二 三 三 一 二 〇 二 一 一 二 一 二

五年以内計	二一八	八二・二	二〇四	八五・〇	二二八	八〇・八
六一一〇	二四	九・一	一八	七・五	二五	八・九
一一一五	八	三・〇	五	二・一	九	三・二
一六一二〇	五	一・九	五	二・一	五	一・八
二一以上	一〇	三・八	八	三・三	一五	五・三
計	二六五	一〇〇・〇	二四〇	一〇〇・〇	二八二	一〇〇・〇

以上の如く年齢に於て二十臺最も多く、三十臺之に次ぎ、四十臺、五十臺、十九歳未満更に之に次ぎ、總じて年少者の割合が多い。次に在留年數に就いて見るに、五年以内が最も多く全體の八割一分乃至八割五分を占め、そのうちでも一年在留者が三割乃至三割五分を示してゐる。年齢及び在留年數の多いのは、行棧關係者及び店舗を構ふる者に多く、買付のため出張する者は年少で、在留年數の少いものが多い。斯くの如く言語も知らず、事情にも通ぜざる年少の出張者が、突然渡來しても取引に毫も差支無きは全く行棧の存するためである。

在留支那商は極めて少數の獨立經營者を除き、他は大部分本國に本店を有し、従つて本店の商號を稱するのが常である。故に店舗を有する者は本店の支店又は出張所、行棧に寄宿する者は本店の出張員と看做すことが出来る。然し一支店を置く場合にも、又一出張員を派遣する場合にも、相當に經費を要するため、取引額の少いものは他人の支店又は出張員に代理を委託することがあり。又二三相連合して、一出張員を派遣することもある。

在留支那商と本國本店又は委託者との關係は邦商にとつては明確でないが、只本支店、出張員の關係であり、又代理の關係が存すると推定するのみで、その權限等に就いては全然不明である。數年前大阪貿易同盟會では出張員をその權限により支配人及び出張員に區分したが、その區分は頗る困難であつた。斯くの如くその權限の不明確なるは種々の難問題の生ずる所以である。綿絲布商の如く現金取引を標榜してゐても、時に掛倒の生ずることがあるが、雜貨商の如く長期の貸賣を常態とする場合には、自然多くの事故が発生し勝ちである。然しながら取引銀行は長い間の經驗から割合に損失を蒙ることが尠い。

在留支那商は輸出を主とし、輸入は頗る少額である。輸入品の主なるものは棉花、麻、藥種、皮革、人毛、疊表、製紙原料、刷子材料等で、就中重要なるものは棉花及び麻である。然しながら川口貿易の本體は輸出で、その主要なるものは綿絲布、諸雜貨、海産物、砂糖、藥品、銅鐵、機械等で、その中綿絲布、諸雜貨が最も重要な地位を占めてゐる。これ等の輸出入金額につきては別に述べることにするが、支那商中には綿絲布のみを專業とするものと、綿絲布と雜貨とを兼業するものと、單に雜貨のみを專業とするものがある。綿絲布を專業とする者は少數なるも有力で、雜貨のみを專業とする者は多數であるが、中には微力なものもある。概して南響に屬する者は雜貨を取扱ひ、綿絲布を取扱ふものは二三に過ぎない。北響に屬する者には前記三種類の者が存するのである。尙銅鐵、機械を專業とする者又海産物、砂糖を專業とする者がある。

支那商の取引高は勿論その地位、取扱商品の種類に因り著しく相違し、一般に綿絲布を取扱ふものは取引高が多く、雜貨のみを專業とするものは比較的尠い。その取引高につきては公表し難き故省略するが、可成り多額に上ることは

事實である。之に對して支那商が當地で支拂ふ經費は明でないが、之亦外部より推測し得ぬこともない。行棧に寄宿する支那商は取引高の歩合に依り報酬を定むるものと、一定の金額を宿泊料と定め、別に心附を與ふるものがある。而してその歩合の標準は雜貨商の如く取引高が少いものは一分位なるも、綿絲布商の如く取引高の多いものは五厘位である。然しながらこれは確定的なものでなく、宿泊者が大體この見當で支拂ふのである。而してその支拂高にも自ら限度があり、單獨に借家して店を構ふる場合の經費額がそれである。店舗を構ふる者の經費も程度により非常に相違して居るが、今試にその最低と看做すべき經費を推算すれば次の如くである。

店舗を構ふる支那商の經費は給料、家賃、食費、公所賦金、電報料、交際費及び諸雜費で、その詳細なる數字上の説明は省略するが、最低年額は三千五百圓乃至四千圓位である。或支那商が店舗を構ふる際、取引額が年額二十萬圓に達した故、その歩引(取引額の二分位)で經費を支辨するに足ると述懐した由であるが、これを見るも前記の推算は大差なきものと思はれる。

由是觀之、支那商が行棧に支拂ふ額も又店舗を構ふる經費も略々推測し得る。乃ち支那商の取引高が多額なる割合に經費が非常に少額なるを看取する事が出来るが、更に邦商が在支支店に要する經費と比較せば更にその少額に驚くのである。

前記の經費は當地に於ける店の収入に依つて支辨するのであるが、支那商の収入は賣込商(問屋及び製造者を含む)の歩引、船會社の運賃割戻、保險會社の保險料割戻、他店の爲めの買次手数料等である。尙綿絲布商の如く事情に由

つては當地にて買付契約したるものを轉賣して、相當の利益を收むることもある。又稀には爲替相場を利用して利益を計る者があるとのことである。支那商の經費は大體収入で支辨せられ、殊に取引高の多い店舗は諸經費及び旅費を支出しても、尙可成りの利益を擧げ居ると稱せられてゐる。然しそれは單に收支關係で獨立の經濟を有するとの意味ではなう。

支那商は決算の爲め年一回は必ず歸國する。或は年二回、甚しきは三ヶ月に一度歸國する者がある。その時期は取引商品の種類に依つて一様でないが、多くは閑散期又は決算期に歸國するのである。例へば綿絲布商は三、四月の交雜貨商は舊正月前が多い。歸國の際は賣込商、取引銀行、行棧その他一切の關係者と全部決算するのを常とし。交替者が渡來する時は更に新しく取引を開始する。交替者無きときは留守中行棧を代理とすることもあり、又全然休業をなす場合もある。綿絲布商は交替者が渡來するのを普通とし、雜貨商は交替者の來ない場合が多い。交替者が來ない場合、歸休期間は往復共に二ヶ月乃至三ヶ月で、その間に本國に於て取引の決算を行ふ外、市場の狀況を視察して需給の狀態を察し、且本店と取引上の打合をなすのである。店舗を構ふる者は當然常に責任者が居住する。

北甯に屬する支那商は頗る嚴格で、滯留中調製した衣類の如きも歸國後一旦店主に示し、その許可を得て自己の所有とし、又家族の許に歸省する際には行李の全部檢閲を受くる習慣なりとのことである。

在留支那商中同業者に幾分金融の便を計る者があり、又北甯に屬する者で、同業者に對し爲替の小賣を爲すものがあり、又川口には支那商の經營に係る運送店及び保險代理店がある。それ等は後章に述ぶることとする。

第三章 行 棧

行棧は客棧を兼業とする貿易商である。一般には客棧と呼稱せられてゐるが、單純なる商人宿でなく、行棧が本稱である。

昭和二年末に於ける川口署の調査に據れば、客商が滞在せるものは次に示す如く十六軒である。

番 館	商 號	所 在 地	姓 名	出身地	年 齡	在 留 年 數	客 數
二	雙 興 號	本田三番町二一	高 興 壽	直 隸	二五	二五	七
六	同 和 棧	川口町二七	傳 嵩 山	天 津	三七	五	九
七	德 順 和	本田三番町三	王 農 山	芝 罘	五三	二五	五七
一四	泰 東 洋 行	本田二番町一七	王 岐 山	山 東	三九	二五	二三
二四	振 祥 永	本田通二ノ三八	顏 振 祥	芝 罘	三三	一八	一六
三〇	恒 昌 號	本田三番町九	盧 小 懸	山 東	四一	一四	一二
三九	德 盛 泰	本田通一ノ四六	王 樹 東	芝 罘	三五	三	一八
四〇	東 和 商 行	川口町三	張 俊 鄉	山 東	三二	七	四
四三	正 泰 昌	本田二番町二	黃 劍 青	寧 波	三四	八	三
五〇	萬 義 棧	本田二番町一六	王 植 生	山 東	四三	一八	二〇

そのうちには數名の客商が共同して一家を構ふるものもあり、又出資者その他の關係者が單に同居するものもあり、其等は行棧と稱し難い。同年末宿屋營業者として届出ある者は十二軒である。

行棧の客數は小棧で數名、中棧で二十名前後、大棧で四五十名、之に使用人を加ふれば可成りの人數に達するのである。家屋は洋館造のものもあるが、普通古い日本建を改造したもので、一室は大抵五六坪位、室の入口には自己の番號を掲げ、その内には卓子、寢臺等を備へて起臥し、又商取引をも行ふのである。その他共同の食堂及び浴場等の設備があるが、外國人は不動産を所有することを禁ぜられて居るため、孰れも借家で、この點に於ては店舗を構ふる支那商も變りはない。稀には妻女の日本人名義で所有して居るものもある。某官署の調査に據れば家賃は月五六十圓乃至二百圓位である。

行棧の業主は相當の年輩で、日本に久しく在留して事情に通曉せる者であるが、稀には例外もある。この場合にはその使用人が事情に精通して居ることは勿論である。業主は本國の資本主と共同して營業する者が多く、今は相當の

資産を有し、信用ある成功者も尠くない。

使用人は經理、店友、學徒等で、總べて支那人である。小棧は數名、大棧は二三十名の多きに上り、割合に長く在留して日本の言語及び事情に精通した者が多く、大棧には二人乃至三人の經理があり、筆頭を大棧樞、第二を二棧樞第三を三棧樞と稱する。行棧の業務は旅宿と問屋とで出張者を宿泊せしめ、又宿泊者のため取引先の紹介、通譯、貨物の引取、運送及び保險の交渉、銀行取引、その他日常一切の用務を辨する外、宿泊者の歸國不在中代理買付をなし、尙本國各地の商店のため買次をなすのである。行棧と宿泊者との取極めは區々で、新に渡來して事情に通ぜざるものは宿泊を無料とし、取引高の五厘乃至一分を報酬とする場合が多く、事情に幾分通じた者は宿泊料を月額四十圓乃至五十圓と定め、別に心附を給與する場合が多い。宿泊料は月末に、歩金及び心附は年二回（八月十五日中秋節、十二月底加年節）又は歸國の際に支拂ふのが普通である。前述の如く宿泊者が行棧に支拂ふ金額には自ら限度があり、支那商が獨立で借家して一二名の店員を使用する場合の経費が標準となるので、それ以上の支拂を要する時は勢ひ店舗を構ふこととなるのである。

行棧に寄宿するものは小棧は同郷者が多く、大棧は諸地方の者が宿泊し、孰れも業主の熟知する者か、或は宿泊者の紹介に係る者で、従つて特別の事情の存せざる限り行棧を變更する事は稀である。近年銀行や賣込商が宿泊者に就きて、行棧に依恃する風が益々著しくなつたため、行棧は自衛上宿泊者の關係者三名位から保證を徴することもある由である。

行棧と宿泊者との關係は以上の如くなるため、行棧は宿泊者を銀行又は賣込商に紹介する際、法律上の責任は負はぬが、實際上責任を負ふ場合が尠くない。時には宿泊者が銀行から融通を受ける際その保證人となることがある。従つて行棧の信用が宿泊者の信用を決定する場合が多い。行棧の業主は少くとも隔年に歸國し、三ヶ月乃至六ヶ月位滞在するを普通とするが、その間自己の出資者と營業上の決算をなし、又市場の状況を視察する外、宿泊者の本店の營業及び信用状態を詳細に調査するのである。斯くの如く行棧は宿泊者の事情に通曉して居るが、時には過信して迷惑を蒙る場合もあるとのことである。行棧が問屋として取扱ふ商品は綿絲布、雜貨等凡ゆる種類に亘り、又仕向先も數ヶ所乃至十數ヶ所に及ぶものがあり、従つてその取引高も一般に多額で、一流の大棧に至つては年額數百萬圓に達するものもありとのことである。行棧の買次手數料は綿絲布、雜貨共に通常百分の二の由であるが、客先の如何に依り多少の相違がある。行棧の収入は前記手數料の外宿泊者より徴する宿泊料、歩金、心附等で、客數が多く取引高が多い店になるに従ひ、その経費も相應に嵩むが、大體に於て可成りの収益を擧げてゐる。然しながら行棧の競争が激しくなり手數料、歩金等も次第に低率となる故、以前に比し利益は減少したとのことである。行棧の業主は相當の資産を有し廣い範圍に營業する者があり、又紡績株、肥料株、銀行株等に放資するものも數名あり、中には宿泊者に資金を融通するものがあるが、之は特殊の場合のみで一般には行はれず、又爲替の賣買に従事するものもあるを聞かない。行棧は川口の特徴で、又買辦は神戸の特徴である。各々その其必要に應じて發達した所であるが、川口の行棧が一步を進めて將來買辦の任務をも行ふに至るべきか否、又神戸の買辦が川口に進出するか否等は最も興味ある問題である。

第四章 支那商團體 附邦商團體

大阪在留の支那貿易商に就いては前に述べた所である。而して此等の在留支那商は日華貿易の發達を圖り、共同の利益を擁護するため、同郷及び同業の關係を基とした有力なる團體を組織して居る。今を距る四十年前、上海出身の在留者を中心として、三江公所と稱する團體が設けられ、その後北支出身者も之に加入したが、北支出身者が増加するに及んで、明治二十八年後者は分離して大清北幫商業會議所を設け、後之を大阪中華北幫公所と改め、續いて三江公所も亦大阪中華南幫商業公所と改稱せられ、別に民國の法令に據り大阪中華總商會が設けられた。この三者が在留支那商の最も有力なる團體である。その外在留者の團體としては、福州同郷會(會長林宗珠)、大阪中華從善會(會長黃觀亭)及び大阪中華書報社(社長張友深)があり、福州同郷會は福州出身者の親睦團體、從善會は娛樂及び慈善の團體、書報社は娛樂及び修養の團體である。又政治關係では中國々民黨支部(駐日總支部執行委員朱志方)及び大阪華僑中日通商舊約廢止後援會(總務張友深)があり、前者は三民主義を奉ずるもの、又後者は不平等條約廢止を目的とするものである。然し此等の諸團體は孰れも總商會及び公所の如く有力なものでなく、又川口貿易に直接關係を有するものでもない。

川口貿易に關係ある團體としては、前記總商會及び南北兩公所の外、上海に於ける日本雜貨取扱商の團體たる東莊洋貨公所があり、之に對して大阪に於ても賣込邦商の團體たる大阪貿易同盟會がある。尙天津に於ても日本雜貨の取扱商の團體たる貿易共進會が設けられたが、解散せられて現存せない。

川口貿易に關係ある諸團體は上述の如くであるが、そのうち大阪中華總商會は中華民國商會法(民國四年十二月、法律第十一號)及び商會法施行細則(民國五年二月、大總統令第八號)に據つたもので、純然たる中華民國の公法人である。商會法に據れば商會は各商業地に設けられ、總商會は各地方最高行政長官所在地及び商工業繁榮の大商埠に設けらるゝものである。我國に於ては總商會は大阪の外、神戸、横濱、長崎に設けられ、相互に連絡はあるが特に聯合會の如きものは存せない。

商會は清朝時代の公議所又は商會の延長である、光緒二十九年十一月商會簡明章程が發布され、之が民國三年九月改訂せられ、更にその翌年十二月再訂せられたのが現行法である。現行法に據れば商會の事業は

- (一) 商工業を發達せしむべき方法の研究
- (二) 商工業に關する法規制度の修正廢止、及び商工業と利害關係ある事項に就きて、行政官署に意見を開陳すること
- (三) 商工業に關する事項に就き、行政長官の諮詢に答ふること
- (四) 商工業の狀況を調査し統計を作製し、隨時之を發表すること
- (五) 商工業者の委託を受け、商工業に關する事項の調査、或は商品の產地及び價格の證明

(六) 關係人の請求に因る商工業者間の爭議の調停

(七) 官府の認可を受けて商品陳列所、及び商工學校、その他商工業に關する公共事業を經營すること

(八) 市場恐慌等の場合の方策を講じ、或は地方長官に對し市場維持の要求

等で、尙全省内の商會の意見を取纏め、博覽會を發起し、商會員の紛争を仲裁する等の職分をも併せ行ふのである。

又商會に於ては商事公斷處章程及び同辦事細則に基き、公斷處を附設して、商工業者間の紛争を、訴訟に至らしめず和解仲裁の方法に依り解決するので、その裁斷は双方の同意を俟つて効力を發生するものである。

商會の組織は一見して、上海その他の開港場に設けられて居る外國商業會議所に類するが、その實質及び機能に至つては著しく異つて居る。かの官兵土匪の擾亂に對する社會秩序の維持、増税反對、財政參與運動、軍閥打破、排外貨提唱の如き、内政及び外交に關する各種の運動は、實に支那の商會に特有のもので、商會が社會上、政治上重大なる意義を有する所以である。

大阪中華總商會が商會法に據り設立せられた公法人であると異り、大阪中華北幫公所及び大阪中華南幫商業公所は日本の法律に據り、農商務大臣及び内務大臣の許可を経て設立せられた社團法人である。斯く日本の法律に據つた重なる理由は、日本に於ては外國人は不動産の所有を禁ぜられた故、會館の敷地、建物を所有する必要から日本の法人となつたものと解せられてゐる。

元來幫及び公所には種々の意義があるが、普通幫は他郷に在る同郷者の團體、又公所は一般同業者の團體と稱せらるゝ。従つて前記幫公所は同郷出身の客商に依り組織せられた同業者の團體で、所謂地縁を兼ねた職業團體である。而して本國に於ては此等團體の事業は

(一) 同業者團結の力に依り共同利益の擁護

(二) 同業者間の協調の維持と紛争の防止

(三) 組員個人の營業の發達、同業者の公益擴張

(四) 共同して障礙の排除、外來者に對する防護

(五) 徒弟の教育養成

等で、従つてその行ふ所も頗る廣汎で、法規の制定、司法的事務、教育事業、對外的任務等にまで及んでゐる。前記大阪に於ける兩公所は日本の社團法人として設立せられて居るが、その實質に至つては全く支那の慣習に基ける團體である。

支那に於ては上記地縁團體及び職業團體は、血縁團體と共に社會組織の基調を爲すもので、社會上極めて重要な地位を占めて居り、従つて其等の關係が政治的及び經濟的生活に、廣く且深くその根柢を有するは H. B. Morse がその名著 'The Guilds of China' に於て述べた所である。而してその特色は國の内外を問はず、到る所に發揮せらるゝが殊に國外に於ては一層顯著であり。その團結力も一層鞏固である。かの南洋に於ける華僑はその好例として擧げらるゝ所である。大阪に於ける在留支那商は上記華僑に比すべくも無いが既に述べた如く、渡來後六十年の久しきに及び

その間幾多の變遷があつたが、現在に於ては在留者千五百人、その貿易額一億二千萬圓に上り、實に本邦對支貿易上に於て重大なる地位を占めて居る。斯く川口貿易の發達したことに就いては、種々の事情を數ふるを得るが、前記總商會、南北兩公所、東莊公所、貿易同盟會、その他の團體も亦與つて頗る力あるものと稱することを得る。以下順を追ふて是等の諸團體に就いて述ぶることとする。

第一節 大阪中華總商會

今を距ること凡そ十八年前、宣統二年(明治四十三年)商會簡明章程に據り設立せられ、大清國大阪商務總會と稱せられたが、その後民國七年(大正七年)九月に至り、中華民國商會法及び商會法施行細則に據り、章程を變更し、農商部に稟奉して、大阪中華總商會と改稱せられたもので、その職務として章程に掲ぐる處を列擧すれば左の如くである

- (一) 在阪の華商は一致團結して外人の壟斷を防ぎ、中華全國及び各外埠の商會と相互共同して商況を調査し、國貨の販路擴張に努むること
- (二) 商工業に關する法規の制定、改修、廢止その他商工業に利害關係を有する稅則及び航海條約等に對する意見を中央行政長官又は領事に隨時開陳すること
- (三) 各長官及び商工業者の依頼を受けて商工業に關する事項を調査回答し、又商取引の障礙に就いてはその撤去を長官に請願すること

(四) 毎年當港輸出入貨物の報告を蒐集檢討し、以て比較研究に資すること

(五) 在阪の華商間或は外國商との金錢上に關する紛議に就いて公正なる調停をなし、亦外埠の華商或は支那内地商との繫争に對しては、その地の總商會又は商會に調停を依頼すること

(六) 在阪の華商にして歸國するものあらば、領事館に代りて護照を發行し、保護の任に當ること

總商會の地域は大阪市で、會員の資格は商會法に基き、民國の國籍を有する男子で、獨立して商工業を經營する者、商工業の經理人たる者、又商社の經理人たる者で、入會の希望を申出で、役員會の承認を経た者であるが、(一)公權を褫奪せられた者、(二)破産の宣告を受けた者、(三)精神病者、(四)所定の會費納入なき者及び正當の營業なく、會員の義務に任ぜざる者、(五)中國の國籍を有せざる者は會員たるを得ずと規定してゐる。大正十四年末に於ける會員の數は約三百名で、そのうち二百六十餘名は北齋公所に屬し、その他は南齋商業公所に屬する者である。昭和元年末には會員數前年に比し減少して二百七十餘名となり、二年末には増加して三百十餘名となり、そのうち北齋公所に屬する者は二百八十餘名である。

總商會の事務所は西區本田二番町十一番地の二、北齋公所の會館内に設けられて居る。役員は會長一名、副會長二名、會董十二名で任期は各二ケ年、隔年の總會に於て選舉せらるゝのである。被選舉資格は年齢三十歳以上、在阪五ヶ年以上の者で、(一)品行端正にして事理明白なる者、(二)確實なる商舖の主人又は支店の經理人たる者、(三)商工業を自營する者又は商工業の經理人たる者と規定せられて居る。隔年の定期大會に於て會董十五名を選出し、更に會董

の互選で會長及び副會長を定むる。尙會董の補缺に備ふるため、次點者九名を豫備とする。現在の會長は李慰中氏、副會長は馬敏卿、薛福基の兩氏である。會長、副會長及び會董は再選せらるゝも連任は一期を以て限とする。尙役員の選舉後、その姓名、年齢、籍貫、住地、商業行號を詳記し、領事館を經由して本國の農商部に轉報し、農商部よりは會長に對し、委任事項を列舉した委任狀を交付することである。會董で選舉前より在阪せざる者は四ヶ月以内に歸阪し、又選舉後遠出せる者は六ヶ月以内に歸阪することを要し、若しその期間内に歸阪せざるときは會董の資格を失ひ、豫備者をその補缺として前任者の任期を繼承せしむるのである。

役員はすべて名譽職で、章程を遵奉し誠心誠意會務に任じ、會員も亦聊も私見を挟みて會務を滯滞せしむるを得ず。又章程には役員及び會員の制裁に關する規定があり、會員にして若し總商會の名義を濫用して不都合の行爲を爲し、又は不正行爲を爲す者ある時は、決議に依り除名することを得、又役員に就いては理由なく大會に出席せざること三次、常會に出席せざること四次に及ぶ者、及び法律に違反し公安を害する行爲ある者は決議に依り退職せしめ、又私利を營みその非を飾り、或は不正行爲を爲し、總商會の名譽信用を毀損した者は、決議に依り除名する規定である。

總商會は役員の外有給の職員として、法律顧問一名、書記長一名、書記二名、通譯一名、會稽兼庶務係一名を置く規定であるが、目下書記一名を置き、別に日本人顧問一名を聘し、北幫公所の顧問が兼務して居り、主として對外的の交渉事務に當つて居る。

總商會は毎年三、六、九、十二月の四次に定期大會を開催して、諸般の經過を報告し、殊に年底の大會に於ては次年度の豫算を提出して承認を求め、又毎土曜日の夜常會を開き會務を協議し、商業の利害を研究し、尙緊急の事件發生すれば特會を開催するのである。是等會議の議事方法に關しては章程に詳細なる規定を設けて居る。尙總商會にては會員が新器を創製する場合、或は公司を組織して實業を興す場合には、之を飽くまで保護援助し、本國農商部の獎勵をも請求するを得る旨の規定が設けられて居る。

商會の經費中經常費は會董が編成し、且つ會員の承認を得たる豫算表により支出し、臨時費は特會を招集して、決議する規定である。而して是等の經費はすべて會員の負擔する所で、その賦課の方法は北幫公所へその三分の二を、又南幫商業公所へその三分の一を割宛つることである。

商會法施行細則第四條に據れば、商會に公斷處を附設する規定であるが、大阪總商會に於ては經費の關係から、公斷處を特設せず總商會に於て裁斷を行ふ。乃ち在留支那商の金錢上に關する紛議に就いては、關係者の懇請に因り和解仲裁を爲すのである。然し在留支那商間の紛議は、その所屬の公所に於て裁斷せらるゝ故、實際總商會の裁斷を俟つのは支那商と邦商間の紛議である。邦商側に於ても支那商との紛議、取引慣習の改廢等に就いては、總商會に對して交渉するを常とする。それ故總商會は主として對外的に、公所は對內的に、兩々相俟つて在留支那商の共同の利益を擁護して居るものと稱せらるゝのである。

第二節 大阪中華北幫公所

公所の會館の壁に刻せる公所記に據れば、北騫公所は前清光緒乙未(明治二十八年)に創立せられたもので、當初は大清北騫商業會議所と稱せられたが、大正五年十二月現在の會館の落成と同時に、組織を變更して、日本の法律に據り社團法人とし、現在の名稱に改むると共に、農商務大臣及び内務大臣の許可を得たものである。存立の期間は滿三十ヶ年で、設立の目的は左の如くである。

(一) 日華貿易の發達を圖り、會員相互の輔佐親睦を期し、並に商工業に關し、中華民國の委囑を受けて、之を調査し、且商業に關し、日華兩國民間又は中華民國人相互間に、重大なる紛議を生じたる場合に於て、當事者の請求に因り之を仲裁判斷すること

(二) 會員外の者と雖も、公益のため會館の借用を申出づるときは、之を應諾すること、又在留中華民國人にして天災地變その他非常の災害に罹り、悲境に陥る者あらば、相當の方法を以て之を救護すること

公所の會員は大阪市内川口方面に住居し、商工業に従事する者で、直隸、山東、奉天、吉林及び北部諸縣の出身者たるを要する。會員の數は大正十四年末には二百六十五名で、その重なる出身地を擧ぐれば天津、哈爾濱、奉天、營口、青島、芝罘、長春、琿春、濟南、安東縣、金州、北京、東寧縣等で、就中最も多きは、天津、哈爾濱、奉天で、營口以下は順次に次いでゐる。昭和元年末には、その數減じて二百四十名となり、二年末には増加して二百八十二名となつた。然し會員の出入が頻繁のため、公所でも正確の數は得難いとのことである。會員たるには公所に申込み、理事會の決議を経るのであるが、會員にして届出を爲さずして一年以上日本を離れた者、破産者、禁治産者等は會員の

資格を失ひ、尙公所に對し不正の行爲を爲した者、會員の資格を濫用した者、禁錮以上の刑に處せられた者は、總會の議決に依り除名するを得る旨の規定が存する。會館の所在地は西區本田二番町十一番地の二で、本田の大通に面した煉瓦二階建て、前述べた如く中華總商會が假寓する外、神戸支那總領事館の分館(公事務所辦公處)が設けられてゐる。公所の役員は理事七名、監事三名で、毎年十二月の總會に於て監事を選挙し、三年毎に理事の選挙を行ひ、理事は更に互選に由り理事長一名を選ぶ。現在の理事長は馬敏郷氏である。理事及び監事は歸國期間六ヶ月以上に亘る場合又は長く役員會に出席し難き場合は、その資格を失ひ補缺選挙を行ふのである。役員は全部名譽職で無給であるが、別に有給の書記一名を置き、庶務を擔當せしめ、尙日本人顧問一名を聘し、主として對外的交渉事務に當らしめて居る。

公所は毎年一回十二月總會を開き、財産目録、貸借對照表、事務報告表、收支決算表を提出し、尙同時に次年度の收支豫算の承認を求むる。尙時々役員會を開きて、會員全般に亘り利害關係ある事項に就き協議する。例へば運送、保險、取引改善等に關する事項は屢々協議に上る問題とのことである。

公所は古くから所屬會員を代表して保險會社と特約し、會員はその特約に基いて保險を契約するのであるが、若し會員が特約に違反して特定會社以外に保險を附するときは、公所は賠償の責に任ずる場合がある。又公所は保險會社をして月末に收入保険料の一定の歩合を納入せしめ、之に對し公所では萬一會員が保険料を支拂はず、或は支拂を延滞する時は一ヶ月内に限り、その責に任じて賠償を爲す。斯くの如く公所は責任を負擔することにより、會員のため

保險會社と有利なる特約を締結するのである。目下北鞆公所の特約せる保險會社は東京海上火災、日本海上、帝國海上運送火災、大阪海上火災、神戸海上運送火災、朝日海上火災の六社である。

公所は會館の維持、有給書記及び顧問の雇聘、救恤、義捐、慶弔等に要する経費を、所屬支那商の入會金、賦課金、出資金、寄附金及び、公所財産の收入等で支辨するのであるが、主として賦課金及び財産收入に依るとのことである。賦課金は所屬支那商の輸出貨物の原價に對し、二厘の割合で徴收する規定で、その方法は保險代理店が公所に提出する保險申込書の控へにより算出して、納付せしむるのである。而して経費を支辨して尙餘剰が生ずれば、之を基本金として蓄積し運用利殖する。北鞆公所は會館の敷地及び建物の外、多額の基本金を有すると云はれて居る。

公所は所屬支那商間及び對邦商間の紛議を調停するのであるが、支那商間の紛議の發生は頗る稀で、又對邦商との紛議は、邦商側から多く總商會宛に調停方を申出づる故、公所に於て取扱ふ場合は甚だ稀なりとのことである。

會館の階上のホールには公所の守護神を齊祀して居る。祭神は關帝及び天后聖母の二神で、關帝は關羽、天后聖母は海行平安の海神である。傳説には『海神名亦稱天后、宋莆田縣之人、林愿第六女、幼而神異、兄商海上、遇暴風、女瞑目出神救之、年二十而卒、後屢顯靈應海上、渡海者皆祈禱之、明永樂中封天妃、立廟京師、後晋封天后』とあり海上の守護神として頗る尊崇せられて居る。禮拜日は關帝は舊曆五月十三日、聖母は同三月二十三日で、當日所屬會員は午前十時頃から隨時參拜するのである。祭祀は嚴に行はるゝとのことであるが、横濱、神戸等に於て觀る如く特別の祠堂を設け、盛大なる祭奠を行ふとは大いに趣きを異にして居る。尙在留支那商は神戸に共同墓地、神戸市中山

手通七丁目中華義莊を有し、葬儀の際は所屬公所より銘旗二旒を贈り、棺は墓域の内舎に收藏し、時機を窺ひ、本國へ回送して郷里に埋葬するのである。

公所は設立の趣旨に記した如く、在留國民人が災害に罹り悲境に沈淪する場合は、之に旅費を與へて歸國せしめ、又本國に於ける天災地變、その他に因る罹災に對し、義捐金の募集を行ふたことも少くない。

第三節 大阪中華南鞆商業公所

南鞆公所の創始に就いては明かでないが、古老の言に依れば今を距る四十年前、即ち明治十五六年頃、上海出身の支那商を中心として、三江公所なる團體が設けられたのがその前身である。その後北支出身者も之に加入したが、北支出身者は増加するに及び、分離して北鞆商業會議所を設けた。三江公所は大正八年六月、新館落成と同時にその組織を變更して、日本の法律に據り社團法人とし、現在の名稱に改めたものである。設立の目的は

- (一) 日華貿易の發達を圖り會員相互の輔佐親睦を期し、竝に商工業に關し、中華民國の委囑を受けて之を調査し且商工業に關し、日華兩國民間又は中華民國人間に紛議を生じた場合に於て、當事者の請求に因り之を仲裁判斷すること

- (二) 日華兩國國民に對し會員外と雖も公共の利益ありと認むるときは會館を貸與すること

- (三) 在留中華民國人にして天災、地變、旱魃等不測の災禍に遇ひたる者あるときは、相當の方法を以て救護する

等北幫公所と全く同様である。

公所の會員は大阪市内川口方面に住居し、商工業に従事する十六歳以上の男子で浙江、江蘇、安徽、山西、湖北諸省の出身者たるを要する。會員の數は大正十四年末に於ては四十五名、商店數二十六とあるが、店數三十位とも稱する。その出身地の重なるは上海、寧波、漢口等である。昨年末に於ても略々同様で會員の家族、店員を加ふれば百三十餘名に達して居る。

會員たるには公所に申出で、役員會の承認を経るのであるが、會員にして届出を爲さず一年以上日本を離れた者、破産者、禁治産者等は會員たる資格を喪ひ、尙不正行爲を爲したる者、公所の名義を濫用して事端を生ぜしめた者、禁錮以上の刑に處せられた者、阿片喫煙癖を有する者等は總會の決議を以て除名することを得る規定である。公所の會館は西區本田三番町十六番地に所在し、木造洋風二階建て階上にホールを設けて居る。

公所の役員は理事八名で、總會に於て選舉せらるゝ。被選舉資格は三十歳以上の男子で在阪三ヶ年以上なるを要し任期は二ヶ年で、再選は一期を限りとする。理事は互選を以て理事長及び副理事長を選ぶ。現在の理事長は朱志方氏副理事長は鍾徳福氏である。役員が歸國して六ヶ月以上に亘るときは、その資格を失ひ補缺の選舉を行ふ。又役員は全部名譽職で別に有給の書記一名を置き、尙日本人顧問一名を聘し、現在では北幫公所の顧問の兼務である。公所は毎年三、六、九、十二月の四度總會を開き、諸般の経過を報告し、尙收支豫算を提出して承認を受くるので

ある。役員會は時々開催して、主として會員全般に亘り利害關係を有する事項が協議せらるゝ。

公所は一昨年より北幫公所と同様、所屬支那商を代表して、東京海上火災、帝國海上運送火災、神戸海上火災の三保險會社と特約し、支那商はその特約に基きて保險の契約をすることゝなつた。尙公所は所屬支那商間及び對邦商との紛議の調停を爲すのであるが、之亦北幫公所と同様の理由で、實際上の取扱は稀なりとのことである。

公所が會館の維持、有給書記及び顧問の雇聘、救恤、義捐、慶弔等に要する經費は、所屬支那商より徴収する賦課金、出資金、徴収金及び財産収入、有志者の寄附金等に依るのであるが、現在では賦課金、保險料の割戻等が主だとのことである。而して賦課金は所屬支那商の營業の多寡に依るもので、定款には輸出貨物に對し原價の幾分を賦課することに定め、その割合は役員會で決定するのである。而して經費を支辨して剩餘が生ずれば、之を基本金として利殖し、役員の決議に基き興學、育才及び智識増進の資に供する規定である。尙公所は會館の敷地及び建物の外、若干の基本金を有することである。

會館の階上ホールには守護神を齊祀し、その祭神は北幫公所と同様關帝及び天后聖母で、毎年舊曆三月二十三日及び五月十三日に禮拜を行ふ。當日支那商は禮装して、午前八時頃ホールに參集し、禮拜の式を擧ぐる慣例である。又公所々屬の支那商は神戸に共同の墓地を有すること前述へた通りである。尙公所は貿易關係のみならず在留者の救恤本國に於ける罹災に對する義捐金の募集、救恤、義捐、慶弔等に關する事項をも併せ行ふものである。

第四節 東莊洋貨公所附貿易共進會

川口貿易に直接關係ある團體で、日本雜貨取扱商の團體として上海に東莊洋貨公所があり、又天津に貿易共進會があつたが、後者は設立後一年ならずして解散した。然しその再興が企てられて居る故之をも併せて略述することとする。

上海に於ける雜貨商は、その取扱商品に依つて左の六組合に分れて居る。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (一) 上海華洋雜貨職員同議會 | (泗涇路六十二號) |
| (二) 洋貨公會 | (佛租界同德里) |
| (三) 洋貨公所 | (城隍廟點春堂) |
| (四) 東莊洋貨公所 | (西門冬青園六十七號) |
| (五) 洋貨九業公所 | (佛租界新橋街振新里) |
| (六) 崇義堂南貨公所 | (小南門二十五保) |

尙外に北貨公所があり、南市及び北市の二ヶ所に分設されて居る。各組合は所屬商店數概ね六七十軒なるも、同一商店で二個以上の組合に加入するものもある。組合は日常取引の決済に使用する貨幣の種類、各種貨幣の交換價格權衡の種類、貸借の決済期等を定め、更に商品に依りては倉出、運搬等に關する事項をも規定して居る。前記雜貨商組合の内、東莊洋貨公所が川口貿易に直接關係ある團體である。

今を距る二十餘年前、光緒三十二年二月、上海在住の邦商が、日本雜貨及び織物を取扱ふ支那商と協議して、共同の利益を増進し、且營業上の弊害を矯正するため、東莊洋貨同業公所と稱する團體を組織し、日支兩商が時々會合して商談を行ひ、濫賣の弊を防ぎ信用の維持、紛議の調停等に努めたが、その後この團體は解散して日本雜貨を取扱ふ支那商即ち東莊洋貨のみが團體を組織して、東莊洋貨公所と稱し今日に及んだのである。

東莊洋貨公所設立の目的は同業者の聯絡を圖り、共同の利益を維持し、營業上の弊害を矯正するに在る。會員は上海區域内に現住する日本雜貨取扱業者で、信用良好なる者と定めて居る。會員たるには同業者の紹介を得て公所に出で、會員全部の同意を得るを要する、現在の會員數は四十五六名である。

事務所は上海西門冬青園六十七號で、役員は董事一人、副董事一人、議董七人で、その任期は各一ヶ年で、再任するを得るのである。議董は各商店の代表者より複記名式により選出し、更に議董より董事及び副董事を互選する。然し左に該當するものは選舉權及び被選舉權を有せなし。

- (一) 破産の宣告を受け尙未だ恢復せざる者
- (二) 共同の利益を損害する行爲ある者
- (三) 精神病者
- (四) 品行不良にして、聲譽面白からざる者

董事は一切の事務を處理し、副董事は董事を補佐し、議董は一切の事務を評議する權能がある。公所現在の董事は

王洋林氏、副董事は章景福氏である。公所は毎週一回常會を開き常務を協議し、尙緊急の事項發生する時は臨時會を開催するのである。會員は入會の際入會費を納入するが、その割合は資本二千兩以下の者は銀二十五兩、二千兩以上の者は毎千兩に付き銀十兩宛を追加増徴する。尙會費は毎月一回徴收し、(甲)月額三元、(乙)月額二元、(丙)月額一元の三種に分れて居る。その外公所は會員の取引年額の一厘を口錢として徴收する。公所は毎年末收支の計算をなし印刷の上各會員に報告するのである。公所の會員は公所設立の目的たる共同の利益を維持し、營業上の弊害を矯正するため(一)公所の章程を遵守し、(二)同業者相扶助して軋轢を避け、(三)共同の利益を維持し、(四)貨物の賣價は公議を経て定め且之を嚴守し、(五)營業上の利弊は隨時提議討論してその革新を圖り、以て、(六)公所の進歩を補助する責任を負ふのである。若し之に違背し責任を放棄する者は公所の議決により處罰せらるゝのである。

公所の會員は選舉權、被選舉權及び營業上の革新を提議し、又會議に列して發言するの權あるのみならず、左記の事件に遭遇した際は、公所に援助を請求することを得るのである。

- (一) 金錢上の紛糾
- (二) 營業上或は信用上他人に侵害せられ、又は損失を蒙りたる場合
- (三) 營業上及びその他の事件にて紛糾し解決し難き時
- (四) 己むを得ざる事情に因り營業を委託し又は管理せんとする時
- (五) 公所全体の營利權に關係する件

尙公所は共同の利益を保護し、會員全般の福利を増進するため、東莊同業公益規定を設けて居る。その内容は使用人の雇用、罷免、制裁、保護等に關する規定が主である。その要を述べれば公所の會員が新に人を雇聘せんとする場合は、豫め元の使用主に照會するを要し、又使用人は辭職前に他店の使用人たるを得ず、辭職を爲すは年末及び節季末なるを要し、且一ヶ月前、その旨を店主に申出で、店主は五日前に解雇を發表することとし、又使用人にして(一)品行不良にして店務を妨害する者、(二)行爲惡劣にして屢々戒むるも改悛の狀なき者、(三)店規を紊し規約を守らざる者等は、會員より公所に報告し、公所は會館に掲示して戒告を與へ、改悛せざる者は之を除名し、同業者をして再び雇用することからしむる。尙使用人にして業務を妨害し、信用を毀損し、私かに公金を消費した者は公所に報告し、公所は同業者に通告して再び雇用するを禁ぜしむる。尙使用人の待遇に關しては徒弟、見習は番頭、手代に準ぜしめ、店主又は支配人にして使用人に對し苛刻なる待遇を爲し、或は當然與ふべき利益を給與せざる時は、使用人をして公所に具陳せしめ、公所の處理を俟たしむ。又使用人にしてその分を守り過失無き時は左の特典を與ふるのである。

- (一) 一時の失業のため、生計を立てんとする者は、職業の紹介及び指導を公所に請求することを得
- (二) 罪無くして名譽を犯された者に對しては公所は代理して釋明し、安んじて業を爲さしむること

尙公益規定には取引先その他取引關係を有する商店が、破産損失をなした際、債務の清算前は凡て取引を停止することを規定して居る。

東洋洋貨公所は古くから大阪貿易同盟會と協定して、公所會員にして新に大阪に仕入店を設け、又は出張員を派遣する場合は、先づ公所に登録し公所の役員を紹介状を持参し、同盟會はその紹介状に基き、信用状態を調査して取引開始の可否を會員に通知するのである。

従来上海で、日本雜貨は東洋莊のみで取扱ふて居たが、近來は西洋雜貨の取扱商なる西洋莊にても、漸次日本雜貨を取扱ふ傾向を生じたことである。然し西洋莊と歐米商間の取引の嚴格なるに比し、東洋莊と邦商間の取引は一般にルーズで餘程見劣りせらるゝと云はれて居り、改善の餘地が尠くないのである。その改善に關して公所と大阪貿易同盟會との間に交渉懸案の存するは既に述べた所である。

大阪貿易同盟會では上海方面の實績に鑑み、數年來天津方面にも支那商の團體を設けんと計畫して居たが、機熟し大正十四年八月天津の雜貨商で、大阪に仕入店又は出張員を有する者二十餘名を糾合して、天津貿易共進會を組織した。その目的は協力一致して取引上の弊害を除去し、貿易の發展を圖り、相互の利益を増進するに在つた。會員の資格は雜貨業者及び密接の關係を有する者で、入會を希望する者は會員三名以上の紹介を得て申込み、全會員の承認を経る事を要する。尙申込書は二通を作成し、その一通は大阪貿易同盟會へ轉送する。その申込書には某字號、住所在何趾、資本若干、股東何人、領東何人、大阪出張員何人、住大阪幾番、紹介人何人等の事項を記載する。

役員は理事長一名、副理事長一名、理事四名、任期は各一ケ年で、毎年の總會に於て選舉せられ、連任數回に及ぶ事を得る。總會は毎年一月招集せられ、前年度の會務及び會計の報告を爲し、又理事の改選をも行ふのである。又理

事會は毎月第一及び第三土曜日に開き、尙必要ならば臨時總會又は理事會を開催する事を得る。會員は入會に際し入會金廿元を納入し、又會費は月額一元の割で三月毎に納むるのである。會員は賣買交易上、一致して共同の利益を擁護し、會員に對し不正の行爲を爲し、又は共同の利益を害する者に對しては、一致共同して賣買交易を拒絶する。尙會員にして會則に違反し、不正の行爲を爲し、共同の利益を顧みず、濫賣等の所爲ある者に對しては調査の上總會を招集して除名の制裁を加ふるのである。

共進會設立の當初は種々期待せられたが、同盟會との申合が充分勵行せられず、又支那商間にも内訌を生じ、終に十五年九月解散するに至つたのは頗る遺憾とする所である。

第五節 大阪貿易同盟會

川口貿易に直接關係ある支那商の團體としては前述した如く、總商會、南北兩公所、東洋洋貨公所があり、之に對して邦商側の團體としては、大阪貿易同盟會を擧ぐることを得る。同盟會以外にも綿絲布關係で、大阪綿絲商同盟會大阪綿布商同盟會及び輸出綿絲布同業會があり。加工綿布關係で中日親和會があり、又近時設立せられた貿易商の團體で大阪輸出協會がある。以下此等諸團體について述ぶることとする。尙川口貿易には直接關係なきも、滿鮮直輸出商の團體たる大阪滿鮮貿易商同業組合並に、滿洲に於ける輸入組合についても併せて述ぶることとする。

曩に川口及び神戸貿易に關係ある大阪の貿易商が、賣込の競争より生ずる種々の弊害を防ぎ、共同の利益を増進す

るため、團體を組織した。その重なるものは大阪貿易同志會(會員八十餘名)、大阪輸出同盟會(會員六十餘名)及び北支那輸出同業會(會員百十餘名)であつた。是等團體は、各その目的を等しうするため、年來合同の議があり、終に機熟し大正十一年三月合同成立して新に組織されたのが大阪貿易同盟會である。その目的とする所は貿易業者及び密接の關係を有する者が協力一致して、親睦を旨とし營業上の弊害を矯正し、貿易の發展を圖り、進んで華商又は外商の組織せる公會、同業會及びその他の團體と聯絡を保ちて、意志の疏通を計り、彼我の福利を増進するのである。同會には第一部、第二部及び第三部を置き、第一部は南支、南洋その他の方面を擔任し、第二部は上海及び長江沿岸を擔任し、第三部は北支那及び露領方面を擔任するが、その主力は矢張り支那方面に存するのである。會員は大阪に於ける主なる貿易商(神戸方面の二三當業者をも含む)、銀行、運送店等で多數を網羅して居るが、その大部分を占むるは雜貨方面の貿易商で、會員の總數は百七十七名に上つて居る。會長は二川仁三郎氏(洋傘竝原料)、副會長は福島英二郎氏(莫大小)、第一部長は東谷岩次郎氏(玩具硝子珠)、第二部長は吉村勝太郎氏(硝子鏡)、第三部長は鈴木彌之助氏(綿毛布)、事務所を大阪府立商品陳列所内に設く。

同會は會員の賣込競争より生ずる弊害を防ぎ、且取引の安全を期するため、年來努力する處が尠く無いのである。その二三を擧ぐれば(一)支那商が新に川口に於て取引を開始する場合には、先づその支那商の信用を調査して取引開始の可否を決し之を會員に通知し、又既に取引する支那商の信用に動搖を來した場合は會員に之を報告して警戒を爲さしめ、(二)支那商にして不當に代金の支拂を延期し、或は理由なくして値引を強要する者に對しては、會員に代つ

て交渉を爲し、(三)支那商の不拂に對しては會員の權利を擁護し、進んで交渉解決の任に當ること等である。而して是等の交渉は直接又は總商會、公所等を経て解決に努めて居る。同會が上海の東莊洋貨公所と古くから協定して取引の安全と確實とを計り、又取引方法の改善に就いて種々努力して居ることは前既に述べた所である。尙同會は民國人の救恤及び追悼、雲南省の震災、四川省の水害等に對する義捐、阪神在留支那商との交驛等中華總商會その他と提携して、彼我の接近を圖り、相互の融和親善に努めた所尠しとせないものである。

第六節 大阪輸出協會

前記貿易同盟會と併せて述ぶべきは大阪輸出協會である。輸出協會は昭和二年三月大阪に於ける有力なる雜貨輸出商が相計り、大阪市産業部の海外貿易助長施設と相俟つて、大阪優良商品の海外に於ける發展に貢献するため設立せられたものである。その目的は公私貿易助長機關と連繫して、取引の紹介、海外市場及び競争品の調査研究、信用調査、商標保護、取引方法の改善濫賣の防止、品質の改善、等輸出貿易の促進を圖ると共に、海外に於ける見本市及び見本展覽會の開催等貿易助長の實際的施設を爲すのである。

會員は五十七名で、汽船會社四名の外はすべて貿易商である。その業種は莫大小、鈕釦各四名、硝子器、帽子、化粧品各三名、タオル、金物、ゴム製品、染料及顔料、醫藥品、蚊取線香、文房具、金屬細工物各二名、毛布、クレーパー、帶子、絲類、絲組紐、樟腦及藥品、自轉車、磁器鐵器、アルミニウム製品、製銅、魔法燻、鏡、洋傘、刷子、

セルロイド製品、乾物、味の素、革製袋物、小間物、玩具各一名である。役員は會長、副會長、理事長、理事で、會長には大阪市長を推し、副會長には市助役、理事長には市産業部長、常務理事には市産業部調査課長及び、二川仁三郎(洋傘)、中山太一(化粧品)、小畑源之助(日本ペイント社長)、樋口勇吉(帽子)の諸氏が當り、尙理事として市内有力なる輸出商十數名、特別會員として海外市場の商品陳列館長等十名、又顧問として大阪府知事、大阪商工會議所會頭、大阪及び神戸の税關長等を推して居る。

輸出協會が創立後の事業としては昭和二年九月大阪市の後援の下に會員三名より成る南洋旅商班を組織し、會員取扱商品中の南洋向優良品の見本を携行して、各地に見本市を開催し、又昭和三年三月上海に大阪優良品展示會を開催し、孰れも相當の成績を収めた。輸出協會は創立日尙淺く未だ特記すべき業績を擧ぐるに至らぬが、大阪市の後援の下に官民合同の貿易促進機關として將來その特色を發揮するであらう。

第七節 綿絲布商團體

前に雜貨賣込商の團體たる大阪貿易同盟會及び大阪輸出協會について述べた故、こゝでは綿絲布商の團體について述ぶ。大阪には取引關係の廣い有力な綿絲布商が多く、我國の綿絲布の大部分は其取扱にかゝるのである。其團體は大阪綿絲商同盟會、大阪綿布商同盟會及び輸出綿絲布同業會で、會員は大部分共通である。會員數は綿絲商同盟會では甲種十四名、乙種十七名で、乙種は取引の仲介をなす公認仲立人である。綿布商同盟會では一部六十九名、二部十

七名で外に公認仲立人甲部二十九名、乙部二十九名である。一部及び甲部は生地綿布及び加工綿布を取扱ふ者で、二部及び乙部は加工綿布のみを取扱ふ者で、尙地方機業者にして準會員たるもの三十三名ある。輸出綿絲布同業會では甲種二十二名、乙種三十四名で、乙種は公認仲立人である。此等團體の代表者は綿絲商同盟會及び綿布商同盟會では月番幹事を置いて代表せしめ、輸出綿絲布同業會では會長を置く、目下會長は伊藤忠兵衛氏である。事務所の所在地は綿絲商同盟會及び綿布商同盟會は東區唐物町一丁目、輸出同業會は北區中ノ島二ノ二〇江商ビル内である。

綿絲商同盟會は會員相互の親睦を厚くし協同一致取引の改善を圖り斯界の向上發展を期するのが目的で、その設立の年月は明でないが、大正六年頃には既に相當有力の團體であつた。當時綿絲卸商及び仲立人の團體たる大阪綿絲商組合があつたが微々として振はなかつた故、一流の間屋筋のみが集まつて前記同盟會を組織したのである。

大阪綿布商同盟會はもと大阪織布商同盟會と稱したが、大正八九年頃改名したもので、商業道德と商慣習を重んじ取引の改善を圖り、同業者協力一致前途の發展を期するが目的で、當初は生地綿布を取扱ふもの、團體であつたが、大正十二年六月加工綿布取扱者も加入せしめ第二部を設けたのである。前記大阪綿絲商同盟會及び綿布商同盟會は東と綿絲商組合、東京綿布商同業會、名古屋綿絲商組合、名古屋綿布同盟會、京都綿絲商同盟會、京都綿布商同盟會と共に、日本綿絲布聯合會を組織し、斯業に關する諸種の重要問題を研究し、斯界の發展を企圖する。聯合會の事業として特筆すべきは、かの綿織物消費税の撤廢の運動もその一であつた。

輸出綿絲布同業會は大正十年四月の創立で、綿絲布商の有力者を網羅し、綿絲及び綿布の輸出を奨励し、取引の改

善を圖り、併せて會員共通の利益を増進するを目的とする。會には第一部、第二部を置き、第一部は輸出綿絲に關する事項、第二部は輸出綿布に關する事項を分掌せしむる。

前記綿絲商同盟會、綿布商同盟會及び輸出綿絲布同業會はそれ／＼取引に關する細則を設け、又會員間の紛議を仲裁判斷する、又川口在留支那商に對しては會員を代表して、總商會又は公所を通して交渉するのが常である。元來綿絲布商は雜貨商と趣を異にし、各自支那商を選択して取引をなし、且その選擇は比較的嚴重であり、又その支那商も雜貨專業者と異なり、相當資力ある者が多く、その取引は原則として現金取引で比較的安である故、雜貨商の如く團體的承認をなす如き必要が生ぜなかつたのであらう。綿絲及び生地綿布の取引條件は紡績會社の定むる所で之が比較的勵行せられ、綿絲布商及び支那商はその定むる所に遵ふ故、あまり問題を生ぜないが、加工綿布では屢々問題を起し、綿布商同盟會と支那商との交渉が行はるゝのである。支那商との取引には歩引と稱する値引慣習がありそれは綿絲及び生地綿布には無く、加工綿布にのみ行はるゝ。その歩引は通常川口に於ては一分、神戸に於ては二分の定であるが、綿布商同盟會は總商會に對し綿絲及び生地綿布と同様之が撤廢を交渉したが、支那商の結束の鞏固なるに反し、賣込商側には顧客を失ふを虞れて異論を唱ふる者があり、終に交渉は失敗に歸したことがあつた。又一昨年綿織物の消費税が廢止せられた時、從來神戸の支那商が承認書引又は箱引と稱して手数料一箱につき五十錢を徴收してゐたが、最早承認書引の必要な故之が撤廢を總商會宛に交渉したが、支那商はその收入減を口實として應せず而かも不買同盟を提唱して久しく紛糾してゐたが、終に從來の五十錢を減額して三十錢に変更して漸く落着した。綿絲及び

生地綿布に對し支那商の支拂は割合に嚴重であるが、加工綿布は延引勝である。綿布商同盟會では三日以上代金の支拂が遅延した場合は會員より届出でしめ、支那商に對し警告を發し、更に會員に通知して取引を停止することゝしたが、勵行は困難の模様である。要するに雜貨の場合と同様支那商の團結に比し、邦商側が一致協力に於て缺くる所あるに歸因するのである。尙加工綿布關係の團體に中日親和會がある。これは大正十五年八月の設立で彼我關係者が集まり日支交驩の實を擧げ、相互の事情を疏通せしむると共に、益々商取引の發展を期するのが目的で、會員は邦商側四十五六名、支那商側百四五十名で双方より輪番幹事を選び、春秋二回會合を催し、取引上の諸問題を協議することである。

第八節 大阪滿鮮貿易商同業組合附滿洲輸入組合

以上の諸團體は川口貿易に直接關係ある團體であるが、茲には川口貿易には關係無きも滿鮮直輸出商の團體たる大阪滿鮮貿易商同業組合及び滿洲に於ける輸入組合について、その大要を述べて參考に供することゝする。

同業組合は明治二十六年七月朝鮮貿易關係の米雜穀輸入商、雜貨輸出商等が主唱して設立したもので、當初は大阪朝鮮貿易商同業組合と稱せられ準則組合であつたが、明治四十年七月重要物産同業組合法に據る同業組合に変更し、その後滿洲方面への輸出増加するに及び、大正七年一月現在の名稱に改めたのである。

組合の目的は朝鮮及び滿洲との通商の發達を圖り、彼我營業上の弊害を矯正し信用と福利とを増進するに在つて、

會員の資格は大阪市内に居住し左の營業に従事するものとする。

- (一) 朝鮮及び滿洲と直輸移出入の營業を爲すもの
 - (二) 朝鮮及び滿洲商人より委託により買次輸移出を爲す問屋業
 - (三) 朝鮮及び滿洲荷主の委託により主として内地販賣の仲介を爲す問屋業
 - (四) 内地荷主或は製造業者よりの委託を受け朝鮮及び滿洲へ販賣の仲介輸移出を爲す問屋業
- 而して組合員はその營業の種類に依り

一、輸 移 出 部

二、輸 移 入 部

三、買 次 部

の三部に分ち、各部毎に代議員を選出して組合會を組織し、組合會に於て役員を選挙する。役員は組長、副組長、評議員、部長で、現在の重なる役員は組長栗谷喜八氏(茶輸出商)、副組長大津禎造氏(雜貨買次商)、庄野嘉久藏氏(米雜穀輸入商)である。

會員の業種は雜貨買次商、米雜穀輸入商の外綿絲布、諸織物、メリヤス、タオル、絲物、海産物、乾物、洋酒、罐詰、茶、酒、醬油、味噌、果實、食料品、帽子、靴、洋傘、和傘、小間物、化粧品、筆墨文具、囊物、足袋、履物、靴、漆器、陶磁品、硝子器、扇子、團扇、籐細工、金屬、器械器具、藥品、染料、諸油、木材、建具、諸紙、印刷材

料、寫眞機、自轉車、荒物、雜貨等の問屋、製造者を含み頗る多種多様である。會員數は昨年七月末現在輸移出商四百四十八名、輸移入商七十一名、買次商十八名で、その後多少増減した。そのうち買次商と稱するは滿鮮各地の取引先たる邦商、鮮商及び支那商より注文を受け各種の商品を買集めて、之を注文主に積送販賣する問屋で、滿鮮方面の小口の輸移入商にとっては頗る利便とせられ、従つて買次商も多數に存したが、近年各種の問屋が滿鮮方面に出張して直接取引を開始するに至つた故、買次商の重要性を減じその數も著しく減少したとのことである。

組合員の取引は當初朝鮮貿易商の團體であつただけ、現在に於ても朝鮮との取引が主で、滿洲との取引は従たる觀があるが、將來は力を滿洲方面に注ぎ、貿易の發展を期することである。組合員中綿絲布關係のものは殆ど毎月又雜貨關係のものは三ヶ月に一回位出張員を派出し見本を携帯し、邦商、鮮商及び支那商の取引先について注文を受くる。契約は圓建で先方着値のこともあり、大連渡のこともあり、又大阪渡のこともありて一定せない。貨物には荷爲替を附するのが常で、綿絲布の場合は引換拂であるが、雜貨の場合には六十日サイトが多いとのことである。

組合の事業は營業品の検査、仲裁判斷、功勞者の表彰、使用人の取締、營業上の取締、取引の保護等であるが、そのうち最も特筆すべきは包装荷造の検査で、組合は検査員二名を川口及び梅田驛に常派し、指定の荷扱所(運送店)に於て組合員の輸出貨物の包装荷造につきその完否を検査し、場合によりては改装を行はしむるので、大正九年開始以來現在まで繼續し、その間荷造の改善を促したことは尠くないことである。又組合は關係者の申出により取引上の紛議に關し仲裁解決に努めて居る。

本年五月組合の主催で組合員二十一名団体を組織して渡滿し、安東、奉天、長春、哈爾濱、營口、大連、其他の諸都市に於て、見本市を開催し多大の成果を收め、尙その際滿洲の輸入組合と左記の申合を爲したとのことである。

一、大阪、滿洲兩地組合間の取引方法は自由とするも、その取引に對して滿洲各地の輸入組合は支拂保證をなすこと

二、荷物の發着に對しては兩地組合が遅延なきやう取計らうことは勿論、取引上の紛争に對しても兩地組合がその解決の任に當ること。

三、大阪滿鮮貿易商同業組合の商品見本を取纏め、滿洲各輸入組合に送付し置くこと

四、組合員の信用調査は秘密にすること

尙滿洲直輸出に關し、今後兩組合の間に種々具體的交渉が行はるゝであらう。又同業組合の一部にはこの際組織を變更して、對滿洲輸出組合となすやう主張する者もありとのことである。次に前記滿鮮貿易商同業組合と關聯して滿洲の輸入組合について略述する。滿洲に於ては在滿邦商の衰頹を挽回し、本國との貿易を振興するため、豫て關東廳及び南滿鐵道會社で研究中であつた輸入組合を彌々實行することとし、先づ大連、撫順、旅順、本溪湖、瓦房店、安東、大石橋、鐵嶺、營口、開原、鞍山、四平街、遼陽、公主嶺、奉天、長春、哈爾濱、吉林の十八都市に輸入組合を設けせしめ、更に大連に輸入組合聯合會を設立することとし目下着々進捗中である。

輸入組合は前記諸都市に於て、店舗を構へ輸入品取扱を營業とする邦商を以て組織するのである。組合は特別法に基く滿洲輸入組合成立までを存續期間とし、組合員の出資は一口五拾圓で、一名の所有口數を十口以上、百口以内に限定した。

組合の事業は各地の組合で幾分異なつて居るが、その重なる事業は

- 一、組合員に對する仕入資金の貸付
 - 二、仕入の斡旋、改善及び委託販賣の仲介
 - 三、商店經營の改善及び販路開拓に關する事項
 - 四、運賃並に運送上の事項交渉、商品の展示紹介、其他貿易振興に關する事項
- である。組合には理事、監事、評議員及び顧問を置き、理事は滿鐵關係者を任用して、組合經營の衝に當らしむることである。

組合員に融通する資金は組合員の出資、積立金及び滿鐵の助成金で、當初は後者のみを融通し、前者は銀行に預金し、その利子を組合員の出資金に繰入ることである。資金の貸付に關しては指定銀行（正隆銀行、滿洲銀行）を設け、その銀行をして組合の理事と協議の上貸付を行ふのである。先づ組合員三名以上をして連帶責任の商團を組織せしめ、貸付はすべてその商團に對して行ふのである。貸付は信用貸と擔保貸との二種で、信用貸は借入人出資金の二倍を限度とし、その用途は仕入決済資金及び信用狀發行の保證金に當つるのである。擔保貸は借入人出資金の三倍

を限度とし、その擔保品は米、晒金巾、粗布、綿布、綿絲、朝鮮紙等すべて三十一種を指定し、滿鐵、國際運輸その他指定倉庫發行の倉庫證券を擔保とするのである。貸金は、現金で交付せず(一)荷爲替又は代金取立の場合は振替決済を行ひ、(二)代金引換郵便の場合は、郵便局渡小切手を交付し、(三)無爲替の場合は、銀行より仕入先に返金する等、資金が目的以外に流用せらるゝを防ぐ規定である。

貸付期間は二ヶ月以内を原則とし、最長三ヶ月を超ゆるを得ざらしむる。貸付利率は日歩貳錢五厘で、うち取扱銀行手数料五厘五毛、組合欠損補償積立金六厘五毛、組合經費六厘五毛、借入商團積立金六厘五毛に當つる定である。尙信用狀發行については手数料として日歩五厘を徵求する。

滿洲輸入組合聯合會は滿洲に於ける輸入組合を以て組織し、聯合各組合の事業を統制し、共同事業の實行を圖るを目的とする。聯合會には理事一名を置き、滿鐵の推薦に依り聯合會總會に於て選任する。之が輸入組合統制上最も重要な職務を行ふのである。

前記輸入組合の事業に對して滿鐵は五百萬圓を當分無利子で融通することと、組合はその融通資金を五ヶ年据置き六ヶ年目より毎年百萬圓宛償還する豫定で、十ヶ年後には償還後尙參百萬圓の積立金と、相當巨額の組合員出資金とを有する豫想である。

現在滿洲に於て邦商が使用する資金は銀行融通の分日歩三錢乃至四錢、又薄資者で銀行以外より融通を受くる分は非常な高利だと云はれて居る。輸入組合の貸付は前記の如く日歩二錢五厘であるが、出資金の利子、商團積立金など

を差引して之を現在に比較すると非常な低利で、更に運賃の低減、共同仕入その他による輸入諸費用の低減を考慮に容るれば、從來の賣價に比し優に二割乃至三割位低廉ならしむる見込で、是により支那商及び外國商館と優に對抗し得て、販路の擴張を圖り在滿邦商の商權を回復し、延いては我が對滿貿易の進展を期することである。

第五章 貿易の現状

大阪在留支那商及びその團體につきては前既に述べた所である。而して此等在留支那商に依つて行はるゝ對支貿易は所謂川口貿易で、その輸出先は上海以北、滿洲を含む中支及び北支の一帶である。もとよりその方面の輸出でも、支那商の手を経ず邦商に依るものがあり、又南支方面にも邦商に依り輸出せらるゝものもあり、此等全部が合して大阪港の對支輸出となるのである。又神戸在留支那商の手を経て、大阪商品が、廣東、福州、厦門等の南支方面や、臺灣、香港、佛領印度、南洋一帶に輸出せらるる故、在留支那商に依る對支貿易には、川口貿易の外に前記神戸經由の南支輸出をも加算すべきである。然し孰れの點よりするも川口貿易は對支貿易に於て最も重要な地位を占めて居る本章に於てはその貿易の現状につきて述ぶることとする。

第一節 貿易額

大阪在留の支那商は大正十四年末現在に於て、その店數約三百、内南鞆商業公所に屬するもの二十六、北鞆公所に屬するもの二百六十五である。而してこれ等の支那商が取扱ふ商品は、輸入に於ては棉花、麻、藥種、皮革、人毛、蠟表、製紙原料、刷子材料等で、就中最も重要なものは棉花及び麻である。又輸出に於ては綿絲布、諸雜貨、海産

物、砂糖、藥品、銅鐵、機械等で、就中綿絲布及び諸雜貨が最も重要な地位を占めて居る。これ等の輸出入品の差額については全く據るべき統計はないが、之を調査する直接の方法は税關に於ける支那商關係の輸出入申告書を集計することで、之に依つて取扱商品別にその金額を明かにし、又對支輸出入總額との割合をも正確に算出し得るが、實際には煩に堪へずして殆んど不可能である。従つて間接の方法として船會社、鐵道、保險會社及び銀行について支那商關係の取扱高を調査するの外ないが、前三者からは正確な資料を得難いので、銀行について調査したるものを示せば次の如くである。

在留支那商の取扱高は、もとより年により貿易の消長によつて増減を免れないが、大正十四年に於ける取扱高は、輸入額約三百萬圓、輸出額一億二千五百萬圓と推定せられて居る。尤も輸入額三百萬圓は取引銀行の推定で、輸出額一億二千五百萬圓は次の如き推算に據つたものである。

(一) 支那商が大正十四年中正金、朝鮮、臺灣、三井、三菱、安田、住友、インターナショナルの八行を通じ買入資金として本國から回金した總額は

上海	天津	青島	滿洲
四四、二九千圓	二二、七三三千圓	六、八一〇千圓	五一、六〇七千圓

合計一億二千五百二十萬圓で、又神戸方面より流入したる金額は大約二百萬圓である。尙輸入品代金の一部大約五十萬圓が買入資金に轉じたものと推定せらるゝから、總計一億二千六百七十萬圓を支那商が實際買付に費した金額と看

做すのである。

(一) 支那商が、十五、加島、三井、住友、三十四、山口等の各取引銀行の當座勘定から支拂つた總額は、一億三千三百萬圓と推定せらるゝが、そのうち支那商間の振替(主として爲替小口賣)五百萬圓及び輸入品の代金回送二百五十萬圓を差引き、殘額一億二千五百五十萬圓を支那商が實際買付に支拂つた金額と見做すのである。

以上二個の推算から内輪に見て支那商の取扱にかゝる輸出額(運賃及保險料を含む)を、一億二千五百萬圓と推定したのである。而してこの金額は同年の大阪港對支(關東州を含む)輸出總額三億四千萬圓に對し、その三割七分を占むる割合で、實に川口貿易が大阪港對支輸出貿易上に於て想像以上に如何に重大なる地位を占め居るかに驚かざるを得ないのである。尤もこの割合は算出の基礎を異にする兩者を比較したるため、只大勢を示すに止まるものなるは云ふ迄もない。

大正十四年は支那にとりては多難の年で、その前年末以來の政治的紛争は遂に秋季に至つて奉浙兩派の争鬪となり又かの五卅事件は惹いて南支の排外運動となり、政治的並に經濟的不安に禍され、支那の對外貿易は尠からざる障礙を蒙つたのである。殊に香港の如きは久しきに亘つて經濟封鎖のため深甚なる打撃を受け、從來維持した貿易上の地位を失ふに至つたが、幸にも我が對支貿易は英貨排斥による好影響と爲替低落のため著しく貿易額の増加を示し、支那の對外貿易上、輸出入共に列國中第一位を占むることゝなつたのである。又我が大阪港のみについて見るも、大正十四年の對支輸出額は三億四千萬圓と云ふ空前の記録を作り、その前年に比して七千餘萬圓の激増を示したのである。

る。此等の事實より推測し、前記大正十四年の支那商の取扱高、即ち川口貿易額一億二千五百萬圓は寧ろ平年以上の數字と見做すことが出来るのである。

更に川口貿易を地方別に見るときは、輸入額三百萬圓の仕出地は主として上海及び天津であるが、その詳細は明かでない。又輸出額一億二千五百萬圓の仕出地は、上海方面(千五百萬圓)、及び北支那(滿洲を含む)方面一億一千萬圓で又之を商品別に示せば次の如くである。

綿	八五、〇〇〇千圓
絲	
布	
雜	四〇、〇〇〇
貨	

上海への輸出額は同地よりの送金額に比して著しく少額であるが、その差額は天津、青島その他から上海を經由して送金せられたものと解せられてゐる。尙その輸出額を仕出地及び商品別に見るときは次の如くである。

上海方面	雜	貨	一五、〇〇〇千圓
北支那方面	綿	絲	八五、〇〇〇
	布		
	雜	貨	二五、〇〇〇
合	計		一三三、〇〇〇

尤も上海方面へは綿絲布が百五十萬圓位、支那商の手で輸出せられたとのことであるから、詳細に云へば北支那方面輸出の綿絲布の總額から、それだけ控除して上海方面への輸出額に加算すべきである。

次に北支那方面へ輸出せらるゝ綿絲布の内譯は明かでないが、各方面の營業者の談を綜合し、貿易統計を參照して

次の如く推算したが、もとより正確を保し難く、異論の餘地は存するのである。

綿	生地綿布	一一、〇〇〇千圓
	加工綿布	四〇、〇〇〇
合計		三三、〇〇〇
		八五、〇〇〇

尙参考のため川口貿易の實情に精通せる某支那商長老の調査にかゝる同年の輸出額を示せば次の如くである。

上海方面	(雜貨)	一一、五〇〇千圓
北支那方面	雜貨	一六、八〇〇
	綿絲布	七一、四〇〇
合計		八八、二〇〇千圓
		一〇〇、七〇〇

之は保險代理店から公所に届出でた輸出貨物の保險金額を基礎として推算したものゝ如くであるが、實際代理店からは届出洩れのものもある様に思はれるため、前記の推定額に比して勢ひ少額となつたものであらう。

昭和元年及び二年の取扱高については、未だ正確なる資料を得ないので、茲では關係業者の推算を掲ぐるにとゞむることとする。運輸關係の某支那商の觀測では一昨年の取扱高は一億圓、昨年はそれよりも増加を示して居るとのことだが、然しその數字は取引の實狀より考ふるも、又大阪港の對支輸出の統計に據るも幾分過大に失するやうに思はるゝ。銀行業者方面の觀測では一昨年及び昨年共に八千萬圓乃至一億圓の間で、昨年は一昨年に比し幾分良好であつ

たとのこと故、先づ一昨年の八、九千萬圓、昨年は九千萬圓乃至一億圓位の所であらう。尙輸入は漸次増加の趨勢であるが、元より輸出に比すべくも無い。昨年度の輸入は五百萬圓にも上るならんと稱せられて居る。因に昨年中に於ける川口在留支那商關係の爲替は大阪へ取寄せ高七千五百七十萬四千圓、本國へ取組み高六百四十二萬三千圓である。その詳細は第七章に於て述ぶることとする。

第二節 主要貿易品

次に川口貿易の主要商品について述べるに、在留支那商が海産物を本國に輸出し、又本國より砂糖、米、雜穀、藥種、香料、唐木等を輸入した明治初年から、主として綿絲布及び諸雜貨の輸出を營みつゝある現時に至る六十年間には、もとよりその貿易品及び貿易額に幾多の變遷推移があつたが、その資料を得ることが容易でないため、他日の調査に俟つこととし、茲には唯現在支那商に依り取扱はるゝ貿易品に就いてのみ述ぶることとする。

前述の如く現在支那商の取扱にかゝる輸出品は綿絲布、諸雜貨、海産物、砂糖、藥品、銅鐵、機械類等であるが、最も重要なものは綿絲布及び諸雜貨で、海産物以下は遙かに劣つて居る。而して本邦對支重要輸出品たる精糖、印刷料紙、印刷紙、煙草用紙、紡績機械、諸機械、工業藥品、小麥粉、清酒、麥酒等の輸出に對しては、支那商の勢力は極めて微弱で、それ等は主として邦商の取扱にかゝるものである。

輸出綿絲は上海方面は殆んど全部邦商の手で、北支那方面は邦商及び支那商の手に依つて取扱はれて居る。北支方

面に於ける兩者取扱の割合は明かでないが、邦商に依るものが幾分多いと稱せられて居る。大正十四年中支那は紡績罷業の頻發、奉郭戦争等のため、國內の生産が減少したのみならず、運輸機關にも故障を來して物資の集散を甚だしく阻害し、終にこれが補給を本邦に求めたが、偶々本邦品は對外爲替の下落のため採算有利となり、前年に比し輸出は滿洲に於て五割、北支に於て二割七分、中支に於て三割三分の激増を示した。然し大勢より察すれば綿絲の輸出は逐年減少の趨勢を示して居る。蓋しその原因は支那各地に紡績業が勃興したためで、昨年末の統計に據れば左の如くである。

經營者	工場數	錘數	織機臺數
支那 人	七三	二、〇三三、五八八	一三、四五九
日本 人	四二	一、三〇二、六七六	一三、九八一
英國 人	四	二〇五、三二〇	二、三四八
計	一二九	三、五四一、五八四	二九、七八八

右は計畫中のもの若干を含むが、此等の工場よりの太絲の産出が著しく増加して、終に本邦よりの輸出を減退せしめたのである。従つて近時支那へ輸出せらるゝ綿絲は二十一番手以上が多く、二十番手以下は大正三年を最高として漸次減退し、二十一番手以上の細物が之に代つて漸増して居る。綿絲の主なる仕向地は上海、天津、芝罘、青島、牛莊、大連、漢口、安東縣等である。

次に綿織物の輸出は之に反して漸増し、綿絲の減退を補ひて尙剩ある状態である。支那商の取扱にかゝる綿布は生地綿布四割、加工綿布三割と稱せられて居るが、某營業者の談に據れば、之と反對に生地綿布三割、加工綿布四割と稱へて居り、その實際を明にすることは困難である。最近某銀行の調査では輸出綿布は數量に於て生地綿布六割、加工綿布四割で、又某社の調査では價額に於て生地綿布五割五分、加工綿布四割五分である。然し加工綿布は年々増加の趨勢に在れば、假令現在支那商の加工綿布の取扱高が生地綿布のそれに比し幾分劣るとするも、之を凌駕すべきは單に時日の問題であらう。綿布は上海方面は殆ど全部邦商の手で輸出せられ、僅かに加工綿布の一部のみが支那商に依る現状である。北支方面は邦商及支那商の手で輸出せられ、その取扱割合は支那商七割、邦商三割と稱せられて居る。綿布は前述の如く、年々輸出を増加してゐるが、之は本邦紡績會社が經營方法の進展に伴れ、一方高級番手の綿絲の紡出に努むると共に、織布を兼營するものが増加し、且染色、晒白、捺染等の加工業が發達したためである。然しながら之も亦綿絲と同様支那の綿工業が發達し、粗布の生産が増加して本邦よりの輸入を防遏するに至つたので、輸出も粗布より細布へ、無地物より色物へ、又生地綿布より加工綿布へと漸次推移したのである。この現象は本邦内地で消費せらるゝ綿布に比して支那へ輸出せらるゝ綿布が、原絲として平均細い番手が使用せらるゝ事實に徴しても明である。而してその趨勢は支那の織布工場が漸次經濟的に經營せられ、又加工業が發達するに至らば更に一層顯著となることゝ考へらるゝ。

綿布の主要仕向地は上海、天津、青島、牛莊、漢口、安東縣等であり、その種類は生金巾、縞縐子、綾金巾及び細綾、更紗、晒金巾、天竺布、綿ネル、白木綿、綾木綿、緋金巾、生シーチング、綿ポプリン等である。

雜貨は所謂川口貿易の特色を爲すもので、その對支輸出は大部分支那商の手に依るものである。雜貨の主なるものは莫大小、帽子、洋傘、硝子鏡、硝子製品、瑛瑛鐵器、石鹼、鈕釦、玩具、刷子、化粧品、文房具、日用小雜貨等で、凡ゆる品種に亘つて居る。而して是等雜貨の輸出に關して考ふべきことは、綿絲布と同じく近時支那に於てこの種簡易工業が漸次勃興しつゝあることである。例へば瑛瑛鐵器の如きは本邦品は歐洲戰後支那市場を獨占してゐたが近年上海、天津方面に斯業の勃興を見るに至つた、もとより技術及び經營方法は未だ幼稚で、製品も本邦製品を模造するに過ぎないが、湯呑茶碗の如き簡單なる製品は殆んど自給の域に達して居り、又石鹼製造業の如き天津、上海、大連、奉天等各地に起り、その産額も漸増して洗濯石鹼の如きは全然外國品を驅逐するに至り、化粧石鹼も低級のものもは殆んど販路擴張の餘地無しと稱せられて居る。又刷子の如きも各地に製造工場が設立せられ、著しくその産額が増加し本邦品を壓するに至つた。帽子の如きは近年帽體を本邦及び伊太利より輸入し、低廉なる職工を使用して製造に従事して居るが、未だ幼稚の域を脱せず、又産額は多大ならざるも、奥地向として歓迎せられ、麥稈帽子は自國産の麥稈を用ひて下級品を製造し、その他莫大小、燐寸、皮革、硝子製品、玩具、洋傘等に至るまで、今や一として支那自國製品の市場に現はれざるものなき状態で、之を支那の貿易統計について見るに、燐寸、莫大小、石鹼、化粧品、革製品等は輸入が著しく減退せるのみならず却つて輸出を示すに至つた。是等の簡易工業はもとより經營の方法、職工の技術能力に於て遠く我國に及ばず、従つてその製品は質に於ても量に於ても、未だ我が製品に匹敵すべくもないが、豊富なる原料と低廉なる勞力とを基礎とする支那工業の將來は、必ずや實に注目すべきものがあらう。

是に對し近年我が企業家のとりたる對策は、我が工業を漸次精巧化すると同時に、簡易工業を支那へ移植することである。即ち支那の關稅引上、物資の豊富、勞銀の低廉、その他の經濟上の諸條件から、支那に於ける工場經營が有利となり、支那内地工業の勃興を促進し、我が工業の一部が之と競争的地位に立ち、漸次經營が困難に陥り、早晚輸出の減退を見むとする状態を示すに於ては、進んで工場を支那へ移轉して、その輸出減退に因つて失ふところを、彼の地に於ける本邦工業の發展に依り補償することを最も急務となすものである。

紡績業は歐洲戰爭當時資力の充實した際盛に移植せられ、その結果昨年末の統計では、我國の在支紡績工場は四十二、鍾數百三十萬二千餘、織機臺數一萬三千九百餘に達したことは前述せる如くであるが、又斯くの如く支那紡績業の勃興したため、從來我國より輸入した太絲及び粗布は支那で生産せられ、従つて我國よりの輸入は細絲、細布、加工綿布等に變じたことも前述したところである。更に雜貨工業にても或種のものには邦人に依つて移植せられたが、多くは失敗に終つた、紡績業が好成績を挙げ、雜貨工業に失敗の多いのは種々の原因を掲げ得るが、主として資本關係に因るものと謂はれて居る。

工業の移植問題に就き、支那に於ては政治的、經濟的及び社會的事情に胚胎する幾多の困難なる障礙があり、又移植を助長すべき方法としては我國の支那會社法の制定、銀資金の設置、在支企業金融の改善等が挙げられて居る。而して會社法は既に制定せられて、その銀資本は認められて居るが、後の二者は今後の問題として殘されて居る。大正十二年三月第四十六議會に際して、補助貨改鑄利益金一億二千萬圓のうち數千萬圓を割きて、銀資金を設置すべしとの

議が主として關西方面の實業家によつて提唱せられたが、終に成立を見るに至らなかつた。

尙銀資金の問題と關係あるは近時の一般的銀價の下落である。戰時異常の奔騰を示した銀價は戰後漸落して一昨年七月末には約三十片であつたが、八月初印度の幣制改革委員會の報告が發表せられ、金本位の採用が提議されてより銀價は急落して十月には終に二十四片臺を唱ふるに至つた。その後改革案の審議は延期せられ、未だ決定を見るに至らざるため、銀價も幾分回復したが、この問題の解決如何は頗る注目するものがある。現に我國は圓價の急激なる恢復と銀價の暴落とに因つて、對支貿易に多大の打撃を受けて居る故、若し銀價が更に低落を重ねて一定の安値に安定するとせば、一層の影響を受けることと思はるゝ。乃ち支那に於ては我國よりも輸入品は、銀建價格が昂騰するため輸入を減退し、之に反して輸出品は金建價格が下落するため輸出を増進し、又外國競争品は銀建價格が騰貴するも自國(支那)品には變動なき故、自國品は有利の地位を占め、従つて國內に於ける工業の發達を促すのである。斯くの如く現在我國より支那へ輸出するには極めて不利であるが、金資金を支那へ放資して工業を經營し、製品を支那に供給し、進んで南洋その他へ輸出するには有利となり、従つて工業の移植を促進せしむる原因ともなるのである。尙放資に就いて一言すれば、銀貨國に對する放資は銀安の時に行ふべきで、決して銀高の時に行ふべきでない。又金資金の儘銀高の時に放資すれば損失となり、銀安の時に放資してもあまり有利で無いが、金資金を銀資金に切換へて、銀高の時に放資すれば利益は極めて尠いが比較的危險は無く、銀安の時に放資すれば極めて有利である。

第六章 取引事情

前既に述べた如く大正十四年末に於て大阪市在留支那商は、その店數約三百、その取扱高は輸入に於て三百萬圓、輸出に於て一億二千五百萬圓と推定せられて居る。而してその取扱品の重なるものは、輸入に在つては棉花、麻、藥種、皮革、人毛、蠟表、製紙原料、刷子材料等で、輸出に在りては綿絲布、諸雜貨、海產物、砂糖、藥品、銅鐵、機械等で就中綿絲布及び諸雜貨が主である。本章に於てはその取引事情について述ぶることとする。尤も支那商の輸入は輸出に比較すると、その重要な程度が著しく劣る故、輸入品の賣込については省略し、輸出品の買付についてのみ述ぶることとする。即ち支那商が大阪に於て商品を買付け、之を本國へ積送するまでの経路に伴ふ商慣習を述ぶるのである。而してその積送品が支那に到着後販賣せらるゝ経路、同種商品が邦商の手に依り支那へ輸入せられ支那商に販賣せらるゝ経路竝に、競争品たる歐米品が支那へ輸入せらるゝ経路については後章に譲ることとする。

又茲に述べべきは元來商慣習なるものは、固定的のものでなく絶えず推移するものなること、而かも常に有力なる側にリードせらるゝことである。更に實際について見るに、綿絲布と諸雜貨とは大いにその商慣習を異にして居ることである。以下記す所は現今一般に行はるゝ共通のものである。尙大正十五年來在留支那商の破綻が尠からず、久しく平穩であつた川口貿易に一大暗影を投じた。従つて從來の商慣習に據る取引に不安を痛感し、之が改善を提唱するものが尠くない。加之現在の居留地貿易自體は既に行詰の状態に在る故、之を打開して積極的方針に出づる必要

ありと説くものさへ生ずるに至つた。

第一節 取引開始

支那商が新に渡來して店舗を開き、又は行棧に宿泊して取引を開始する場合、その信用状態が不明であれば取引は不安なるを免れない。綿絲布は取扱高が自然に嵩む故、相當資力ある者が關係して居り、又原則として現金取引なる故、不安の程度は比較的少いが、雜貨に至つては取扱者が資力豊富のものゝみでなく、又取引は全く長期の掛賣であるから不安の度は甚だしいのである。一般に綿絲布商は各自支那商を選択して取引し、その選擇は比較的嚴重であるが、雜貨商は賣込を激しく競争するので、先方の信用如何をも顧みざることがあり、従つて種々の事故が生じ勝ちである。それ故雜貨商方面では共同の利益を保護するため、前述べた如く大阪貿易同盟會が設立せられたのである。

支那商のうち南警商業公所に屬する者は、新に開店する際必ず同盟會に届出づることに定めて居る。之は同盟會と上海の東莊洋貨公所との間に古くから協定されたことで、先づ東莊洋貨公所に登録し、その役員の紹介状を持參するので、同盟會ではその紹介状と信用調査の結果とにより、取引を開始するも可なりと認めたらその旨を會員に通知し、又東莊洋貨公所へも移牒するのである。

北警公所に屬する支那商は前記の如き手續がない故、同盟會では自衛のため、新に渡來した者の信用状態を調査して取引の可否を決し、會員に通知するのである。然し會員が賣込を競争する故、調査中は取引を中止すべき旨時々警告を發したこともある。尙支那商中で代金の支拂を不當に延期したり、又は正當の理由無く値引を請求したり、その他取引上不都合の行爲のあつた者は會員より同盟會に届出でしめ、之を一般會員に通知して警戒せしめて居る。然し支那商の信用状態を明かにすることは困難であり、又一方賣込商の競争が激しい故、同盟會の努力も十分に効果を収むるは困難の模様である。同盟會では事故の發生した場合は直接又は總商會、公所等を経て支那商と交渉し、尙人を支那へ派出して解決に努むることもある。

同盟會が支那商の信用を調査するには大阪で行棧の業主、支那商等に就いて筋を辿つて調査して居る。大阪の興信所でも支那方面に支所を有するものがあり、従つて支那商の信用状態を調査するも、苦心の割合に充分の効果が擧らぬやうである。之は主として支那商の資本關係などが複雑で、従つてその信用調査が困難なるに基くのである。

在留支那商の權限は明らかでない。南警に屬する支那商は業主又は經理格の者が多く、従つて取引上廣き權限を有する如くであるも、北警に屬し行棧に宿泊する者は本店の命令により商品を買入れ、之を積送する位の狭き權限のやうである。同盟會では嘗て權限の廣狹に因つて支配人と出張員とに分つたが、その區分は頗る困難であつた。又在留支那商が代理買付をなす場合にも、本國委託者との關係が明確でなく、そのため紛争を生じた事例も乏しくない。斯く支那商の信用状態及びその權限が不明なるため、賣込商は非常に苦心して居るが、この點に於ては取引銀行も同様困難を感じて居る。然しながら銀行が損失の虞あるは當座貸越をなす場合のみで、又貸越をなす場合には平常の取引振りに據つて之を決定し、或は行棧に宿泊する者は行棧の業主に保證を爲さしむる等幾分據る所があるも、賣込商

はその點では銀行の如き便宜を得ず、只過去の取引振を考へ、絶えず警戒しながら取引せねばならぬ不安の状態である、それ故同盟會と東洋貨公所との協定の如く團体的に承認し合ふことはその不安を除く一良法である。同盟會では上海方面の實績に鑑み、大正十四年二月天津の支那雜貨商間にも同一目的の貿易共進會を設けしめたが、一年ならずして解散したのは惜むべきことである。團体的承認は誠に良法ではあるが、時々信用状態の變動を知ることが困難である。それ故是非共之を明かにする方法を講ずることが必要である。有力なる賣込商が時期を定めて支那に出張し得意廻りをするのも一良法であるが、或經驗者は適當の支那商と共同して興信事業を經營せば、相當の効果を擧げ得べしと主張して居る。

一昨春上海の永大號・榮泰祥事件以來頻々として支那商の破綻を傳へるので、貿易同盟會では取引の改善に關し東洋貨公所と協議中である。その要項は取引全般に亘る故便宜こゝに掲ぐることにする。

(一) 買次店全部の信用引受證全部を徵求すること

(二) 取引改善のこと

(イ) 判取帳に調印を受けたる貨物は一切値切積戻に應ぜざること

(ロ) 品代金支拂は月の十日迄の出貨に對し十五日、二十五日迄の出貨に對し月末に必ず決算すること

(ハ) 従來六十日拂手形を三十日に短縮すること

但現金拂の時は五分引

(三) 従來同盟會員は東洋貨公所會員以外とは絶対に取引せざる故、貴會員に於ても同盟會以外と取引せざることを、若し取引するときは同盟會員となる様勧誘し入會後取引すること
等で、之に對し先方にては異論があり、未だ解決を見るに至らざる由である。

第二節 注 文

支那商は曩に述べた如く、毎年一二回歸國して取引の決算をなすと同時に、本國市場の需給關係を視察し、本店と種々の打合をなし、又行棧の如く代理買付を主とするものも、同様時を定めて歸國し諸種の打合をなすので、その打合に依り大體次期の買付方針を定め、個々の注文はその時々電報又は書面でなされるものである。注文の方法は綿絲布と雜貨とで異なる故、別々に述ぶることとする。

(一) 綿絲布 紡績會社は綿絲の外生地綿布の製織を兼營するのが近來の傾向で、綿絲生産高の三分の一はその目的に使用せらるゝ。従つて生地綿布の大部分は紡績會社の所産である。紡績會社以外の織布業者は多くは小規模で中には綿布商の注文により賃織するものも尠くなく、その製品は普通雜牌物と稱せられ、會社物と區別されて居る。加工綿布は紡績會社中生地綿布に自ら加工するものもあるが、多くは綿布商が生地綿布を買入れ、晒白業者及び染色業者に加工せしむるのである。

綿絲及び綿布は大阪が中心市場で殆どその大部分は此所で取引せらるゝ。大阪には取引關係の廣い多數の綿絲布商

があり。此等が綿絲商同盟會、綿布商同盟會及び輸出綿絲布同業會を組織して居る。然し此等の會員は大部分共通で三品取引所を中心に、船場の狭い範圍に居住して居り、その間を仲立人が頻繁に來往するから、宛然一大市場の觀があり。そこで綿絲、生地綿布、加工綿布等がすべて取引せらるゝのである。

綿絲及び生地綿布は紡績會社及び織布業者から、直接此等綿絲布商に販賣せられ、その間に仲立人が介在することは無く、取引は主として先物契約であるが、現物乃至當月渡の取引も尠くない。先物の期間はその時々商況に因り著しく異なり、好況時代には一ヶ年以上に亘る異例もあつたが、現在は普通二ヶ月以上六ヶ月で、三ヶ月位が最も多い。綿絲及び生地綿布は仲間取引が頗る旺盛で、その間轉賣、買戻が頗る自由である。仲間取引及び一般需要者との取引には、仲立人が介立し直接取引の行はるゝは稀である。加工綿布は前述べた如く、綿布商が生地綿布を買入れ、之に加工せしむるのが常である。

川口の支那商が綿絲布の買付をなすには、本國の注文に依り、その注文は實需に基くものであるが、時に思惑に因るものも存する。新聞紙の商況欄に常に見受ける川口筋とは此等支那商の概稱である。取引は現物及び先物で、先物は綿絲では普通二ヶ月迄、生地綿布では四五ヶ月迄である。加工綿布は既成品の場合は受渡期間が短いのが常であるが、注文製造の場合は期間が割合に長く、六ヶ月位に及ぶこともある。總じて先物の期間はその時々商況、及び支那商の信用程度に因つて著しく異なつて居る故、一律には述べ難い。尙加工綿布は支那に於ては、英國品が流行の魁をなす故、支那商は歸國の際又綿布商は出張の際、その流行を視察して柄模様を定むるのであるが、概して支那商

の指定に依る場合が多いとのことである。

綿絲の取引には仲立人が介在するのが例であるが、生地綿布及び加工綿布の取引には仲立人が介在せざるが普通である。尤も伊勢、紀伊等産地の機業者が支那商に賣込む場合には仲立人が介在するのが常である。

(二) 雜 貨 雜貨は綿絲布と趣を異にし所謂家内工業に依り生産せらるゝものが多く、問屋が中心となつて生産及び販賣をリードするのが常である。問屋には加工を兼ねる製造問屋と、蒐集販賣を主とする純問屋とあり。その態様は複雑で、その取引關係は一律でない。支那商への雜貨賣込は主として問屋に依り行はるゝのであるが、製造者自ら賣込む場合も尠くない。

支那商の雜貨注文は全く綿絲布と趣を異にして居る。莫大小、珞珈鐵器、洋傘、帽子、鈕釦、石鹼、セルロイド製品等の有力なる輸出商は、毎年需要期に先ち、時期を定め（例へば莫大小は五六月頃、洋傘は十月乃至十二月、帽子は十二月及び五六月頃、鈕釦は十二月、一月頃、セルロイド製品は二月頃）支那各地に出張して輸入商を訪れ、大口の注文を受くるのである。この注文は支那商の見越注文で、取引年額の過半を占むるのが常である。然しその後の補充買や、問屋及び製造者の賣込は隨時川口で行はるゝのである。概して上海方面は大口の先物注文が多く、天津、青島滿洲方面は小口の實需注文が主で、従つて現品の取引を希望するのが常である。然し製品の受渡、代金の決済は孰れの場合でも總べて川口で行はるゝのである。

支那商が綿絲布及び諸雜貨の買付をなすに當り、單身又は行棧の使用人を案内者として、問屋又は製造者の店舗を

訪れ注文をなす場合もあり、又問屋及び製造者が支那商を歴訪して賣込む場合もある。生地綿布の取引には前者が多く加工綿布には後者が多い、それは生地綿布は銘柄取引であるが、加工綿布は見本取引で、従つて賣込商が見本を携へて支那商を歴訪する機会が多いのである。雜貨も亦主として後者の場合が多い、然し綿絲は前に述べた如く仲立人の介在するのが常である。

第三節 契約

支那商の注文については前節に述べた所であるが、こゝには注文に伴ふ契約條項について述ぶる。

(一)綿絲布 綿絲布の取引にては賣買が成立すると約定書に署名して取り交すのである。約定書は綿絲商同盟會及び綿布商同盟會が定めたもので、内外人に共用する、左に約定書裏面に記載せる條項を掲ぐる。

(一) 綿 絲

- 一、買主が本契約又は他の契約に基きて引取りたる荷物に對する代金を支拂はざるとき又は其の恐れあるときは、豫め期限の承諾ある場合と雖も、約定品受渡に就ては總て荷爲替附又は現金引替たるべきこと
- 一、受渡期日經過後の荷物受渡は、總て現金引替たるべきこと
- 一、大阪渡の場合に於ける荷渡場所は賣主の店舗又は倉庫、會社渡に於ける荷渡場所は製造會社の工場又は倉庫とし、約定品が同所を離れたる以後其危険は買主の負擔たるべきこと、但賣主が買主の依頼に依り又は荷爲替附の

爲め約定品を運送店に引渡す場合に限り、其引渡前に於ける危険は賣主の負擔たるべきこと

- 一、買主が本契約又は他の契約に依り、約定品の一部又は全部を荷受せず又は其受領を拒み或は豫め其引受を拒絶したるときは賣主に於て荷物の發送を受諾したる場合と雖も、爾後の受渡場所は賣主指定の場所となすべきこと
- 一、受渡最終日に荷物の引取を爲さざるときは、賣主は商法第三百十八條及第二百八十六條に依らずして直ちに隨意に之を賣却することを得
- 一、今後法律命令若くは天災不可抗力其他賣主の行爲に因らずして生ずる一切の損害は買主の負擔たるべきこと
- 一、會社渡の場合に於ける約定品は賣主に於て荷渡遅延の責に任ぜず

(二) 綿 布

- 一、取引は總て現金取引とす
- 一、受渡最終日に買主が荷物の引取を爲さざる時は、賣主は商法第二百八十六條に依らずして隨意に之を賣却して之より生ずる不足金は買主へ請求することを得
- 一、今後法律命令若くは天災不可抗力其他賣主の責に歸すべからざる事由によりて生ずる一切の損害は賣主其責に任ぜず
- 一、荷物受渡に際し買主は一部の引渡を受くることを拒むを得ず
- 一、荷物の引渡地は特約なき限り賣主の所在地とし、賣主が約定品を運送店其他に引渡したる後に於ける荷物に關する危険は買主の負擔とす

一、前各項の外は總て大阪綿布商同盟會細則を準用するものとす

然し支那商に對しては約定書記載の前記條項を削除して使用する事があり、又は全く約定書を徵求せざることもある。

綿絲及び生地綿布は銘柄取引で、加工綿布は見本取引である。綿絲及び生地綿布には紡績會社又は製織者の商標を又加工綿布には製織者又は綿布商の商標を添附するが、綿布商が賃織又は加工させた場合は勿論綿布商の商標を添附する。尙加工綿布には主商標の外に支那人の嗜好に投するやうな人物、動物、花卉、文字等數個の副商標を貼附し、高級品丈けその數が多いのが常である。綿絲及び生地綿布は銘柄取引である故、品種は綿絲では紡績會社名、商標、番手、撚等で定め、生地綿布では品名、商標、番號、目付等で定むる。加工綿布は見本に據るので、見本は通常サンプル帳を用ひ、一柄一冊で、一箱に一冊を納むる。

取引の單位は綿絲は梱、綿布は梱又は箱である。輸出綿絲の二梱は四十玉入布包が普通で、其重量は四百封度(三百斤)であるが、實際は増量のため三百十斤乃至三百三十斤である。綿布の内容は品種により著しく異なつて居る。例へば天竺木綿は幅三十吋、長さ二十四碼、一梱五十反。粗布は幅三十六吋、長さ四十碼、一梱二十反。二巾巾は幅三十吋、長さ百二十碼、一梱二十反。並巾は幅三十八吋、長さ三十八碼半、一梱五十反。晒巾は幅三十四吋、長さ四十一碼、一箱五十反。染五枚朱子は幅二十八吋、長さ三十碼、一箱三十反。染細綾は幅二十八吋、長さ三十碼、一箱三十反等が普通であるが、幅、長さ、反數に於て異例が尠くない。

價格の單位は綿絲は梱、綿布は反又は碼である。例へば五枚朱子、八枚朱子、網代、三綾等は碼單位で、細布、粗布

天竺、綾木綿、金巾等は反である。概して高級品は碼を、並品は反を單位とする。價格は總べて川口所在の運送店又は梅田驛附近の運送店渡で定め、持込賃は賣手の負擔である。尙加工綿布に限り歩引と稱する慣習がある、之は後に述ぶることとする。又神戸に於ては加工綿布に對し承認書引(又は箱引)と稱する慣習がある。之は織物消費税の戻税を税關に請求する際、開函の上在中の稅務署の承認書を引抜き、戻税の手續を爲すに要する手数料で、支那商は一箱に付五十錢を徵求してゐたが、一昨年廢税の際交渉して一箱に付三十錢に減額したので、之は神戸にのみ行はるゝのである。

貨物の受渡期日は日又は月を以て定むる。綿絲及び生地綿布では現物取引は普通三日以内に、直物は一週間乃至十日以内に、又日を以て定むる場合はその指定日に、月を以て定むる場合は月末までに受渡を完了するのであるが、船積の關係上指定した船に積込むを必要とする。又運月取引の場合は各月に分割して平均數量を受渡するのであるが、特に各月の受渡數量を取極めた場合はその旨約定書の摘要欄に明記する。加工綿布は前述べた如く既成品の受渡期間は短いのが常であるが、注文製造の場合は割合に長い、受渡は日を以て定むることもあれど、大手筋は月を以て定むるが普通である。

貨物の受渡場所は普通川口所在の運送店であるが、滿洲仕向のもので鐵道便によるものは、梅田驛附近の運送店に引渡すので、孰れの場合も支那商の指定する所に従ふ。

(二) 雜貨 雜貨は大口の注文でも、小口の注文でも、先物でも、現物でも、賣買の契約が成立するも約定書を作

成することは無い。只注文に關する書類を保存するのみで、全く相互の信用に據るのである。支那へ出張して取極めた大口注文は支那商の見越注文で、取引年額の過半を占むることがあるも、その數量は確定的のもので無く、従つてその數量が正確に受渡せらることは期し難い、實際支那に於ける賣行の模様因つて著しく増減せらるゝのである。而かも減少する場合でも支那商は注文額の訂正を通知せないから、賣込商は先方の事情を察して手加減を加ふることを必要とする。斯くの如く取引がルーズなることは東洋雜貨貿易の特色で西洋雜貨貿易には絶えて見ざる所である。

品種は見本又は見本記載の記號、番號に據るのが常である。支那商は優良品や新意匠品などを特に賣擴めんとせず、只自己の扱高を大ならしめんとのみ欲する故、自然に從來行亘りて賣行良きものゝみを注文するのが例である。それ故優良品や新意匠品等を賣擴めんとするには、見本を示して宣傳に努力せねばならぬ。出張賣込や、見本市や、展示會や、商品陳列館などはこの點に於ても有意義である。商標は一般に行亘つて居り、商標が日貨抵制の際目標とせられたことさへある。従つて特定の商標を附する、莫大小、瑛瑛鐵器、洋傘、帽子等が他に比して高價でも著しく賣行の良き事例が尠くない。商標問題については考ふべき種々の點がある、例へば商標權の確立、製造者商標對問屋商標等の問題である。最近設立せられた大阪輸出莫大小工業組合では從來の實績に鑑み、斷然製造者商標主義を採用して、貿易上に一新事例を開く意向だとのことである。

價格の單位は商品によりて慣習を異にし、一個、一打、一箱等であり、取引の單位は一箱が普通であるが、その内容は商品の種類によつて異にして居る。然し場合によりては一箱未滿の端數の取引も行はるゝのである。値段は川口

又は梅田驛附近の運送店渡で、持込賃は賣手の負擔である。支那商に對しては歩引と稱する慣習があり、契約値段より或一定の歩合を割引するので、それは支那商の手數料と見做され、在留經費の重なる財源となるのである。その起因は明らかでないが、要するに賣込競争の結果である。歩引の慣習は綿絲及び生地綿布には存せず、加工綿布及び雜貨に行はるのである。其歩合は加工綿布は普通一分であるが、雜貨では最初南響に屬する支那商は二分、北響に屬するものは一分が普通であつたが、最近には北響に屬するものも二分である。然し之はもとより相手方支那商との關係に因るもので、全く歩引をなさぬ場合もあり、一分引のこともあり、又二分引のこともあるのである。時には賣込を競争する結果三分以上の歩引をなす賣込商もあると云はれて居る。貿易同盟會ではその弊風を矯正するため、歩引はすべて二分と限定したが、勵行は頗る困難の模様である。

歩引の外南響に屬する支那商に限り、箱引と稱する慣例がある。之は以前船便の關係ですべて神戸渡であつたのが大阪に寄港するやうになり、大阪渡に變じた際、神戸までの船賃を契約値段から引去つたことから起つた慣習で、その起因によつて船賃とも稱せらる。之は雜貨だけで、その金額は箱の才數や内容の金高を標準とするもので、一例を舉ぐれば鏡一箱に付一圓二十錢、洋傘一箱に付一圓五十錢、帽子一箱に付二圓である。是等の金額は實際の船賃とは相違して居るが、この箱引によつて形式上契約値段は F.O.B. Osaka となるのである。尙此の外代金の即時拂に對して歩引することがある。その歩合は一定せぬが、金融の關係で賣急ぐ場合は自然その歩合も大で、その結果は賣崩しとなるのである。同盟會では現金拂の歩引は五分と定めてその弊害を防ぐに努めて居る。

受渡場所は前述した如く川口又は梅田驛附近の運送店である。尙契約には前記諸項の外最も重要な支拂の条件がある。之は別項で詳述することとする。

第四節 引 渡

賣込商が貨物を支那商に引渡す期日及び場所は、前節に述べた如く契約及び慣習に據つて定めるのである。即ち賣込商は綿絲布、雜貨共に指定の期日に指定された運送店に引渡すので、實際の受渡場所は大阪税關の富島町(川口)、又は梅田の出張所構内に於ける運送店專屬の上屋で、それまでの持込貨は賣込商の負擔である。賣込商は貨物に送り状又は貨物明細書を添へて運送店に引渡し、運送店は之に對して假受取證(又は貨物受取證)を作成して賣込商に交付する。綿絲布の場合は賣込商は之を支那商に呈示して代金の支拂を求め、又雜貨の場合は之に出貨明細書と判取帳とを添へて支那商に呈示し、判取帳に支那商の受領濟證印を受け、勘定日に代金の支拂を請求するのである。

假 受 取 證

貨物水火災保
險歸貨主自理

荷 印	番 號	品 名	個 數	出 貨 主
				(川口支那商)

右 荷 物 正ニ 受 取 候 也

大 阪 川 口 二 十 番

年 月 日

同 益 株 式 會 社

(賣 込 商)

殿

引渡貨物に對しては屢々苦情が発生して、甚しきは支那商から値引積戻等を申出づるものがある。その原因は引渡の期日、品質、數量、荷造等に關するもので、相互の注意により避け得べきものもあるが、然らざるものもある、期日に關する苦情は引渡遅延の場合で、綿絲布の如き指定された船舶に積込み得ざる際など特に甚しい苦情があるが、雜貨の場合には餘り問題とならぬ。品質及び數量に關する苦情は品質の粗悪、見本違ひ、數量不足等の場合で、綿絲及び生地綿布の如く、銘柄取引に依るものでも、所謂雜牌物には苦情が生ずることがあり、又加工綿布及び雜貨には屢々起る所である。殊に雜貨は賣込の競争が激しく、支那商は之を利用して極度に安値の契約をなす故、勢ひ粗製の問題を惹起するのである。それ故製品の種類によりては船積前支那商の検査を受くる場合があり、又或種の輸出品は同業組合、輸出工業組合等が自發的又は法律の命ずる所により強制的に検査を行ふのである。

輸出貨物の荷造は普通商談成立の一條件となるが、川口貿易にては特に明約することは無く、只慣例によりて荷造するのである。荷造の不完全より生ずる損害から苦情が生じ、値引、積戻等を請求せらるゝ場合が少くない。荷造が

不完全のため品質を害し、破損、漏洩に因る數量の不足を生じ、又荷造の容積に注意を缺き、適當の運賃諸掛を要する等直接間接の損失は少くないのである。一般に我が輸出品は荷造が不完全であると認められて居る。その原因は從來の對外取引が主として開港場に於て行はれ、取引貨物の受渡場所までの輸送が主で、従つて長距離の輸送に對する研究が充分ならざるためであると稱せられて居る。然し現今に於ては荷造問題も當業者の注意を惹き、餘程改良された點を認むるのである。

尙引渡貨物に對する苦情は、支那商の故意に生ずる場合も存すると云はれて居る。契約貨物の引渡後數ヶ月を経て苦情を稱へて値引を請求するが如きは、明かに損失の轉嫁が目的であると解せらるゝのである。同盟會では判取帳に調印を受けた貨物は一切値切積戻に應ぜざることを主張して居る。

第五節 支 拂

賣込商は貨物を指定の運送店に引渡し、運送店は之に對して假受取證又は貨物受取證を作成して賣込商に交付する之が代金請求の證憑となるのである。

(一) 綿絲布 綿絲布の代金受渡は原則として貨物受渡當日と定めてあるが、賣込商は一般にその翌日前記假受取證又は貨物受取證を支那商に呈示して、代金を請求するのである。加工綿布の如く歩引の慣習あるものは代金よりその割引額を減するのである。現金拂が原則であるが、通常五日乃至一週間、甚しきは十五日位の先日附の小切手で支拂はれるのである。一般に綿絲及び生地綿布の支拂は割合に嚴重であるが、加工綿布は兎角延引勝ちである。綿布商同盟會では三日以上代金の支拂が遅延した場合は、會員より届出でしめ支那商に對して警告を發し、更に會員に通知して取引を停止することとした。然し之はその時々商況や、相手の支那商により手加減せらるゝので、折角の申合も餘り効果が無いやうである。紀伊、伊豫等産地の機業者が賣込む場合には三十日乃至六十日サイトの手形拂が常であると云はれて居る。

(二) 雜 貨 雜貨の場合には賣込商は、運送店より受取つた假受取證又は貨物受取證に出貨明細書と判取帳とを添へて、支那商に呈示して判取帳に支那商の受領濟證印を受くるのである。

雜貨は月二回勘定で、通常十日又は十二日締切十四日勘定、二十五日締切二十八日勘定である。勿論これは通則で、賣込商によりては勘定日にその日の受渡の分まで請求することもある。賣込商は勘定日に代金請求書を差出すが、請求額は代金より歩引及び箱引の金額を引去つたもので、之に對し南響に屬する者は翌月の十五日又は月末拂の六十日サイトの手形を渡すのが常であるが、北響に屬する者は手形を振出さず只掛買とし、勘定日に請求さるゝ毎に、内金を支拂ひ漸次皆済するのが普通である。勿論之には例外があり、割引して現金で受取ることもあり、又現金の代りに先日附の小切手を受取ることもある。

以上述べた如く綿絲布殊に綿絲及び生地綿布の取引條件は、紡績會社が定むる故、綿絲布商及び支那商は勢ひそれに準據するのである。加工綿布の取引條件は主として綿布商によりて定めらるゝ故、支那商も大體その定むる所に從

ふのである。然し雜貨に至つては賣込商は問屋、製造者共に綿絲布商に比して遙に勢力が劣り、而かも賣込を競争するから商慣習も自然に支那商に有利のやうに變更せられるのである。餘程以前は雜貨も全然現金取引であつたが、賣込競争の結果、次第に歩引及び箱引の慣習を生じ、又支拂も漸次延引勝ちとなつたのである。貿易同盟會では取引改善のため、上海の東莊洋貨公所に對し、品代金支拂は月の十日までの分は十五日、二十五日迄は月末に決算し、從來の六十日サイト手形は三十日に短縮し、又現金拂の場合は割引五分に限定することを交渉中なるは前述した通りである。然し協定には種々の困難があり、又協定が成立するも、賣込の競争が激しく支那商に乘ぜられ勝である現状ではその協定を嚴守することは困難と思はれ、尙之が實行を北營に屬する支那商にまで及ぼすことは、更に困難ならんと云はれて居る。然しそれも前述した如く關係當業者の結束と決意次第では、改善の實を擧げ得ることは困難でなく、現今の狀勢は取引の改善には最も適當の時期と考へられる。

支那商は斯くして買付けた貨物を本國に積送するのである。積送は海上輸送に依るものが最も多いが、北滿方面仕向の貨物で鐵路に依るものも尠くない。海上輸送に依るものは大阪港で船積するのが普通であるが、大阪に寄港せざる場合、又は大阪にて積込む餘裕の無い場合には、大阪より舩又は鐵道、電車等にて神戸に送り、神戸にて船積するのである。是等貨物の運輸及び保險に關する事項は金融關係と共に後章に於て詳述することとする。

第七章 金融事情

前章に於て川口貿易の取引事情を述べた故、茲ではそれに關聯して金融事情を述ぶる事にする。既に屢々記した如く大阪在留支那商の取扱に係る貿易額は、もとより年により消長を免れないが、大正十四年に於ては輸入約三百萬圓輸出一億二千五百萬圓と推定せられてゐる。而してこの貿易額はその年の對支貿易の實狀より推測して平年以上の好成績と見做さるのである。

支那商の取扱に係る輸入品の主要なるものは棉花及び麻で、輸出品の重要なるものは、綿絲布及び諸雜貨である。而して輸入品の仕出地は上海及び天津であるが、輸出品の仕出地は上海以北滿洲に亘る一帯の地域で、その輸出額を仕向地及び商品別に掲ぐれば次の如くである。

上海方面	雜貨	一五、〇〇〇千圓
北支方面	綿絲布	八五、〇〇〇
(滿洲をも含む)	雜貨	二五、〇〇〇
合計		一二五、〇〇〇

尤も上海地方へ綿絲布が百五十萬圓位、支那商の手で輸出せられた故、詳細に云へば北支方面輸出の綿絲布の總額からそれだけ控除して上海方面への輸出額に加算すべきものである。

斯くの如き巨額に達する輸出品が支那商の手に依つて取扱はるゝのである。支那商は大阪で之を金建(圓)で買入れ本國へ積送して銀建(兩、弗、元)で販賣するのである。而して大阪で支拂ふ資金は本國で銀資金(兩、弗、元)で調達し、之を爲替銀行に依り金資金(圓)に換へて大阪に送金し、取引銀行に預入して支拂に供するのである。従つて資金調達の任務と商品値段の變動及び爲替相場の變動より生ずる危険とは、總べて本國の本店又は買付委託者の負擔するところである。

大阪に於ける綿絲布の買付は現金取引が原則である故、支那商は豫め本國より資金を取寄せ取引銀行に預入し置き又は買付契約直後本國に送金を請求するのが例である。然し雜貨の買付は普通掛買で二ヶ月後拂である故、本國へ積送後支拂期迄に回金を受くるのを常とする。而して支拂資金の回送に就いては、支那商は本國と絶えず電報又は文書で交渉して、支拂期までに必要の金額を取寄るのである。

大正十四年中、川口在留支那商が爲替銀行に依り、直接本國より送金せられた金額は、左の如く總額一億二千五百二十萬圓に達して居る。

仕出地	金額
上海	四四、一二九千圓
天津	二二、七三三
青島	六、八一〇
滿洲	五一、六〇七

合計 一一五、二七九

その外支那商の支拂資金として、神戸方面より流入した金額は大約一百萬圓で、尙輸入品代金の一部大約五十萬圓が買入資金に轉じたものと推定せらるゝ故、總計一億二千六百七十萬圓が買付に支拂はれた金額と見做さるゝのである。

而して此等の資金は一旦取引銀行の當座勘定に預入せられ、更に支拂に當てらるゝのであるが、然し回金が順調に行はれない時は、支那商は支拂を延期したり、又は取引銀行より當座の借越を得て支拂に供するのである。

支那商關係の爲替銀行と取引銀行とは、次の如く多少の例外はあるが、全く異にして居る。即ち爲替銀行は横濱正金、朝鮮、臺灣、三井、三菱、安田、住友、インターナショナル(現在ナショナル・シチー)の諸行で、大阪での取扱店は、朝鮮銀行は大阪支店及び西區派出所、三井、住友兩行は川口支店、三菱、正金、臺灣、安田、インターナショナル諸行は孰れも大阪支店である。又取引銀行は十五銀行西支店川口派出所、加島銀行川口支店、三十四銀行川口支店(元攝陽銀行支店)、住友銀行川口支店、三井銀行川口支店、山口銀行九條支店で、近頃野村銀行千代崎橋支店も支那商との取引を開始したとのことである。

第一節 爲替送金

前に述べた支那商關係の爲替銀行のうちで、その取扱高が最も多く群を抜きんでて居るは朝鮮銀行である。同行の

取扱に係る爲替の仕出地は營口、大連、哈爾濱、長春、間島その他滿洲一帯及び天津、上海、青島等で、滿洲方面が大部分を占めて居る。正金銀行は天津、青島、上海、哈爾濱、牛莊、大連等で、臺灣銀行は上海、天津、安田銀行は青島、天津、滿洲、インターナショナルは哈爾濱、大連、又三井、三菱、住友の三行は上海のみである。

送金の方法は前記支那各地の支那商から、その地所在の爲替銀行の支店、出張所又はコルレス先に依頼し、それより直接當地の爲替銀行に取組むのである。然し上海は支那爲替の中心市場である故、天津、青島その他から上海を経由して回金する場合が尠くない。それは後段に述ぶることとする。

送金は電報爲替に依るのが常であるが、稀には並爲替も行はる。某行では電文の誤謬に因る取引の不安を防ぐ意味で、當座付替を勸説して居るが、餘り効果が無いとのことである。送金額は支那商の取引状態により、もとより一樣では無いが、一般に綿絲布商は多額で雜貨事業者は少額である。又一口の金額に就いては、甲銀行では千圓乃至一萬圓で、三千圓から五、六千圓迄が最も普通であると稱し、乙銀行では二、三千圓が普通で、最高一、二萬圓位、又丙銀行では五千圓乃至十萬圓で、一萬圓程度が最も多いと説明して居る。概して小口に分つて何回にも頻りに送金し、爲替相場の變動より來る危険を平均するやうな傾向があり、従つて時には連日のやうに送金を受くるものもある。又送金は支拂の關係から、中旬頃か月末近くが最も多く、尙月別では上半季は三、四、五の三ヶ月、又下半季は九、十、十一の三ヶ月が最も多く、大正十四年には上半季に比して下半季の回金が多かつたとのこと、之はその年の對支輸出の狀況と對照して首肯せらるゝ所である。

尙送金に關して最も重大なる關係のあるは爲替相場で、大體論としては銀高で爲替相場が低落する時は、支那の購買力が増進して輸入を促進し、銀安で爲替相場が上騰する時は、購買力が減退して輸入を阻止するのである。然し實際の動きは銀が先高で爲替相場が低落する時は、支那商は一層有利の機會を捉へんとするため回金は遅延勝となり、之に反して銀が先安で爲替相場が上騰する時は、爲替の不利を避くるため回金を急ぎ、或は必要以上の回金を試むることもあり得るのである。之が直接取引銀行の預金と貸越とに關係があり、従つて賣込商に對する支拂に影響するのである。

上記の送金と反對に、川口の支那商から本國へ送金するは輸入品の代金で、爲替相場の有利の時を窺ひ取組まるゝので、一口の金額も少く、その年額も二百五十萬圓位、主として正金、三井、三菱等により、上海及び天津に仕向けらるるもので、従つて爲替投機とは全く無關係のものと考えられてゐる。

前に述べた如く支那商の支拂資金で、神戸を経由して流入するものがあり、その額は大約一百万圓と推定せらるゝ。その経路は上海より神戸に回金せられ、神戸より當座付替に依つて、大阪の取引銀行の當座へ振替へらるゝので、神戸の取扱者は、支那の銀號なりとのことであるが、その實際は明でない。

尙川口にも支那の銀號の出張者がある。それは天津に本店を有する永預銀號及び永濟銀號で、前者は七十九番同益興内に、又後者は五十番館萬義棧内に居住してゐる。孰れも本國の本店から、爲替銀行を経由して資金を取寄せ、取引銀行に預入し置き、在留支那商に對し小口に賣渡し、その代り金を本國に於て銀資金で受取るのである。支那商は

本國から直接爲替銀行を経て送金するより、相場が有利のとき利用するので、某支那商の説明では大約一兩方有利のときもあるとのことである。銀號の取引金額は一口二、三千圓乃至二萬圓で、五千圓と一萬圓とが最も多く、兩號の取扱高は合せて年額五百萬圓に近かるべしと云はれてゐる。又五十六番館通德號及び百十五番館玉成棧内同泰興は貿易の傍、又玉成棧内裕津銀行(本店天津)は專業に、爲替の小口賣をなすとの由であるが、その取扱金額等は不明である。尙茲に述べべきは川口に於ては買辦が存せざること、之は神戸と支那商の事情が異つて居るためである。その他爲替送金に關聯して説明すべき事項は、便宜一括して後段に於て述ぶる事とする。

昨昭和二年中に於ける、在留支那商關係の送金爲替につきて市中銀行の報告に據れば、支拂高七千五百七十萬四千圓、取組高六百四十二萬三千圓で、その取扱銀行は横濱正金、朝鮮、臺灣、三井、三菱、安田、住友、第一、三十四加島及びナショナル・シチーの十一行で、之を地方別に掲ぐると次の如くである。

地方別	支拂高	取組高
上海	二二、六三四千圓	三、五三三千圓
天津	五、四四四	一〇
青島	二、二四七	七
大連	一七、三六四	二〇三
安東	四、九二七	七九九
營口	五、八一八	九五六

奉天	三、〇九四	六一三
長春	二、七八一	一五八
哈爾濱	一〇、二八四	一
遼陽	五三	
開原	二七八	五
公主嶺	五〇	九〇
四平街	二七	
撫順	二	
吉林	八	
鄭家屯	一〇	
旅順	五二	
龍井村	六二四	
間島	一	四五
總計	七五、七〇四	六、四二三

右の支拂總高七千五百七十萬四千圓は支那商の輸出推定額に比して遙に少額であり、尙取組高についても調査を要する點があるが、暫らく計數のみを掲げて参考に資するに止むる。

尙川口に於ける支那銀號の活動は近年なか／＼盛であるが、それは圓貨の騰落に基く爲替關係からであるか、又は

將來貿易金融上に重要な地位を占むべき前提であるかは調査を要する問題である。

第二節 銀行取引

在留支那商關係の取引銀行は十五銀行川口派出所、加島銀行川口支店、三十四銀行川口支店、住友銀行川口支店、三井銀行川口支店、山口銀行九條支店、野村銀行千代崎橋支店等である。その沿革に就いては省略し、現状に就いてのみ述ぶることとする。前記諸行の中十五銀行川口派出所と、加島銀行川口支店とは最も取引關係が深く、兩者で支那商の取引高の九割五分を占めて居り、その他が全部で五分の割合と見做されてゐる。

支那商は本國より送金を受けて、之を取引銀行の當座に預入し置き、賣込商への支拂に當つるのである。大正十四年中支那商が前記取引銀行の當座勘定から、支拂つた總額は一億三千三百萬圓と推定せられ、そのうち支那商間の振替(主として爲替小口賣)五百萬圓及び輸入品の代金回送二百五十萬圓を差引き、殘額一億二千五百萬圓が、支那商の買付に支拂つた金額と見做されてゐる。

支那商と取引銀行との關係は一人一行主義で、又容易に取引銀行を變更せない。是は支那商の保守的傾向からも來てゐるが、又多年の取引關係で意思も疏通し、銀行から特別の便宜を得らるゝためである。それ故他の銀行が新に支那商の内に得意先を開拓するは頗る困難で、長い年月と多大の犠牲とを要するのである。

取引の種類は當座預金で、尙定期預金、通知預金、小口當座等もあるが、此等は商取引とは關係が薄く、又手形取引は後に述ぶるやうな特別の場合に限り、而かも極めて稀である。

支那商は爲替銀行を経て受入れた資金を取引銀行に預入して、之を賣込商への支拂資金に當つるのであるが、その送金は爲替相場の如何に因つて著しく左右せらるゝので、送金に不利のときは支拂期に至つても資金の回送を受けられぬ場合がある。斯くの如き場合に所謂銀行の特別の便宜を受くるのである。銀行は支那商の取引振や信用程度に應じて、豫め貸越の極度を定めて支那商に諒解せしめ置き、支那商は支拂期に至つて、本國より送金を受けざるべき、この貸越を利用するのである。尤も貸越は特別の場合で信用ある有力者に限られて居り、且行棧に宿泊する者に對しては、行棧の業主に口頭で保證を爲さしむるのである。その保證はもとより法律上の効力は無いとしても、業主は自己の面子を重じて實際の責任を負ふのである。それは業主が銀行に對して面子を失ふやうなことがあらば、惹いては自己の信用を毀損して營業に累を及ぼす虞があるからである。それ故行棧の宿泊者はその宿泊する行棧によつて信用を異にする場合が生ずるのである。

斯くの如く支那商に對し、銀行が無擔保で貸越をなす場合が存するのは、一見頗る危険の如くであるが、取引銀行の過去の經驗から見て、安全性は割合に大なるやうであり、又それを裏書きするやうな事實が存せぬでもない。一昨春一支那商が破綻した際、支那商は賣込問屋から多額の商品を買取り、之を取引銀行の擔保に供して後整理を發表したとて、問屋はその行爲を取込詐欺に類するものとして紛擾を生じたが、恐らく之は支那商の打算的發意で、一旦銀行に損失を及ぼすと再起の望が無い故、銀行の損失を問屋に轉嫁して、自己の立場を有利にするため非常手段に出で

たものと解せられて居る。

當座貸越を利用するは綿絲布關係の支那商が主で、雜貨專業者には稀であるとのことである。貸越期間は普通一週間程度であるが、時には爲替相場の關係などで、長びくこともあり、その結果已むなく手形に書替へることも稀には存するのである。

前に述べた如く支那商の回金は爲替相場に因り著しく左右せらるゝ。従つて相場が回金に有利の時は回金は順調となり、貸越は減じて預金が増加し、之に反して回金が遲滞する時は、預金は減じて貸越が利用せらるゝのである。斯くの如く預金と貸越とは常に反對に増減する例である故、一概に述べ難いが、平均して支那商の預金は二百萬圓乃至二百五十萬圓、貸越は百萬圓乃至百五十萬圓と云はれてゐる。支那商は歸國する時、一先づ銀行との取引を決済する慣例で借越は完済し、預金は利子までも引出すのが常である、併し例外も存するのである。

在留支那商のうち五十六番館通德號は同業者のため、金融の便を計つて居るとのことであるが、貸出の方法金額利率等は判明せない。又曩に失敗して歸國した、上海出身の源豊盛及び友記號も同業者のため貸付をなし、又賣込商が受取つた支那商振出の手形及び先日附の小切手を割引して居つたが、現在では前記通德號の外には見受けぬとのことである。尙賣込商が支那商より商品代金として受取つた爲替手形は、賣込商の取引銀行又は前記支那商の取引銀行で割引せらるゝのが常であるが、先日附の小切手は割引の目的とならぬ故、多くは賣込商の取引銀行へ取立を依頼せらるゝのが普通である。

昨春恐慌發生したため、在留支那商の取引銀行に異動を來した、即ち支那商との取引關係最も深き十五銀行川口出張所が休業した故、その取引先の大部分は加島銀行川口支店及び野村銀行千代崎橋支店に移り、又有力筋で三井銀行川口支店に轉したのも尠くない。その他三十四銀行川口支店にも幾分取引先の増加を見たやうである。斯く取引銀行には異動を生したが、その取引事情に至つては毫も變化を見ないやうである。

第三節 資金調達

在留支那商は大阪で綿絲布及び諸雜貨を買付け、之を本國へ積送するのであるが、大阪に於ける取引は綿絲布には現物及び先物取引があり、先物は綿絲では普通二三ヶ月迄、生地綿布では四五ヶ月迄、又加工綿布では長期物は五六ヶ月位に及ぶことがある。支拂は現金拂が原則であるが、普通五日乃至一週間位の先日附の小切手で支拂はるのである。雜貨は大口注文の場合は數ヶ月の長期に亘る先物取引もあるが、普通は小口の實需注文が多く、従つて現品取引が多く行はれ、通常二ヶ月拂の掛買か又は六十日サイトの手形拂である。

是等の輸出品は總べて大阪で受渡せられ、支那へ積送せらるのであるが、支那商の仕切は金建(圓)で、本國までの運賃及び保険料を加算した *cost* 値段である。之を本國に於て販賣するには總べて銀建(兩、弗、元)で、代金は綿絲布の場合は貨物の引渡と同時に、現銀で受取るのを原則とするが、滿洲では割合長期の掛賣が行はれて居る。又雜貨の場合は月二回拂もあるが、多くは引渡の月末に代金の幾割を受取り、順次入金して所謂三大決算期に決済せら

るるのが常で、取引の頻繁なものは十二月底加年節に至つて決済せらるるのである。尤も上記支那商の買付及び販賣は取引の常態であつて、もとより例外は存するのである。

斯くの如く支那商が大阪で綿絲布を買入れ、本國に於て販賣し、その代金を回収するまでの期間は、その取引事情に因つて異なつて居るが、相當の期間を要し、且値高物だけにその金額も可成り多額に上るのである。又雜貨は大阪では二ヶ月後拂の買掛であるが、本國に於ては一層長期の掛賣である故、資金回収の期間は割合に長く、その期間の長いだけ金額も自然に多額に達するのである。それ故支那商は綿絲布、諸雜貨共にその經營に相當多額の資金を必要とするのである。

又支那商は先物の契約を爲す場合は、その間に於ける値段の變動及び爲替相場の変動より生ずる危険が存し、その危険は本國の本店又は買付委託者の負擔するところであるが、之に對して本國に於ては、先物を賣却してその危険を轉嫁し得るのであるが、實際その轉嫁の行はるるは稀である。値段の變動は別として爲替相場の変動に對しては爲替豫約に依つて爲替銀行に轉嫁し得るのであり、従つて支那商中には綿絲布の先物に對しては爲替の豫約に依り、その危険を轉嫁して居るものもあるとのことだが、實際利用せられて居る程度は明かでない。雜貨に至つては右の轉嫁は行はれぬやうに云はれて居る。それ故大體に於て支那商は値段と爲替相場との變動に因つて生ずる危険を常に負擔して居ると稱することが出来る。

前述の如く支那商は相當多額の資金を要し、その資金は本國の本店又は買付委託者が調達するのであるが、支那商は一般に資本金額が尠く、従つて資力が充分でない故、自給することは困難である。そこで一般に銀行、錢莊、又は錢舖の援助に俟つのであるが、支那商は年度の決算後、その出資者及び經營者が協議して次年度の營業方針を定むる際に、是等金融業者の一軒乃至數軒に對して、次年度の金融に關して豫め諒解を求め置き、必要に應じて隨時資金の供給を仰ぐのである。その融通は一般に信用貸で、普通二人以上の保證人を立てしむるのである。期間は三ヶ月乃至六ヶ月であるが、場合によりては年底まで繼續せらるることもある。その利率は各地の事情に因り著しく異なる故、明示し難いが、可なりの高率である。某支那商はその高率なるに言及して、之が信用機關の發達して、比較的低利の資金を利用し得る日本輸出商と競争上不利なる點であると述懐したこともある。

斯くして調達せられた資金が、爲替銀行を経て大阪に送金せられ、取引銀行に預入せられて賣込商への支拂に供せらるるのである。而して本國の金融關係や爲替關係で送金を得られぬときに、取引銀行より當座の貸越を得て、一時の融通を計るのである。以上が川口貿易の賄はるる概要である。

茲に附言すべきは一昨春來の支那商の破綻である。その遠因は數年來の國內の擾亂に基けるもので、種々の原因を擧ぐることを得るが、その近因は錢莊の貸出引締に因る金融の梗塞であると云はれて居る。即ち從來支那商は對人信用に依つて融通を受けたのが擔保を必要とするに至つたため、買付品を擔保として錢莊に供し、その結果買付品の代金の不拂を來したものとすることである。

尙序に述べべきは神戸在留支那商の金融關係である。神戸在留の支那商は川口在留の支那商と趣を異にし、少數の

例外を除き一般に Commission Merchants 等、海外に於ける支那商の注文に因つて綿絲布、諸雜貨、海産物等を買付け之を委託者に積送するのである。その取扱高は明かでないが、某支那商の推算では年額八千萬圓に上り、そのうち綿絲布五千萬圓、諸雜貨及び海産物三千万圓で、又仕向先は香港二千五百萬圓、南洋三千万圓、印度、南支、其他で二千五百萬圓と稱せられて居る。買付手數料は大體綿絲布三分乃至三分五厘、雜貨二分五厘乃至三分であるが、實際は歩戻もある故、平均して二分五厘乃至三分とのである。買付に對して香港、廣東その他南支方面の委託者中には爲替で支拂資金を送付して來る場合があり、取引の頻繁の場合は支拂に必要な金額を、その都度内金として送金し來り、年底に決算するのであるが、比律賓、南洋、印度方面は一般に荷爲替が利用せらるるのである。手形は一般に圓貨利付手形で、期限は仕向先によつて異り、普通一覽後一ヶ月乃至二ヶ月拂が多く、一般に D.A. で D.P. は少いとのことである。手形は支那商より直接爲替銀行に賣渡すことは例外で、銀行專屬の買辦が、裏書して爲替銀行に賣込むのが常である。その裏書手數料は銀行より 1.8%、又客先より 1.4%乃至 1.8% を徵求することである。又手形は一旦支那商よりその取引銀行に買取られ、取引銀行が更に之を爲替銀行に賣渡し、又は取立を依頼することもあるが、一般に買辦の手を経る場合が多いとのことである。買辦の制度は神戸の特色で、大阪に見ざる所である。(尙支那商は前記輸出の外、米穀、棉實、藥種等の輸入をも取扱ふて居る)。

斯くの如く神戸在留支那商はその支拂資金の一部を直接買付委託者の送金に俟つと同時に、大部分は之を爲替銀行の供給に仰ぐのである。この點は支拂資金の殆んど全部を、本國の本店又は買付委託者の送金に俟つ、川口在留支那商と大に事情を異にするところで、従つて是が邦商への支拂に關し、川口在留支那商と神戸在留支那商とその趣を異にする所以である。

第四節 爲替の特徴

川口貿易に關する金融事情は前に述べた所であるが、最後に爲替送金に關する二三の参考事項につきて述ぶることとする。

川口在留支那商の送金に關する一の特徴は上海經由の送金が多いことである。上海は支那の貿易及び爲替の中心市場で、従つて支那各地から上海を經由して當地に送金せらるるは自然のことで、もとより近年に始まつた現象ではないが、四五年來の上海に於ける圓貨の投機と關聯して、特にその傾向が著しいとのことである。乃ち大正十四年中支那商に依り上海へ仕向けられた貨物は諸雜貨、綿絲布を合せて千六、七百萬圓であるが、上海から送金せられた金額は四千四百萬圓で、その差額は二千七、八百萬圓に上つて居る。それは上海以外から上海を經由して送金せられたもので、主として天津、青島方面の在留支那商の當座へ振替へられたものである。又滿洲に於ても諸都市から爲替關係で大連、營口その他を經由して送金せらるる場合があると云はれて居るが、上海のやうに回金高と仕向貨物とを對比すべき資料が存せぬ故、その關係を明かにし難い。

送金爲替の他の特徴はインターナショナル銀行の活動である。支那商關係の爲替銀行は殆んど本邦の銀行であるが

同行は唯一の例外である。同行は大正十四年六月、大阪に支店を設けて以來、支那商關係の爲替送金をも取扱ふて居る。十四年中の取扱高は未だ多額に上らぬが、十五年には著しく増加したやうである。同行は紐育ナショナル・シチー・バンクの系統で、昨年一月併合せられて、その支店となつて營業を繼續して居る。同行は極東に於ける米國の勢力を代表するもので、圓貨投機の外人の投資は主としてこの銀行に依つて行はるゝと稱せられて居る。

送金爲替に關する他の特徴は朝鮮銀行の取扱高が爲替銀行中一頭地を抜けることである。之は川口貿易の最大顧客なる滿洲の幣制と深甚の關係を有する故、特に詳述することとする。

日露戰役當時、滿洲に於て發行した軍用手票を回収する爲め、明治三十九年八月横濱正金銀行に對し滿洲に於て銀票の發行を許可し、強制通用力を附與した。

銀票は明治四年四月の新貨條例で制定された一圓銀貨を基礎としたもので、鈔票と稱せられ正金銀行の信用で、次第に奥地に流通して一般支那人間に通用を見るに至つた。然るにその後金銀比價の變動甚だしかりため、滿鐵にては金券料金を設定し、又關東都督府にても收支標準を金建に改訂した。此等の事情で漸次日本銀行兌換券の需要を促し、従つて日銀兌換券の流通が頗みに増加するに至つた。大正二年朝鮮銀行が滿洲に進出するに及び、同行の兌換券が漸く流通し、又同年七月正金銀行に對し從來の銀票の外五ヶ年を限り、金券の發行をも許可し之に強制通用力を與へたため、一時相當に流通した日銀兌換券は漸次回収され、次第に減少して正金鮮銀の兩金券が之に代るに至つた。

滿洲の特産物は、奥地の買出しは銀建で、之を滿洲より輸出する場合は金建である。それ故買出しから輸出までの間金銀比價の變動に因つて常に危険に曝さるゝのである。この危険をカバーするため、大連に取引所が設立せられ、續いて錢鈔取引所が設けられた。大正六年十月時の政府は鮮銀發行の金券を以て滿洲の通貨を統一せんと企て、鮮銀券に對し關東州及び滿鐵附屬地に於て強制通用力を與へ、同時に正金の金券發行權を奪ひ、併せて銀票の強制通用力を廢止し、同時に關東都督府では銀の公定相場の發表を廢止し、銀の受拂ひを全廢し、次で七年六月以降滿洲に於ける金庫及び郵便局にても銀の受拂ひを廢止し、又滿鐵も大正八年七月以降特殊の事項を除き、銀の受拂を廢止するなど、政府は金券統一に努め、遂に大正十年十月、大連重要物產取引所の建値を金建に變更するに至つた。大連の取引所は、設立當初は銀建で、その後法令を以て銀建が認められ、大正二年更に法令を以て金建を原則と定め、實施は無期延期となつたが、茲に至つて金建が實施せられたのである。所謂建値問題として當時世論が囂かつたは經濟上の問題以外に種々の事情が伏在せるためと稱せられた。賛成論者は滿洲の諸取引を金本位に統一せんとする者で、その論旨は大要次の如くである。即ち滿洲には漸次金券が流通して、大連始め重要都市の取引に金の勢力が著しく進展した其大勢に乗じて、特産物の市場に於ても漸次金建制に改むべきである。且滿洲の通貨は大半は不換紙幣である故、斯くの如き不完全の幣制の下では我が商權の確立は期し難いところである。それ故金券の供給が潤澤となり、且日滿取引の進展した今日は、特産物取引に金建を採用する好時機であると主張した。之に對する反對論者は所謂尙早論者で一國又は一地方の幣制は統治權と不可分のものである故、支那官憲に關係なく、金券を以て滿洲の通貨を統一せんとするが如きは全く實行不可能である。且滿洲の實情を見るに銀本位の通貨は經濟の根底に深く浸潤して容易に抜くべ

からざるものである。その上滿洲は山東、南支方面と密接なる經濟關係を有し、此等は總て銀勘定で行はれて居る。斯くの如き實情なれば金を以て通貨の統一を計るも、到底實現は期し難きところで、若し強いて實行せば特産物の取引は大連を去り、大連は終に滿洲の中心市場たるの實を失ふに至るであらう。現今滿洲の幣制の不備なのはその銀本位たるにあらずして、不換紙幣なる官帖の混淆に存するのである。金銀比價の變動に因る不便は之を爲替銀行及び各地の錢鈔市場に依つて十分に保障し得るのであると稱へた。政府は反對論の囂々たるにも拘らず遂に金建を斷行したが、その結果は金券代表者たる鮮銀の經營の失敗と相俟つて金券統一の運動は終に全然失敗に歸して、大正十二年十一月以降取引所の建値は當分の間金銀兩建となり、事實上反對論者の勝利に歸した。

前記錢鈔取引所では金票對鈔票、鈔票對洋錢の取引が行はるゝが、最も重要なものは金票對鈔票の取引で、鮮銀の金を以て正金の鈔票に對する相場を建つるのである。

一体滿洲殊に大連では上海に比して銀高であることが常態である。その理由として擧げられて居るは

(一) 滿洲は全体として輸出超過の地であり、従つて銀の需要が多く自然に銀高であること

(二) 季節的特産物の出廻りに銀の需要を喚起すること

(三) 朝鮮銀行發行の金券の流通高が巨額に達して居り、且同行の信用が舊の如くでないため、勢ひ金券が割安であること

等である。この常態的の銀高と、鮮銀券の割安とが相俟つて、既に述べたやうに、朝鮮銀行の爲替取扱高を多大な

らしめたのであると解せられて居る。即ち所在の支那商は日常の通貨なる大洋銀や正金鈔票で、割安の鮮銀券を買入れ、之を以て鮮銀に爲替の取組を依頼するのである。鮮銀券は朝鮮及び滿洲では強制通用力を有するも、日本内地では流通性を缺く故、鮮銀は送金爲替の取組に因つて、滿洲では發行券の還收となり、大阪ではそれに相當する金額を日本銀行券で支拂はなければならぬのである。それ故鮮銀は滿洲よりの送金に因つて、大阪に於て月々巨額の支拂を必要とするので、その資金を調達することはかなりの負擔であると云はれて居る。それ故實需に因らざる投機的の送金は之を拒絶し、又送金に對しても種々の制限を加へて居ると傳へらるゝが、それにも拘らず實際に於ては前述のやうに送金額が爲替銀行中遙に群を抜きんでゐる。それだけ對滿輸出貿易に於ける同行の貢獻を認め得るのである。次に滿洲關係で特記すべきは川口貿易に及ぼせる奉天票暴落の影響である。奉天票とは奉天省内で發行せられ、奉天官憲の威力の下に強制通用力を有する不換紙幣で、滿洲一帯に行はれて居る。現在市場に流通するものは東三省官銀號滙兌券、中國銀行券、交通銀行券並に公濟平市錢號の銅元票である。

奉天票の暴落は既に大正十三年十一月の第二次奉直戰後にその端を發し、その勢の最も激甚となつたのは、一昨々年冬の奉郭戰爭以後である。一昨年初頭は已に二百元臺に低落し、爾來急落して五月には四百元臺となり、更に八月末に至つては五百八十元を唱へ滿洲の經濟界に大打撃を與へた。その後官憲の非常手段で幾分回復したが、是は全く變態的で、自然の回復でなく、禍根は依然として存し、現に昨今に至つては二千二百元の慘落を見るに至つたのである。

奉天票暴落の原因は民國九年以來引續く内亂に、奉天派が直接干與し來つた結果、財政の紊亂と紙幣の濫發とを惹

起したためである。久しく奉天の民政に盡瘁して治績を挙げた省長王永江が、一昨年三月故山に歸臥するに際し、張作霖に提出した意見書に、

「往時管仲は國を制すること三十年にして初めて一度兵を用ひ、燕の昭王は士を禮すること十九年、僅に齊に報せしに過ぎず。漢の武帝は連年用兵して、遂に輪臺の悔あり。古の明王賢君に見るも尙斯くの如し。」

と、古の事例を擧げて停戦の必要を痛切に論じたのを見るも、その真相を窺ふに足るのである。

然し奉天の官憲は之を否認して、奉天軍の戦費は省の收入の外鹽稅餘款、奉綏鐵路局收入、その他當然中央政府に輸納すべき特別收入を以て支辨して居る故、戦費が財政を壓迫するとは認め難く、且滿洲の經濟状態は頗る豊富で、輸出四億、輸入二億、差引出超二億である故、僅に二億元の奉天票は決して濫發と稱し難い。然るにその暴落斯くの如くなるは、全く附屬地取引所に於ける奸商の人為的相場變動に存するものであると辯明し、錢鈔市場に對し極度の壓迫を加へたのである。然しながらその辯明如何に拘らず、その眞因は全く財政の紊亂と紙幣の濫發とで、之を助長したのが銀價の一般的低落と圓價の急激なる恢復とである。

奉天票暴落の日滿貿易に及ぼせる影響は一昨年一月以降七月に於て漸次顯著となり、その最も深刻なる打撃を與へたのは八月以後である。貿易統計に據ると、本邦輸出貨物中著しく減退したるは綿絲布、綿製品を初め雜貨類、金物類であるが、殊に貿易の大宗たる綿絲布に至つてはその打撃が頗る大である。

滿洲に於ける綿絲布の輸入は年額一億四、五千萬圓と稱せられて居り、その大部分は本邦から仕向けらるゝのである。滿洲では綿絲布の取引は現在全部金票建である故、金對奉天票の爲替上の危險は、支那商の負擔するところである。その取引の徑路は、支那商が出張員を大阪に派出して直接に買入れ、又は滿洲在任の邦商より買入れて、之を奥地の需要者に賣込むのである。大阪の買入れは圓貨で、又滿洲に於ける買入れも金票建であるが、奥地の需要者への賣入は銀建で奉天票が主である。邦商の賣入は全部金建である故、奉天票の騰落には全く無關心であるべき筈であるが、實際に於ては奉天票が暴落すれば、單に購買力の減退に因つて注文が杜絶する許りで無く、直に約定品の受渡に支障を來し、又賣掛金は取立困難に陥るのである。大阪では綿絲布の取引は原則として、現金引換である故難問題は發生せぬが、滿洲では邦商は支那商に對して普通三十日の延取引である故、相手方の支那商は金票建で買つた綿絲布を、奥地需要者に奉天票で賣り、奉天票を金票に交換して邦商に支拂ふのである。それ故買つた當時の價格に比し代金延期中に奉天票が高くなるか、又綿絲布自體の價格が騰貴すれば、需要者に賣却して容易に決濟さるゝが、之と反對に奉天票が下落するか又は商品自體が低落すると直に決濟が不可能に陥るのである。斯くの如く奉天票の暴落による賣掛金の回收不能又は遅延による損害その他で、在滿邦商の蒙つた直接及び間接の損失は實に巨額に達すと稱せられてゐる。

綿絲布以外の雜貨は大部分支那商が直接大阪方面より仕入れ、長期の掛賣をなす關係から、奉天票の暴落のため回收困難に陥りその影響は相當に多大である。従つて雜貨貿易に尠からぬ打撃を與へて居る。

奉天票暴落に歸因する滿洲財界の攪亂のため、川口在留の支那商の引上げた者も少くなく、一般に注文が著しく減

退したが、殊に綿絲布の打撃は甚大である。買注文が杜絶したのみならず、先物契約の如きは轉賣せられたものも少くない。是は綿絲布が低落して安定を缺いたのも原因であるが、奉天票の暴落が主因と考へらるゝ。奉天票の暴落が日滿貿易に多大の打撃を與へたことは前述した如くである。それ故に奉天票の安定は貿易の増進に最も肝要である。その安定には第一に停戦によつて財政を整理すること、第二は數年前の懸案たる兌換問題の實行で、滿洲の如く經濟状態の豊富なる地方では實効を擧ぐるは困難でないとい稱せられてゐる。

奉天票暴落に關聯して再燃したのは滿洲の通貨問題である。前回の如く金票を以て統一せんとする議論を聞かないのは時勢の變遷であるが、銀票を以て統一せんとする論者は相當有力である。金建反對論者は過去十數年間在滿邦人が金票により蒙つた損害は莫大なものであると稱し、その原因として

(一) 在滿邦人は金貨を以て、銀貨國にて物資を購ひ生活するため、日常生活が金銀爲替相場に依りて支配せられ危険を負擔すること

(二) 邦人經營の諸事業は金貨を以て銀貨國の材料及び勞力を使用して經營するため、金銀爲替相場の危険を負擔する結果投機的に陥ること

(三) 在滿支那商は金銀爲替を利用して商戦をなすも、邦商は南支方面との取引困難なるため金銀爲替を利用すること難く、邦人の經濟的地位漸次衰退しつゝあること

(四) 滿洲に於ける我が法貨たる金券發行の朝鮮銀行も、滿洲に於ける經濟上の實體が銀貨なる故、その使命を完

ふすること困難なること

(五) 本邦金融機關は長期に亘る金銀爲替の危険を恐れて投資を手控ふるため、到底植民地産業の基礎を確立し難きこと

等を擧げて居る。之に對して在來扶殖した金票の勢力も相當認めよとの議論も存するのである。金融及び幣制の問題に就ては關東廳に於て調査會を設けて考究して居つたが、一昨冬全滿洲商業會議所聯合會は左の改善案を討議し、決議事項の實現に努むることに申合せた。

(一) 朝鮮銀行の滿洲に於ける業務一切を繼承し、之を骨子として金銀兩資本を有する滿洲中央銀行を設立し、以て金融機關に統制あらしむべし

(二) 東洋拓植會社の滿洲に於ける金融業務を繼承し、之を中心として滿洲不動産銀行を創設し、以て拓植金融の充實を圖り

(三) 横濱正金銀行の滿洲に於て發行する銀券は之を中央銀行に統一し、金銀兩勘定を以て實際の運用を圓滑ならしむべし

等にて金銀兩建論である。その後支那の動亂は擴大して燎原の火の如く全國に波及し、その性質も全く一變して時局は重大の形勢となつたので、滿洲に於てもその影響を受け、前記の問題の如きは全く閉却せらるゝに至つた。然し我が川口貿易にとりては最大得意先たる滿洲の幣制の確立は最も緊切の問題で今後の推移は注目すべきところである。

第八章 運輸及び保險

大阪在留支那商の取扱にかかる貿易額は、年によつてもとより消長を免がれないが、大正十四年に於ては輸入約三百萬圓、輸出一億二千五百萬圓と推算されて居る。而してその取扱にかかる輸入品は棉花、麻、藥種、皮革、人毛、製紙原料、刷子材料等で、就中重要なものは棉花及び麻である。又輸出品は綿絲布、諸雜貨、海産物、砂糖、藥品銅鐵、機械等で就中、綿絲布及び諸雜貨が最も重要な地位を占めて居る。而して輸入品の仕出地は上海及び天津であるが、輸出品の仕出地は上海以北滿洲に亘る一帯の地域で、その主なるものは上海、漢口、寧波、北京、天津、濟南、芝罘、青島、大連、金州、安東縣、營口、奉天、長春、琿春、哈爾濱等である。今その輸出額を仕向地別及び商品別に掲ぐれば左の通りである。

上海方面	雜貨	一五、〇〇〇千圓
北支那方面	綿絲	八五、〇〇〇
(滿洲を含む)	雜貨	二五、〇〇〇
合計		一二五、〇〇〇

(註) 尤も上海方面へは綿絲布が百五十萬圓位支那商の手で輸出せられた故、詳細に云へば北支那方面への綿絲布輸出額からそれだけ控除して上海方面への輸出額に加算すべきである。

前記の輸出額は、大阪に於ける仕入原價に運賃、保險料その他の諸掛を加算したものであるが、その内運賃、保險料及び諸掛を何程位とすべきかは頗る困難なる問題である。今その額を輸出總額の四分と假定して計算すれば、年額五百萬圓に近く之が船會社、鐵道、保險會社及び關係業者が川口貿易に關するサーヴィスの對價として受取つた金額と見做すべきものである。尤もこの金額については過大であると説くものもある。

支那商が貨物を本國へ積送する徑路は、もとより仕向地方によつて異つて居り、上海、天津、青島、大連、營口等は海路によるのであるが、滿洲奥地へ仕向けられるものは、(一)大連、營口等の海港を経て更に鐵道に依つて輸送せられるものと、(二)大阪より直ちに鐵道に依り内地、朝鮮、滿鐵の三線を経て輸送せられるものがある。又近時、哈爾濱その他北滿方面へ仕向けられる貨物で、敦賀、浦鹽を經由し、東支鐵道によつて輸送せられるものもあるが、支那商でこの徑路に依るものは、今のところ甚だ稀のやうである。尙秦皇島を經由し、鐵路天津・營口へ輸送せられる場合及び大連又は上海を經由して、更に海路、青島、芝罘、威海衛、烟臺等へ輸送せられる場合などもある。而して支那商が是等の徑路を選ぶには積送貨物の種類、運賃率、減税特典の有無、その他種々の事情を考慮して最も有利なる徑路を選ぶのである。

支那商は船會社、保險會社等に對しては、團結して交渉をなすのが常である。後に述ぶるが如く支那商の貨物を取扱ふ運送店は、支那商の經營にかかる同益株式會社及び三益合資會社が主で、この両者が支那商の利益を代表して船會社に交渉するのである。又保險會社に對しては北幫公所及び南幫商業公所とが、夫々所屬支那商を代表して保險會

社と特約を締結し、支那商はその特約に基いて保険契約をなすのである。斯くの如く支那商は一致團結して交渉に當つて居るが、會社側は相互の競争が劇しいので、交渉も特約も自然支那商に有利のやうに定められ勝である。夫れは特約書の條項や、運賃、保険料の割戻率などに依つて明かに首肯せられる所である。

第一節 海上輸送

海上の輸送は日本郵船會社、近海郵船會社及び大阪商船會社が主であるが、近時は社外船の活動が著しく盛んとなり、運賃率を引下げて貨物の吸収に努むる故、支那商は輸送を急がぬ貨物又は古鐵の如き特殊貨物は、社外船を利用する場合は尠くないのである。大阪港から上海以北に向ふ北支定期航路を掲ぐれば左の通りである。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 一、大阪大連線 | 二、大阪天津線 | 三、横濱牛莊線 | 四、大阪青島線 |
| 五、大阪上海線 | 六、横濱上海線 | 七、神戸上海線 | |

是等の七航路は總て遞信省所定の命令航路である。尤も横濱牛莊線だけは、四月より十一月迄の期間が命令航路となつて居る。

- 一、大阪大連線は大阪商船の航路で、五、六千噸級の船舶四隻を使用し、寄港地は神戸、宇品、門司で一週二回發航の割合である。貨物積込の大阪港割當は毎船千噸位で大連着は大阪から四日目である。
- 二、大阪天津線は近海郵船と大阪商船との協定航路で、前者は二千噸級三隻、後者は二千五百噸級三隻を配船し、寄港地は神戸、門司、五、六日毎に各社一回の割合で、大阪に於ける積荷割當は毎船五六百噸であり、天津着は大阪から五日目である。

- 三、横濱牛莊線は近海郵船の航路で、二千噸級四隻を配船し、寄港地は名古屋、大阪、神戸、大連、天津で、一週一回發航の割合である。然し京濱及び名古屋の貨物を輸送するのが主で、大阪では一船三百噸内外の割當に過ぎない。大阪から天津着は六日目、牛莊着は十日目である。尙毎年十一月十日出帆後三月中旬まで牛莊へは結氷のため缺航である。その間同地へは大連又は秦皇島經由鐵道便で輸送される。

- 四、大阪青島線は郵船、商船及び原田汽船の協定航路で、郵船は五千噸級、商船及び原田汽船は四千噸級各社一隻を配船し、二週間各一回の割合で、寄港地は神戸、門司、歸航の場合に限り吳に寄港する。大阪に於ける積荷割當は毎船五百噸乃至八百噸内外で、青島着は大阪から四日目である。

- 五、大阪上海線は郵船の航路で、三千五百噸級三隻を配船し、一週二回の割合で、寄港地は神戸、門司で、大阪に於ける積荷の割當は千二百噸、上海着は五日目である。
- 六、横濱上海線は郵船の航路で、三千五百噸級三隻を配船し、一週一回寄港地は名古屋、大阪、神戸、門司で、京濱及び名古屋の貨物輸送が主で、従つて大阪に寄港せないことがある。大阪より上海着は四日目である。

- 七、神戸上海線は郵船の航路で、所謂日支連絡航路である、五千噸級二隻を配船し、四日目に一回の割合で發航し、寄港地は長崎である。旅客輸送が主で貨物は従である。従つて大阪に於ける積荷割當は二百噸位に過ぎない。上海着は神戸から三日目である。

尙右の外川崎汽船會社の一週航路は、九千噸乃至一萬噸級の船舶で、月二回位大阪に寄港し、又山下汽船會社は一昨年九月頃より三千噸級の船舶で大阪上海間を航行し、寄港地は神戸、門司で月三回位の割合で發航するが、之亦社船の如く定期船ではない。尙郵船及び商船でも出貨状況に應じ臨時に不定期船を就航せしめて居る。

支那商關係の出貨は上半季に於て三月乃至五月、下半季に於て九月乃至十一月が最盛期で、それ以外の夏冬の兩期は比較的閑散である。貨物の種類は前に述べた如く綿絲布、莫大小、帽子、洋傘、硝子鏡、硝子製品、瑛瑛鐵器、石鹼、鈕釦、玩具、刷子、化粧品、文房具、日用小雜貨等が主で、その他海產物、砂糖、藥品、銅鐵、機械等がある。而して輸送を急がぬ貨物、又は古鐵等の如き特殊貨物は、多く社外船に積載せられるのである。

支那商の貨物を取扱ふ運送店は、同益株式會社、三益合資會社、三木運送店、日の丸組、山東運送店等である。前者は支那商の經營で、後三者は邦人の經營である。取扱高の多いのは同益及び三益で、三木運送店、日の丸組、山東運送店等は前兩者に比し遙かに少ない。同益及び三益は郵船及び商船の專屬運送店で、貨物を相互に兩社の船舶に積載する。三木運送店は社外船方面が主である。

運送店は富島町(川口)税關出張所構内に專屬の上屋を設けて、賣込商より支那商宛の貨物を受取り、之を取纏めて船會社に船腹の交渉をなし、税關の輸出免狀を得、船により貨物を本船に積込み、船荷證券を作成して支那商に交付し、支那商は之を送り狀(清本單)と共に本國へ發送する。船荷證券は持參人式が多く、次いで指圖式であり、又大連向は和文で一通、他は歐文で二通が常である。運賃は先拂と元地拂とがあるが、支那商は一般に元地拂である。又貨物の保險は船積と同時に保險會社の代理店に契約をなすのであるが、運送店(又は支那商)は一定の申込書に記入して之を代理店に提出し、代理店は之に日附印を押捺し、割印して契約成立の證とし、接續せる一片を月末に取纏めて公所に送付し、公所は之に依つて賦金の計算を爲すのである。支那商は一般に貨物に荷爲替を附せぬ故、保險證券の發送

を必要とせず、従つて通常出帆後に作成せられて支那商が保管し、或は保險會社によりては保險證券の代りに通帳に記入するに止むることもある。運送契約は運送店の名義で船會社に申込み、又保險契約は普通支那商の名で締結せらるゝ。尙大阪税關指定の船人夫は、上濱組、下濱組、大正運輸組、富井組等に屬するが、支那商の貨物は主として下濱組の取扱にかゝるのである。下濱組は同益、三益、三木運送店等に隸屬してその取扱に従事して居る。

船會社は專屬運送店に對して規定の手數料を與ふる外、出貨主に對して運賃の拂戻を行ふのである。而して運賃の拂戻には約定のものと、秘密のものがある。郵船の上海航路は所謂約定割戻の例で、運賃の一角を割戻すことに定めて居る。從來は九月より翌年八月までの一ケ年間の運賃額に對し、翌々年三月に割戻を行ふたが、荷主の要望により昨年より一ケ年の計算期間を六ヶ月に、又据置期間を三ヶ月に短縮した。反之、商船の大阪大連航路は所謂秘密割戻で特定の出貨主に對して割戻が秘密に行はれ、その割合はもとより明かではない。此等の割戻は各出貨主毎に計算せられ運送店を経て割戻されるので、その額は尠なからぬものと云はれて居る。これが曩に述べた如く在留支那商の収益の一となるのである。社外船は割戻をせないが、その代りに運賃率は頗る低い、その低率運賃の影響を受けて社船に於ても、之が對抗上多大の引下及び割戻を餘儀なくせられるのである。運賃の計算は郵船及び商船は月二三回勘定、社外船は月末勘定で、運送店は出貨主から徴收して船會社へ支拂ふのである。

支那商の經營にかゝる前記運送店の内、同益株式會社は大正九年四月の設立で資本金十萬圓(拂込濟)本店は川口町に在り、支店を神戸市海岸通に設けて居る。運送業及び一般商行爲の仲介代理業が目的で、代表取締役は支那商の長

老張友深氏である。明治四十四五年頃、張氏が資本金二萬圓位で運送店を開いたのが元で、一時は綿絲布、雜貨等を盛んに取扱つたが、現在では運送が主業である、尙傍ら神戸海上運送火災保險會社の代理店を營んで居る。次に三益合資會社は、大正八年六月の設立で、資本金三萬圓、運送業が目的である。出資者は無限責任社員趙鎮三氏の外、有限責任社員五十餘名で、趙氏が代表社員である。同氏は大正三年頃同益に勤務して居り、後獨立して運送業を開始し之を會社に變更したものである。運送業の傍ら、東京海上火災保險會社の代理店を營んで居る。尙ほ德盛泰は貿易の傍ら、また恒利號は專業として運送業を營んで居つたが、孰れも運送業を廢業したと云ふことである。

第二節 鐵道輸送

滿洲方面に仕向けられる貨物は、前に述べた如く海路大連、營口を經由して、更に鐵道に依り輸送される場合と、大阪より直ちに鐵道に依り内地、朝鮮、滿洲を經由して輸送せられる場合とがある。而して近年後者即ち鐵道便に依るものが著しく増加し、殊に綿絲布の如く比較的高價のものにその趨勢が著しいのである。斯くの如く鐵路に依る貨物の激増を來したのには、種々の原因があるが、海路輸送は接續港に於て陸揚げの際、割合に多くの時日と經費とを要すると、鐵路に依る場合には後に述ぶるが如く、安東經由の鐵道貨物に對する陸境關稅減稅の特典と、省線、朝鮮、滿鐵の三線連絡運輸の特定運賃率の適用を受くる便宜とがあり、此等が輸送を急ぐ貨物及び比較的高價なる貨物に對し鐵路の輸送を有利ならしめ、従つて輸送貨物の激増を來したのである。

鐵道の輸送は省線、朝鮮、滿鐵の連帶輸送で、その取扱運送店は國際運送會社、內國通運會社、是則運送店、阿濃運輸店等である。運送店は稅關梅田出張所構内の專屬上屋に於て、賣込商より支那商宛の貨物を受取り、輸出手續を了し、鐵道に託送すると同時に運送保險を附するのである。鐵道は貨物引換書又は貨物通知書を運送店に交付し、運送店は之を支那商に廻付し、支那商は送り狀と共に更に本國へ發送する。運賃は先拂と元地拂とであるが、支那商は一般に元地拂である。

(註) 安東縣經由の鐵道貨物に對し關稅三分の一を低減する特典は、支那が露國に與へた特典に我國が均露したものである。露曆一八九六年八月廿七日議定の東清鐵道會社條例に據れば「貨物及び手荷物にして露國より此鐵道を経て露國境内に入るものは、一切の稅金釐金を免ず、(中略)又露國より此鐵道を経て清國に運送し、或は清國より此鐵道を経て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照し、區別して輸出入の正稅を納付すべし。尤も此稅は之を稅則所定の額に比し三分の一を減じて納付す、若し内地に運送するときは通過稅を納むべし、(中略)清國は此鐵道交界の兩地點に於て夫々稅關を設くべし」とあり、更に明治卅八年十二月廿二日北京に於て協定された、滿洲に關する日清條約附屬協定第十一條に「滿鮮國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふべきものとす」と規定して居る。そこで安奉線に對しても當然減稅が實施せらるべきに、支那政府は容易に之を首肯せなかつた爲、爾來懸案となつて居つたが、大正二年五月漸く彼我の協議が成立し、その結果我が北京公使と總稅務司との間に、安東經由の鐵道貨物の減稅特典に關する取扱が調印せられ、同年六月より實施せられたのである。その第一條に「滿洲より鐵道により新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物及び新義州以遠の各地より鐵道により滿洲に仕向けらるゝ有稅貨物に對しては、各海關稅率の三分の二の輸出稅又は移入稅を課す」とあり、爾來安東縣を經由して滿洲に輸入せらるゝ貨物を著しく有利ならしめた。而してこの趨勢を助長するため、同年八月鐵道院及び朝鮮鐵道では協議して

内地直通の滿蒙仕向貨物十種に對し小口貨物に限り特定貨率を制定し、運賃を約二割二分低減し、更に其効果を有効ならしむるため、大正三年五月綿絲、綿布、綿製品、陶磁器、鹽乾魚、帽子、生果、昆布、燈器、麻袋、麥酒の十一種に對し、安奉線にも三割の運賃減を實施し、一ヶ年間試験的に實行し、續いて大正五年四月まで延期した。然るに其滿期に際し之が改廢について關係當局者間に意見の一致を缺き、加ふるに大連市民は之を以て大連の繁榮を奪ふものなりとし、代表者を上京せしめて各方面に猛烈なる反對運動を開始した。之が當時世論囂々たりし所謂三線問題である。紛擾を續けること數ヶ月の後、同年十月漸く協定案が成立して、綿絲外十品種の割引運賃は當分の間、現状のまま、繼續することとし。尙新に金物類、食料品、和酒、味噌、醬油、砂糖、紙、野菜、染料及び塗料、瓶詰飲料水、蠟燭、藥品及び藥材、文房具、茶、家具類、硝子及び同製品、油類、革及び同製品、化粧品、綿布(着尺物)、煙草等を追加し、此等新品種の割引運賃を、連奉線割引運賃の約三割引に相當する額と決定して解決を見るに至つた。之が即ち現行運賃率である。

斯くの如く安東經由貨物輸入税の減税と、三線協定運賃とは相俟つて、鐵道による滿洲への輸入を著しく有利ならしめ、殊に當時歐洲大戰の影響で、船賃が甚だしく昂騰したため、著しくその勢を助成せしめた。就中綿絲布の如く比較的高價のものは、減税の影響著しきものがあつた。今實施の前後兩年度に於ける滿洲輸入綿絲布について、輸入港別割合を見るに

	綿 絲		綿 布	
	大正元年	三 年	大正元年	三 年
營 口	六二%	四二%	五三%	三九%
大 連	三六	三二	四〇	三八
安 東	二	二六	七	二二

で、綿絲布共に著しき増加を示して居る。更に最近六ヶ年間の消長を見るに、次表の如く日本品については依然として同様の状態を示し、殊に綿布についてはその趨勢が一層顯著である。而して綿絲について著しくないのは、最近一般に滿洲への日本綿絲の輸入が減退し、之に反して支那綿絲が増加したためで、一面支那紡績業の勃興を物語るものであるが、更にその支那綿絲は大部分上海及び青島方面に於ける邦人經營の紡績工場の製品であることを考ふれば、必ずしも本邦品の地位が失墜せりとは稱し難いのである。

一、綿 絲 輸 入 高 (單位擔)

	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年
牛 莊(營口)	一七、七〇八	一九、三三三	一四、六四七	一四、八九八	一〇一、四六三	五六、三九九
大 連	一三、九六六	七、五九三	一〇七、八八六	八四、四八九	九三、九一三	一四、四七三
安 東	五、八二二	七六、一九五	一〇九、五七八	一〇一、八〇三	三七、三三三	五五、五二四
計	三〇、〇九六	九三、九二一	三六、一〇一	三三、一九〇	二二、三〇八	一二、三九六
日 本 品	一七、〇〇一	九、四七七	一六、七三六	一五、〇六五	二四、四七三	七、九〇八
支那港經由外國品	一、〇五二	二、六五九	一四、四一四
支 那 品	九、四六五	一七、一八二	一三、六二一	九三、七九七	六三、五九五	二二、八六九
香 港 品	九〇	七五	八六六
印 度 品	二九、〇三六	一三、三九五	二六、六三三
計	一七、七六八	一九、三八三	一四、四七七	一四、八九八	一〇一、四六三	五六、三九九

安東				大連				牛莊			
計	支那	支那經由外國品	其他	計	支那	支那經由外國品	其他	計	支那	支那經由外國品	其他
1,130,600	73,770	275,871	...	1,130,600	2,996,682	1,175,937	...	1,130,600	8,474,227	1,202,128	...
1,130,600	73,770	275,871	...	1,130,600	2,996,682	1,175,937	...	1,130,600	8,474,227	1,202,128	...
1,130,600	73,770	275,871	...	1,130,600	2,996,682	1,175,937	...	1,130,600	8,474,227	1,202,128	...
1,130,600	73,770	275,871	...	1,130,600	2,996,682	1,175,937	...	1,130,600	8,474,227	1,202,128	...
1,130,600	73,770	275,871	...	1,130,600	2,996,682	1,175,937	...	1,130,600	8,474,227	1,202,128	...

安東				大連			
計	支那	支那經由外國品	其他	計	支那	支那經由外國品	其他
5,112	795	5,112	1,100,000
5,112	795	5,112	1,100,000
5,112	795	5,112	1,100,000
5,112	795	5,112	1,100,000
5,112	795	5,112	1,100,000

二、綿布輸入高 (單位海關兩)

年	安東	大連	牛莊(營口)
十三年	1,130,600	1,130,600	1,130,600
十一年	1,130,600	1,130,600	1,130,600
十一年	1,130,600	1,130,600	1,130,600
十年	1,130,600	1,130,600	1,130,600
九年	1,130,600	1,130,600	1,130,600
八年	1,130,600	1,130,600	1,130,600

安東經由鐵道による輸送が、海上輸送に比して有利なる程度は、種々の事情に因るので一定し難い。現在大阪より奉天驛着の海陸兩徑路について綿絲布の運賃を比較するに左の如くである。

		安東經由		大連接續	
綿	絲	(一捆四十玉入、三百三十斤)	六・九〇圓	七・一一圓	
綿	布	(大尺布一箱、二百三十六斤)	五・一二圓	五・三四圓	

之は公表運賃率に據つたもので、積込費、解賃、接續費等の諸掛全部を加算したものである。之に據ると鐵道輸送の方が海上輸送に比して低廉であるが、實際に於て運賃だけの關係では海上輸送の方が、遙かに有利であると云はれて居る。それは大貨物に對する運賃の割引、拂戻等の關係に因るもので、船會社のそれらの率が餘程高率であると稱せられる。次に關稅の關係では勿論安東經由が有利である。現行支那輸入稅率に據れば、前記綿絲(十六番手と假定)は百斤につき二兩なれば、一捆(正味三百十五斤)の稅額は六・三〇海關兩となり、之を大連向爲替相場九九圓餘を以て換算すれば九・七八圓となり、從つて安東經由は一捆に付、その三分の一即ち三・二六圓の減稅となるのである。又大尺布の輸入稅は百斤に付二・五〇兩なれば、一箱(正味二百三十斤)の稅額は五・七五海關兩で、之を同様換算すれば八・九二圓となり、安東經由は一捆に付二・九七圓の減稅となるのである。

右は附加稅を除外した本稅のみの計算であるが、安東經由が採算上有利である上に、海上輸送に比し到着日數が短縮せられ、且危險が尠く從つて保險料も低率である。それ故北滿仕向の貨物に對し、この徑路が盛に利用せられるの

である。米國商務官 F. M. Odell 氏は、支那に於ける綿製品に關する著名の報告書中にこの特典を擧げて、日本製品の強味の一として特記して居る。

陸境關稅輕減の特典を最初に支那より得たのは露國で、既に一八六二年に一定の商路を経て天津に輸入される露國品に對し三分の一減稅の特例を設け、降つて一八九六年にその特典を東清鐵道に及ぼしたのである。露國に亞いで佛國は一八八六年廣西、雲南兩省と佛領東京間に、又英國は一八九三年に西藏、英領印度間に、その翌年雲南省、英領緬甸間に特典が實施せられたのである。我國では前述の如く露國の特典に均霑して安東經由貨物に實施せられ、大正七年更に間島に及ぼしたのである。然るに大正十年十一月米國華盛頓に開催せられた國際會議で、支那に於ける門戶開放及び機會均等主義が認められ、列國は支那に於て商工業の經營に關し、獨占權又は優先權を主張せざることを約する決議案を可決し、續いて支那關稅に關する條約を協議し、その第六條に於て支那の總ての陸境及び海關に於て賦課する關稅率は均一なるべきの原則を實行する取極をなすべしとの條項を討議した。この條項に對し佛國は佛領東京に於ける對支貿易に大なる影響を及ぼすものとして反對したが、種々折衝の結果、翌年三月の總會議で可決せらるゝに至つた。この陸境減稅に關する特典の廢止は、未だ支那關稅改訂問題の渾沌たる今日何等問題とならず、殊に本問題に最も關係深き露國が、その決議には關與せないが、之は早晩起るべき問題であり、その改廢は我國の利害に大なる影響を及ぼすもので大いに考慮を要すべき所である。尙特定運賃について、近時大阪綿布商同盟會及び輸出同業會は現行滿洲向特定運賃の制限斤量は四百五十斤であるが、滿洲に於て需要漸次増加せる高級綿布殊に晒金巾、晒細布は

一梱につき右制限斤量を前者は八九十斤、後者は二三十斤を超過するため、朝鮮向運賃の適用を受くるのみで、三線協定の利益を被らぬ故、その制限斤量を四百五十斤まで擴張方を鐵道省に請願したとのことである。

又近來の出來事としては前述の如く、哈爾濱その他北滿地方へ仕向けられる貨物が、敦賀、浦鹽を經由して輸送せらるゝことで、敦賀、浦鹽間に航路を有する商船會社が種々の便宜を計つて居り、又國境關稅減稅の特典も同様存するのである。哈爾濱よりの報告に據れば、安東、大連、營口等の所謂南滿三港により輸入せられ、長春を経て北行する貨物の三割六、七分は日本品で、その主なるものは生地綿布、加工綿布、鐵及び金屬製品、紙類、生果等である。又浦鹽輸入貨物の三割二分乃至三割五分は日本品で、その内三割二、三分が、北滿洲へ轉送せられるものと推定せられて居る。浦鹽經由の徑路が南滿經由に比して有利なるか否かの點については種々研究を要する事項が多いが、之は他日の調査に俟つこととする。

第三節 保 險

支那商は大阪で買付け本國へ積送する貨物には運送保險を附する。一昨年築港で起つた船火事の事例から見ても特別の場合の外は、殆んど洩れ無く保險が附せられるやうである。明治二十七、八年戰役前、支那商の保險は、すべて外國保險會社の取扱ふ所であつたが、戰後我國の保險會社と契約をなすに至つた。最初支那商と保險の契約を爲したのは東京海上火災保險會社で、日本海陸保險會社、日本海上保險會社等が之に亞ぎ、現今は東京海上火災保險會社、

日本海上保險會社、帝國海上運送火災保險會社、大阪海上火災保險會社、神戸海上運送火災保險會社、朝日海上火災保險會社等の諸會社は左記代理店を設けて支那商の保險を取扱つて居る。

東京海上火災保險會社	代理店	川口二十二番	三益合資會社
日本海上保險會社	"	三十番	益生號
帝國海上運送火災保險會社	"	"	恒昌號
大阪海上火災保險會社	"	七番	公益號
神戸海上運送火災保險會社	"	二十番	同益株式會社
朝日海上火災保險會社	"	三十七番	杜雨樵

北響公所は古くから前記六保險會社と特約し、所屬支那商はその特約に基いて保險を契約し、又南響商業公所も、一昨年より東京海上、帝國海上、神戸海上の三保險會社と、その所屬支那商のために特約を締結して居る。此等の特約は公所が所屬支那商を代表して保險會社と締結するのである。

契約期間は凡そ一ケ年位で、改約するまでは舊契約に據ることに定めて居る。保險の種類は特擔分損擔保(W・A・水漬)と、特擔分損不擔保(F・P・A・平安)の二種で、その孰れを選ぶかは支那商の任意であるが、本船及び舢舨は同一種類の契約を必要とするのである。特擔分損不擔保(平安)は保險貨物の全損又は共同海員に屬する損害、及び本船又は舢舨が沈没、坐礁又は膠沙せるとき、火災に罹りたるとき、若くは他船と衝突したときに生じた損害は填補するので特擔分損擔保(水漬)は前記平安の契約に於て填補する損害の外海難に起因する濡損、及び舢舨體破損せざるも風浪の

ため海中に打落した時は、その損害をも填補するのである。尙鐵路に依る場合は、運送中に起る陸上の危険即ち火災衝突、雪崩、強盜等より生ずる損害をも填補するのである。

保険金額は綿絲及び白地綿布に對しては仕入原價に一割増、その他の綿布、諸雜貨等は二割増と定めてあるが、保險會社によつては三割増までは認めるとのことである。保險期間は海路に依るものは舢船に積込んだ時より、到着港に於て陸揚後一週間乃至二週間、又鐵路に依るものは貨車積込の時より、到着荷卸後二十四時間を原則とするが、時には二週間以内にて貨物引取の時までとすることもある。尙海陸接續運輸の場合は勿論接續港に於ける損害をも填補するのである。又特約により輸出地その他に於て、上屋又は特定の倉庫に收容中と雖も、一週間乃至二週間火災保險を附することがある。

保険料金は船積、鐵道、船車連絡等に分ち、各仕向地毎に協定して居るが、老朽の小船に積込む場合には特に割増保險料を徴する規定である。尙保險料は月末勘定で、保險會社は代理店をして支那商に請求せしむるのである。而して保險會社は月末に收入保險料の一定の歩合を公所に割戻すのである。之に對して公所では萬一支那商が保險料を支拂はず、又は支拂を延滞するときは一ヶ月以内に限りその責に任じ、保險會社は前記割戻金の内より之を控除し、尙不足あらば公所に於て賠償するのである。この公所への割戻金は更に支那商へ交付せられ、結局在留支那商の収入となるのである。而して會社の割戻歩合は現在可成りの高率で、之を差引いたものが純保險料となるのである。會社はその外代理店に對し手数料を與へるのである。

前記の特約は公所が支那商を代表して保險契約をなすもので、この特約に基いて保險を附せんとする支那商は、その荷印及び氏名を明記して保險會社に通知し置き、爾後の出貨に對してはすべてその會社と保險の契約を爲すのである。若し特約に反して私かに他の會社と契約するときは、保險會社は違約者に對し當該年分の割戻の償還を請求し、違約者がその請求に應ぜざる時は公所は賠償の責に任ずるのである。

大阪より支那へ輸出せらるゝ主要貨物中、綿絲布、莫大小、瑛瑯鐵器、洋傘、帽子(麥稈製を除く)、鈕釦、刷子、玩具、光珠、腕環等は、特擔分損擔保(水漬)で契約せられるのが常で、麥稈帽子、紙、鏡、硝子器等は、特擔分損不擔保(平安)に依る場合が多いのである。然し同一品種でも精粗の差があり、船舶と鐵道との別があり、又支那商の意向にも因ることであるから必ずしも一定せない。保險事故は冬季の荒海に歸因する水漬が最も多く、事故の發生した時は、正規の手續を経て損害を填補するのである。尙保險金の支拂地は普通仕向地である。

第九章 支那に於ける販賣事情

大阪に在留する支那商の現状、及びその支那商が大阪で商品を買付け、之を本國へ積送するまでの取引關係に就いては既に述べた所である。

在留支那商の取扱にかかる商品は綿絲布と諸雜貨とが主で、その外に海産物、砂糖、藥品等があるが、此等は重要な度が著しく劣つて居る。綿絲布は金額の點に於て川口貿易の大宗である。前述した如く綿絲の輸出は上海方面は殆ど全部邦商の手で取扱はるゝが、北支那(滿洲を含む)方面は邦商及び支那商の手で取扱はれ、その取扱割合は支那商の方が幾分多いことである。綿布も上海方面へは殆んど全く邦商の手で輸出せられ、支那商の取扱にかかるは主として加工綿布の一部に過ぎない。然し北支那方面へは邦商及び支那商の手で輸出せられ、兩者の取扱割合は支那商七割、邦商三割位と稱せられ、近年邦商の取扱高が漸次増加の趨勢に在るも、未だ到底支那商には及ばざる状態である。雜貨は川口貿易の特色を爲すもので、その種類は莫大小、帽子、洋傘、硝子、鏡、硝子製品、瑠璃鐵器、石鹼、鈕釦、玩具、刷子、化粧品、文房具、日用小雜貨等凡ゆる品種に亘り、而かも其等は殆ど支那商の取扱にかかるもので、邦商に依り輸出せらるるは極めて一部分に過ぎざる現状である。

本章 於ては前記綿絲布及び諸雜貨が、支那商に依り本國へ積送せられ、到着後販賣せらるる徑路及び之に伴ふ取

引關係を述べ、尙同種類の商品が、邦商に依り支那へ輸出せられ、支那商に販賣せらるる徑路、竝に競争品たる歐米品が支那に輸入せらるる徑路及び之に伴ふ取引關係を略述して對照の便に供することとせやう。

第一節 綿 絲 布

支那に於ける貨物集散の最大市場は上海で、支那土産を始め、日本、印度、歐米諸國の製品が集まり、更に支那全土へ轉送せらるるのである。斯く世界の製品が集まる故、その競争は頗る激甚で、従つてこの市場で賣込に成功すれば、支那に於て覇權を掌握することは容易である。この意味で上海は各國製品の登龍門とも稱せられて居る。綿絲布に於ても亦本邦品、支那内地産は勿論、英、米、印度の製品も皆この市場を最大の集散地とするのである。上海の外本邦品の主要なる集散地としては北支那に於ては天津、芝罘、青島、牛莊、大連、安東縣、奉天、長春、哈爾濱等を擧ぐることを得る。

本邦綿絲布の支那に輸入せらるる徑路は前述した如く、支那商及び邦商の手に依るので、支那商に依り輸入せらるる場合は、支那商が、(一)川口に支店を設け、又は出張員を派出して買付を行ふ場合と、(二)川口に於ける支那商に委託して買付を爲さしむる場合とがあるが、最も普通に行はるるは前者である。次に邦商に依り輸入せらるる場合は(一)在支々店、出張所、又は出張員に依り支那商に賣込む場合と、(二)在支邦商が大阪より輸入し支那商に賣込む場合とがある。その關係を圖示すれば左の如くである。



先づ順序として支那商に依り輸入せらるゝ場合から述ぶる。支那に於ける綿絲布商は地方に因り、その名を異にする。一般に洋貨舗又は洋布莊と稱せられ、そのうち問屋に類するものを號家、又小賣卸を兼ねるものを店家と名づけらるゝ。此等の綿絲布商は本邦製品の外、一般に英、米、印度の製品をも扱ふ故、上海以外の綿絲布商は大阪と同様、上海にも支店を設け、又は出張員を派出して買付を爲さしむるのが常である。

此等綿絲布商の販賣先は、客羣及び附近の小賣商で、又客羣の本店に於ては、更にその地在留の客羣及び附近の小賣商に賣込み、同様の方法で漸次奥地に及ぶのである。乃ち商品は斯の如き販賣組織に依つて全支那に頒布せらるゝのである。客羣は奥地より來市して店舗を構へ、或は行棧、報關、問屋等に寄宿する客商で、奥地の本店より派遣せられ、本店のため買付を行ふのである。而して本店の大なるものは、その店舗又は派出は常設的で、且その郷國特産の土貨を將來して販賣するものが多く、小なるものは店員を常置せず、仕入期に來市して所要の買付を行ふのである。而してその市場に集まる客羣は、市場の勢力圏内なる背後地の廣狹に因り、自らその數を異にして居る。上海は支那の中心市場である故、その客羣は殆ど全支那から來集し、各々その郷國により四川客、漢口客、寧波客、溫州客、天

津客、青島客、芝罘客、煙臺客、大連客、奉天客、營口客、哈爾濱客等と稱せらるゝ。天津の背後地は上海に比しては狭いが、それでも西は山西、甘肅、陝西、河南、東は、山東、安徽、北は、直隸、蒙古に及んで居り。客羣は東客、西客、山西客、直隸客、山東客、上河客等と名づけらるゝ。又滿洲に於ては大連の勢力範圍は、北は遼陽に及び、奉天の勢力範圍は遼陽以北で、鐵嶺、開原、四平街を経て遠く洮南に至り、東は本溪湖、撫順、興原より、西は新民屯、黑山、法庫門に及んで居る。長春は吉林省の中心として、南は公主嶺より、北は雙城堡に至り、雙陽、伊通、黑林子、長嶺、洮南にも及んで居る。哈爾濱は北滿一帶の廣大なる地域、又營口は古い歴史と特種の間屋制度(大屋子)で、その勢力範圍は極めて廣く、殆ど滿洲一圓に及ぶとのことである。

大阪在留支那商が大阪で綿絲布を買入るゝ徑路は、前既に述べた如く、本店の注文に依り現物又は先物を金建(圓)で買付け、之に對し本店は爲替銀行に依頼し、銀資金(弗、兩、元)を金資金(圓)に替へて大阪に送りその支拂に當て、綿絲布は本國へ積送せしむるのである。而してその積送に當り、出張員は船荷證券(又は貨物引換書)と共に、仕切狀(清本單)を送るのであるが、その仕切狀には貨物の原價、運賃、保險料、諸掛、歩引(加工綿布に限り)等を詳記する、時には箱番とその内容品の種類、數量、原價のみを通知するに止むることもある。然し代理店の場合にはその記載は詳細であるのは勿論であるが、孰れの場合でも支那商は荷爲替を附することはない。貨物が輸入地に到着するときは報關行に委託して通關の手續を爲さしめ、自己の店頭、倉庫又は營業倉庫に納めて保管する。而して綿絲布を客の他に賣込むには、綿絲及び生地綿布は銘柄により取引するが、加工綿布は見本取引なる故、店員(跑街)をして見本

を携へ歴訪せしめて注文を受くるのである。又それと反對に客幫等が綿絲布商の店舗を歴訪して、見本に依つて取引することもある。時には綿絲布商の店員が遠く背後地に於ける奥地問屋を歴訪して、賣込をなすこともある。然し奥地の問屋は近年引續ける擾亂の影響で、支拂滞り勝故奥地との直接取引を避け、客幫賣込を主とするに至つてのとである。

綿絲布商と客幫其他との取引は、上海では現物と先物とがあり、共に銀建(上海兩)である。現物取引は貨物引渡と同時に、當日附の五日後拂莊票を以て代金を支拂ふのであるが、漢口、大連、哈爾濱の三幫では、荷渡の翌日附五日後拂莊票で支拂ひ、その他の客幫では仲立人に小切手で支拂ひ、仲立人は之を莊票と引換へて支拂ふのである。先物取引は契約と同時に買主は手附金を支拂ひ、期限に到り代金は當日附五日後拂の莊票で支拂はるゝのである。天津では現物取引が普通で、建値は銀(兩弗)、代金は貨物引渡と同時に現銀で支拂はるゝのが常である。滿洲では綿絲布商と奥地の問屋との取引は、銀建(元、兩、弗)で、普通二十日の延勘定であつたが、近年は幣制紊亂の影響で現銀取引に變じたことである。奥地問屋と需要者との取引は、地方固有の通貨に據るので、奥地問屋は錢鈔市場で繋ぎ、相場變動より生ずる危険をカバーする必要がありとのことである。

以上は本邦綿絲布が支那に輸入せらるゝ第一の徑路であるが、次の徑路は在支邦商に依り輸入せられ支那綿絲布商に販賣せらるゝので、前に述べた如く上海に於ては、殆ど全くこの徑路に依るのである。天津、滿洲では兩者ともに存するが、加工綿布は主として第一の徑路に依るのである。

上海に於ける本邦綿絲布商は、(一)内地(主として大阪)に本店を有するもの、(二)獨立せる綿絲布商で、そのうち本支店、出張所關係を有するものが最も多數を占めて居る。此等の綿絲布商は日本綿絲商同業會及び、日本綿布商同業會を組織して居る。在支綿絲布商が大阪から綿絲布を輸入するには、支那商の注文に依る場合と、自己の思惑に依る場合とがあるが、孰れの場合でも、その貨物の積送者は荷受人を支拂人とする爲替手形を振出し、附屬書類と共に爲替銀行に賣渡すのである。仕切は圓貨で、C.T.F. 値段、手形は一覽後六十日乃至九十日で、一般に D.A. である。

上海に於ける賣込は現物と先物とがあり、歐洲戦後の好況時代には、一ケ年に近き長期契約さへ行はれたが、近年は著しく期間が短縮せられ、現物取引が主として行はるゝに至つた。現物取引では契約成立後一、二週間位に引渡さるゝのが普通であるが、長きものは引渡完了までに一ヶ月餘を要することもある。建値は綿絲布共に銀建(上海兩)で契約の際、約定書を交換し、代金は貨物と引換に普通五日後拂の莊票又は小切手で支拂はるゝ。先物取引は一ヶ月乃至三ヶ月で、一ヶ月物には一ヶ月以内積出と一ヶ月以内着荷との二種があり、孰れも着荷後の引取は三週間以内を原則とする。建値は普通綿絲は銀建(上海兩)で、又綿布は金建(圓)である。値段は C.T.F. で輸入の手續は賣主側で行ひ、輸入税、附加税その他の諸掛は買主の負擔である。契約の際は約定書を交換し、時には買主より手附金を徴することもある。代金の支拂は受渡當日、現銀を以て支拂ふこともあるが、一般に五日後拂の莊票又は小切手で、賣込商は直に取引銀行に取立を依頼する。常得意に對しては莊票日附を繰延べて、その金融の便を計ることがあると云はれて居る。

天津に於ても亦、賣込に現物と先物とがあり、現物は契約成立後三十日以内に隨時受渡を完了するので、建値は一般に銀建(兩、弗)で、契約の際約定書を交換し、代金はその期間中引取つた分だけに對し、分割的に貨物と引換に、現銀又は小切手で支拂はるのである。然しその期間内に引取を完了せなるときは、その遅延に對し利息を徴するので、その利率は一定の期間後は累進せしめ、之に反してその引取期間内に引取を完了するときは、未經過日數に對して一定の利率により拂戻を行ひ、斯くして受渡の滯滞を防いで居る。次に先物取引は好況時代には、かなりの長期契約が行はれたが、現今では直積、本月積、來月積の三種が多く、賣主は買主の委託に依り船積するのである。建値は現物が銀建であると異なり、先物では一般に金建(圓)が行はれ、値段は○¹⁰⁰である。契約の際約定書を取交し、時には買主より手附金を徴する。貨物の引渡は到着後三十日以内で、代金は貨物と引換に、現銀又は銀兩小切手で支拂はる。而して契約は前記の如く金建で、支拂は銀であり、その換算相場は引取期間の満了迄に決定するので、その結果爲替相場決定前に支拂つた銀の額に不足を生ずる場合は、買主は直に不足額を補填する規定である。從來現物及び先物取引共に、引取期間は前述の如く三十日であつたが、大正十五年春在天津日本綿絲布商と支那商との間に取引改善の問題が生じて、久しく紛擾を重ねたが、同年七月に至り取引條件が協定せられ、引取期間を短縮して綿絲十四日、綿布二十日と定めた。

滿洲に於ては邦商と支那商との取引は現物が主で、建値は金票建(圓)で、代金は貨物引渡後普通一ヶ月延拂で、支那商は奥地の綿絲布商と二十日の延勘定で取引し、その間十日の餘裕を利用したが、大正九年の恐慌以來綿絲布同業

組合の申合により、現金取引が勵行せられ、更に大正十五年奉天票暴落以來、邦商の警戒嚴重となり、現金取引(通貨交換を要する兩三日後拂)を原則とするに至つた、而して支那商と奥地綿絲布商間、及び綿絲布商と消費者間の取引は銀建であるは前述べた所である。

以上は本邦綿絲布が支那に輸入せらるゝ徑路で、第一の徑路に於ては支那商は大阪で買付け、本國へ積送し、之を販賣するまでの間、値段の變動及び爲替相場の變動より生ずる危険の全部を負擔するのである。第二の徑路に於ては支那商は金建で輸入し、現場は銀建で賣込み、先物は金建で契約し、上海で綿絲の先物は銀建、引渡と同時に銀資金を受取るのである。尤も滿洲では現物、先物共に賣込は全部金建で行はるゝ。銀建で賣込むときは爲替の變動より生ずる危険は邦商が負擔し、金建で賣込むときは、支那商の負擔に歸するのである。邦商はその危険を避くるため、銀建取引のときは契約と同時に爲替銀行でカバーし、又金建取引のときは、支那商が換算相場を決定して銀資金を以て支拂ふ故、その相場の決定次第直にカバーを行ふのである。而して前記二徑路の利害得失は頗る注意を要する所で、支那商が大阪で直接買付をなせば、前述べた如く経費が頗る少額で、多大の買付を有利に行ひ得るのである。それ故有力なる支那商は経費を償ひ得るだけの取引高があらば、支店を設け又は出張員を派遣し、然らざれば在留支那商に買付を委託するのである。然るに邦商が支那に支店又は出張所を設くる場合は、相當の経費を要し、その額は到底支那商の買付費と比較し難き程である。それ故好況時代で取引の多い場合は、在支々店は経費を償ひ、尙相當の成績を擧げ得たが、不況時代で取引の激減した場合は、綿絲布以外に輸出入貿易を營む大商社は別として、單に綿絲布のみ

を取扱ふ者に在つては、支那商との競争は頗る困難とする所である。然し上海は他の市場と異なり、特殊の事情が存する。上海は支那の中心市場で、その地の綿絲布の相場は大阪の相場と頗る緊密なる關係を有するので、この地に支店又は出張所を設けて、大阪と相呼應することは商略上必要缺くべからざるのみならず、上海に於ける取引高は割合に多大で経費を償ひ得るに足るのである。是が上海方面の綿絲布の輸出が主として邦商に依りて取扱はるゝ所以である。

次に支那に於ける我が競争品たる英、米品が輸入せらるゝ徑路について略述する。英米品は共に綿布が主で、綿絲は従であり、殊に米國品は殆んど綿布のみと稱し得るのである。

英國の紡績業は本邦と事情を異にし、極端の分業が行はれ、それが獨立した企業として成立して居る關係で、紡績會社は概ね小規模で、多くは資金關係で綿絲布商に隸屬して居る。それ故製品は一般に綿絲布商の商標で賣出され、従つて販賣は問屋を中心として行はるのである。英國の紡績會社は製品の販賣を全然綿絲布商即ち輸出商に委託する。その輸出商は倫敦又はマンチェスターに本店を有し、支那の重要市場(上海、漢口、天津、青島等)に支店又は出張所を有する者、又は支那に本店を有し、本國に支店又は代理店を有する英國の商館である。英國より在支商館に宛て貨物を積送する場合は、之に對し一覽後四ヶ月拂、六分利附の英貨手形を振出し、書類と共に銀行へ賣渡す。貨物が支那に到着するときは、船會社は之を倉庫に納め、輸入商館は銀行が呈示する手形を引受け *Letter of Linn* を差入れて貨物を引取り、その大部分は毎週一定の日に行はるゝ競賣の方法に依つて處分せられ、その餘は相對取引に依るのである。

ある。競賣の方法に依る場合は、競賣當日より三週間以内に貨物の受渡を行ふのが常である。而して競賣法を利用するため、本國よりの積送は委託販賣の形式に依るのが多い。然し輸入商館が自己の見込で輸入する場合もあり、又支那商の注文を受けて輸入する場合も尠くない。支那商の注文に依り輸入する場合は、着荷と同時にその旨注文主に通知し、倉庫渡値段に買付手数料を加算して支拂を請求する。競賣と相對取引とを問はず、價格は英貨で定め、代金は貨物引渡當日現銀又は五日後拂の莊票で支拂はるゝ。尤も上海以外では三日、十日又は十四日後拂も存する。尙販賣に關する手数料は、本國の代理店が在支商館のため買付をなす場合は、通常無地物一分、色物一分半で、又支那商の注文で輸入する場合は、二分乃至二分半を普通とする。茲に注意すべきは、英國の紡績會社は前記の如く適當なる英國輸出商を選定して、自己商品の一手販賣權を附與して賣擴に努力せしむること、尙綿布の長さを特に長くし、又は一箱毎に添品を附する等、取扱支那商の歡心を買ひ、その購買心を誘ふこともあると傳へられて居る。

然るに米國品の販賣にあつては、その取扱者は米本國の輸出商とその在支々店又は出張所であるが、日英商館の手を経ることも尠くないとのことである。その製品は製造者商標主義で、英國の如く輸出商の商標を認めず、且商標は一販賣者の獨占を許さず、廣く希望者をしてその取扱をなさしむる故、販賣者はその商品の賣擴に努力をなさず、又賣行宜き商品は勢ひ市場に供給過多となる虞がある。米國品は上海に集中せられ、この地で支那商に販賣せられ、更に支那商により奥地に頒布せらるゝので、その間多數の仲介者を経由する故、過大なる手数料を要する結果となる。

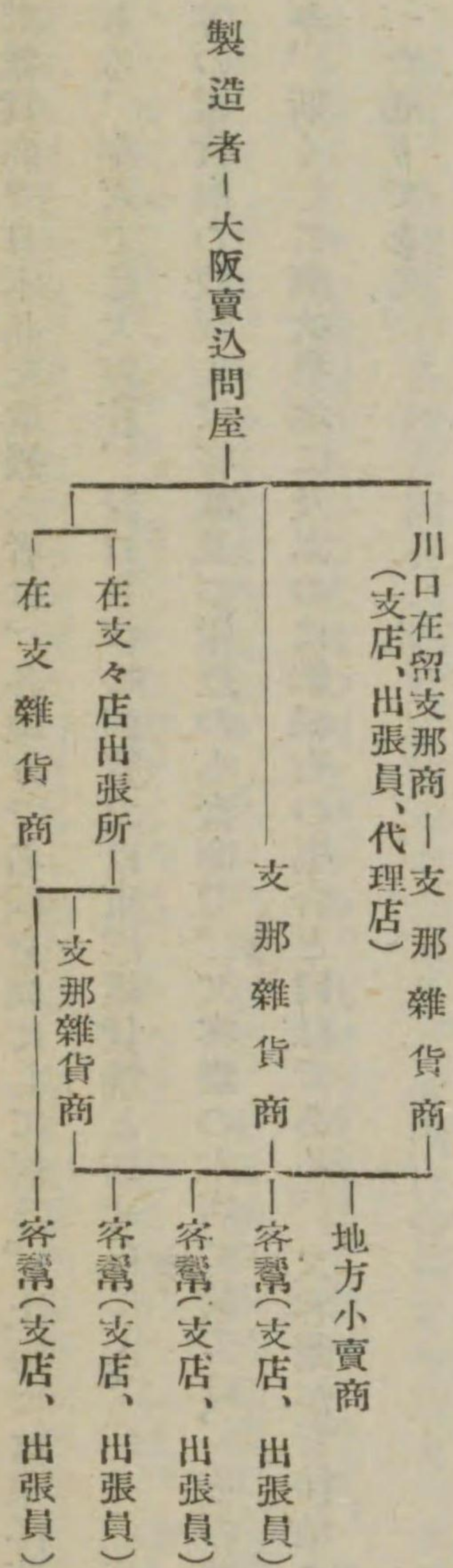
以上は在支米國商務官 R. M. O'Neil 氏の報告の概要であるが、尙氏は日、英、米販賣方法の優劣を論じ、日本製品の

販賣方法を評して、日本品の特長は、支那の各市場に於て支店又は出張所を設け、常に豊富なる在庫品を擁する點に在る、故に最も適切なる値段によりて引合に應ずる可能性を有する長所があり。米國品は上海に、英國品は香港と上海とに各貯藏品を集中するのみで、日本品の如く各地に亘りて貯藏品を有することがない。これは各地に貯藏品を有する日本品に比し、一見有利なやうであるが、日本品は日本商獨特の經營組織に依る故、英、米品の追隨を許さざる簡單にして経費を省く手段を講し得る故、英、米品に比し常に有利なる地位に在る。曩に上海に支店を有する一米國商が滿洲へ直接販賣を計劃したが全く失敗に終つた。その理由は、一は米國の販賣法がすべて現金主義で一貫し、信用制度を認めざりしにも因るが、亦一は支店設置に對する経費の膨張を防ぐこと能はざりしことに歸因するものであると稱し、日本貿易商が支那商に與ふる利便として長期の掛賣を擧げ、支那商は之を利用して、その手取金を爲替投機、高利貸付等に利用する例を記載して居る。尙日本は上記の組織的積極的方法に依るのみでなく、支那と一帯帶水の關係で、幾多の地理的利便を有し、加ふるに滿洲では諸種の特典があり、又生産方面では日本品の生産費は、競争國中に在つても最も低廉であり、且市場の状況に應じて價格を適當に定むる方針を採れる旨を述べて居る。現在の事情とは異なる點もあるが肯綮に當る所も尠くない。

第二節 雜 貨

雜貨の輸入に於ても綿絲布と同様、上海が支那の中心市場である。上海には支那内地産を始め、日本、英、米諸國

の商品が集まり、更に支那全土に頒布せらるゝのである。従つて各國商品間の競争が激しく、或意味に於て上海は世界商品のダンピング市場と稱せらるゝ。本邦雜貨の重要な集散市場は上海の外、北支那に於ては天津、芝罘、青島、牛莊、大連、安東縣、奉天、長春、哈爾濱等を擧ぐることを得る。而して前に述べた如く、邦産の雜貨は上海方面のみならず、北支那方面に於ても、その大部分は支那商の手で扱はれ、邦商の手で輸出せらるゝは特種のものゝ外は纒かにその一部に過ぎない現状である。支那商は(一)川口に支店を設け、又は出張員を派出して、買付を行ふ場合と、(二)川口に於ける支那商に委託して買付をなさしむる場合とがあるが、前者が一般に行はれて居る。次に邦商に依り支那へ輸入せらるゝは(一)直接在支々那商へ賣込む場合と(二)在支々店出張所を経由する場合と、(三)在支那商が大販より輸入し、支那商に賣込む場合とがあるが、孰れも支那商の取扱に比し著しく重要な度を異にして居る。今邦産雜貨の支那へ輸入せられて販賣せらるゝ徑路を掲ぐれば左の如くである。



支那雜貨商で日本品を取扱ふ者は、各地方で名稱を異にして居る。上海では東洋莊と云ひ、その團體は東洋洋貨公所である、奉天では大阪莊、營口及び哈爾濱では東洋雜貨舖と稱せらるゝ。

此等の雜貨商の販賣先は客幫及び附近の小賣商で、又客幫の本店に於ては、その地在留の客幫及び附近の小賣商に賣込み、斯くして漸次奥地に及ぶのは綿絲布の場合と同様である。又客幫が背後地より來市する狀況も綿絲布の場合に述べた通りである。

支那雜貨商は顧客の注文を受けて仕入をなすのは稀で、一般に見込仕入を行ふのである。上海方面の支那商は賣込邦商が出張した際に、大口物の契約を取極め、又小口物の買付は、隨時川口に於ける支店、出張員、又は代理店をしてなさしむるのである。大口契約は先物取引で、小口買付は現物取引である。又品種について云へば磁器、硝子製品、貝卸の如きは、貯藏品の賣買が多いが、洋傘、帽子、石鹼の如き仕上に割合時日を要せぬものは、契約後加工せらるゝ場合が多い。而して孰れの場合でも貨物の受渡及び代金の受授はすべて大阪(川口)で行はるゝのである。

大阪在留支那商が雜貨の買付をなす場合、その取引は金建(圓)で運送店渡である。支拂は普通二ヶ月の延勘定で、之に對し上海方面の支那商は手形を振出すが、北支那方面のものは勘定日毎に、内入金して漸次皆済するのが常で、二ヶ月以上に亘ることも尠くない。

在留支那商は運送店に托して貨物を本國に積送する際、船荷證書(又は貨物引換書)と共に仕切狀(清本單)を發送する。その仕切狀には原價、運賃、保險料、諸掛、歩引等を詳記するが、時には省略して箱番と、その内容の品種、數

量、原價のみを通知することもある。然し綿絲布の場合と同様、荷爲替を附することはない。代金支拂の期日が到來するときは、本國の本店は在留支那商の請求によつて、支拂資金を回金するのである。その方法は綿絲布の場合と同様で、所在の爲替銀行に依頼して、銀資金(兩、弗、元)を金資金(圓)に替へて返金するのである。貨物が支那に到着するときは、支那商は報關行に依頼して通關の手積を了し、貨物は自己の店頭、倉庫又は營業倉庫に納めて保管する。而して雜貨を客幫其他に賣込むには店員(跑街)をして見本を携へて歴訪せしめ注文を受くるのである。又それと反對に客幫等が雜貨商の店舗につきて、見本に依り取引することもある。尙賣込に專業の仲介者の存することもある。又時には雜貨商の店員が遠く背後地の奥地問屋に賣込出張することもある。然し近年奥地の問屋は頗る疲弊し居るので、客幫賣込を主とするは綿絲布と同様である。

雜貨商と客幫其他との取引は、値段は普通店頭又は倉庫渡であるが、客幫滞在の旅館渡のことも尠くない。又値段は銀建で、その市場の通貨たる兩、弗、元等で定むるのである。例へば上海では兩、天津では弗、又滿洲では大連、營口、奉天、哈爾濱等各地方固有の通貨に依るのである。客幫は貨物を受取り、本店へ積送するのであるが、上海では行家と稱する仲介機關があつて客幫の用を便する。代金の支拂は上海方面では、月の二十三日頃で仕切り、その以前の受渡に對しては、その月末に内入金として三、四割を、十日後日附の莊票で支拂ひ、殘金は翌月より月末毎に支拂ひ、三大節季(端午、仲秋、加年)に決済する。然しその間に更に取引あらば、殘金との合計額の三、四割をその月末に支拂ふのである。斯く取引が頻繁に行はるゝ場合は、常に相當の未済金が存する故、實際の決算は年底となるの

である。次に市内及び附近との取引も同様二十三日頃で仕切り、その以前の分はその月末に内金を支拂ひ、三大節に決済するのである。天津方面では客幣は半ヶ月拂、一ヶ月拂等があるが、原則として三大節季に決済するのは上海と同様である、奥地との取引は上海に比して一般に回収が遅延勝ちとすることである。滿洲に於ては營口では、過爐銀の決済期に従ひ、年四回即ち舊曆三、六、九、十二月の各第一日現在の帳尻を以て決済を行ひ、大連、奉天、長春等では三大節季に決済するを一般の慣例となすが、年底以外には孰れも多少の未済金が存する故、實際の總決算は年底に行はるのである。尙此等主要市場と直接取引なき支那商との間に行はるゝ取引は、三十日乃至六十日の延勘定を通過とする。前記の如く上海より天津、天津より滿洲と、北に進むに従ひ、又奥地の市場に至るに従ひ、漸次支拂關係が長びくのである。是は支那が農業國で、その購買力は全く地方農民の懐合に左右せられ、農作物の收穫期以外には現銀の動きが尠く、決済も自ら收穫期に於てせられ、而してその程度が南より北に進み、又奥地に入るに従ひ濃厚である故である。

以上は本邦諸雜貨の支那へ輸入せらるゝ第一の徑路であるが、次に支那商と大阪問屋との間に於ける直取引について述ぶる。之は大阪の問屋が賣込のため、支那各地に出張する際注文を受くるので、大阪に出張員も代理店も存せぬ場合に起るのであるが、又上海に於ける著名の百貨店に賣込む場合をも之に加ふることを得る。斯く直接取引をなすには、取引先支那商の信用状態が判明して居る場合で、従つてその取引條件は割合に寛大である。支那商は積送品に對し荷爲替を附することは、自己の信用を害するとして一般に嫌ふ故、永年の取引先で信用ある向に對しては、無爲替である。

六十日位の延勘定として先方の送金を待つことがあるが、一般には支那商宛に手形を振出すのである。手形は大抵一覽後三十日又は六十日拂で、D.A.もD.P.もあるが、後の方が普通である。又値段は金建(圓)で、F.O.B. or C.F.R.であるが、先方の要求でC.I.F.値段のことも尠くない。然し川口を経由せず、直接支那商との取引は種々の事情でなからず、發達せず、従つて邦産雜貨の支那輸入の徑路としては、現在では川口貿易に比して、その重要性が遙に劣つて居る。

次に在支邦商の手を経て輸入せらるゝ徑路について述ぶる。在支雜貨輸入商は(一)本國に本店を有する者と、(二)獨立した雜貨商とで、試に大阪市發行の海外商工人名録を見るに、各地とも相當多數に上るが、そのうち雜貨取扱を專業とするもので、有力な者は尠いとのことである。此等の雜貨商が大阪より輸入する場合は、一般に現物取引が多いが、先物契約も尠くない。大阪の輸出商は積送と同時に仕切狀を發送するのであるが、その仕切は金建(圓)でC.I.F.値段であるが、仕向先が支店又は出張所でない場合は、F.O.B. or C.F.R.が普通で、手形は一覽後一ヶ月拂が常であるが、稀には委託販賣で賣上後の送金を待つ場合も存する。

在支邦商の賣込先は所謂東洋雜貨の取扱商及び附近の小賣商であるが、客幣とも直接取引をなすことがある。邦商が見込で現品を輸入し、その貯藏品を賣込む場合は、銀建(兩、弗、元)であるが、支那商より注文を受けて先物の契約をなす場合は、殆ど全く金建(圓)である。而して先物も一ヶ月位を普通とし、その間に大阪より荷受して引渡を爲すのである。引渡は倉庫渡が多いが、買手の店舗又は倉庫渡も尠くない。代金の支拂は、上海方面では現銀で一ヶ月

拂を普通とし、北支那方面では早くて三十日、遅くて六十日の延勘定である。満洲では近年奉天票の暴落甚しきため契約は金建(圓)でない場合は、現銀(大洋建)とする。尙滿洲では七十日乃至九十日位の長期延勘定は己むを得ざる事情とせられて居る。

本邦雜貨が支那へ輸入せらるゝ徑路は上述せる所である。支那商が大阪で買付け、本國へ積送し之を販賣する場合、値段及び爲替相場の変動より生ずる危険は、全部支那商の負擔で、賣込邦商は全く無關係の筈だが、雜貨は長期の延取引である故、若しその間に、支那商が多大の損失を蒙むるときは、種々口實を設けて支拂を延期し、又は値引を請求することも尠くない。次に在支邦商に依り輸入せらるゝ場合は、邦商は金建で買付け、賣込は現物は銀建、又先物は金建で、支拂は長期の延取引である故、その間尠からず危険を負擔する。滿洲では金建が主であるが、それでも長期の延取引である故、その間負擔する危険は尠くない。

上述せる雜貨輸入の諸徑路の利害得失は一様でない。支那商は大阪に於て、少額の經費で多大の買付を行ひ、而かもその經費は歩引、運賃及び保険料の割戻等で支辨し得るのであるが、在支邦商は相當多大の經費を要し、その額は到底支那商の比で無く、加ふるに賣込に於ては、支那商同様長期の延取引を許さねばならぬ故、經費や資金の關係で支那商に對し競争上頗る不利の地位に立つは、綿絲布の場合よりは一層甚しいのである。是が支那各地に於ける雜貨輸入の邦商が一般に振はず、従つて邦商に依る雜貨の輸入が、支那商の輸入に比して著しく發展力を缺ける主因である。

次に支那に於ける我が競争品たる歐米品の輸入徑路について略述する。西洋雜貨を取扱ふ支那商は上海では洋貨莊と稱せられ、日本雜貨を取扱ふ東洋莊とは區別せられて居る。然し近年は洋貨莊でも本邦雜貨の取扱を爲すものもありとのことである。北支那方面では洋貨莊、西洋醬などと稱せられ、西洋雜貨を取扱ふのが主業であり、買付のため上海に支店を設け、又は出張員を派出するは、綿絲布商の場合と同様である。

西洋雜貨は在支歐米商館の手に依り輸入せられ、支那商に賣込まるのである。雜貨を取扱ふ歐米商館は、時には自己の見込、又は本國よりの委託で、輸入した貯藏品を販賣する場合もあるが、それは(一)流行の變遷無く長期の貯藏に堪ゆるもの、(二)便船毎に輸入せられ又必ず賣行くもの、(三)新規商品の賣擴等の場合で、一般には買辦の仲介に依り支那商の注文を受けて、本國に引合をなし、本國よりの回答を得て支那商と契約し、一定の手數料を受けて輸入するのである。契約の際は支那商より凡そ三割位の手附金を徴することもある。

在支商館と歐米の輸出商とは、本支店關係の場合と代理店關係の場合とがあり、前者の場合には普通手數料主義で買付總支出額に手數料を加算して在支商館に請求し、後者の場合には手數料主義に依ると、獨立計算に依るとがあり手數料主義のときは本支店間と同様、總支出額に一定の手數料を加算して請求し、獨立計算のときは委託者の指値以内で買付け、その差を利得するのである。孰れの場合もその契約は一般に支那港着のC.I.F. 値段である。

歐米の輸出商は在支商館宛に貨物を發送する際、商館宛に利付手形を振出す、手形は金建で普通磅であるが、馬克法、米弗等の場合もある。期間は一覽後四ヶ月乃至六ヶ月拂で、利率は普通六分である。附屬書類はD.A.又はD.P.で、

輸入商館が歐米商であれば、D.P.でもD.A.と同様の取扱を受くるのが例である。

貨物が支那に到着すると、船會社は之を倉庫に納むる、輸入商館は銀行が呈示する手形を引受け *Letter of Lien* を差入れて貨物を引取るのである。然し天津方面では、此等の貨物は特別に保管せられ、監視者を置くことがあり、又保管倉庫を指定することもある。

輸入商館と支那商との取引は、貯蔵品を販賣する場合には、稀に銀建のこともあるが、一般に金建で磅建である。又値段は上海方面は C.I.F.C. で、關稅、陸揚費等は買手の負擔であるが、天津方面は關稅拂濟値段で定むる。

輸入商館は貨物が到着したときは、之を支那商に通知して引取らしむ。貨物の引取期間は着荷後二ヶ月又は三ヶ月の定めであるが、支那商は必要に応じて貨物を一部分宛引取る慣習である故、永びきて稀には六ヶ月に及ぶことさへある。

値段は前述べた如く普通磅建であるが、支那商の實際の支拂は銀である。而して磅を銀に換算する爲替相場は、倫敦向一覽拂に依り、その相場は支那商の決定に任されて居る故、支那商は引取期限内に於て、相當の期間内に自己に有利なる相場を、換算相場として定むるのである。

支那商は引取濟の貨物の代金を、その相場で換算し、現銀、銀票又は莊票で支拂ふ、就中莊票が最も普通で、その受入については綿絲の場合と同様、買辦が責任を負ふのである。莊票は上海方面では雜貨の場合は一般に十二日の先日附であるが、北支那方面では即日拂が常である、然し北支那方面では支那商に對し、二ヶ月以上の掛賣を爲す慣習

も存することである。歐米商館は雜貨を本國より金建で輸入し、支那商には金建で販賣する故、爲替相場の變動には全く關係が無き筈であるが、實際の支拂は銀で、而かもその換算相場は支那商の決定する所である、それ故商館は支那商より換算相場の通知を受けた日に於て、輸出商が自己に振宛てた金建利付手形をカバーして、爲替相場の變動に因る危険を爲替銀行に轉嫁する。然し金建手形が馬克、法、米弗等であり、支那商には磅で販賣するときは、當然其等諸金貨間の爲替相場の變動の影響は受くるのである。而して支那商の貨物の引取及び支拂は、前述べた如く數次に亘る故、輸入商館は豫め銀行に對し、一ヶ月乃至數ヶ月に亘り爲替の豫約を爲し置くのが常である。斯くて輸入商館は支那商より受入れた銀を金に換算して、自己に振宛てられた金建利付手形の支拂に當つるのである。

以上雜貨の支那への輸入徑路は、大阪在留支那商及び賣込問屋について調査したる所に、上海及天津に於ける大阪市貿易調査所並に滿鐵の報告及び *Dr. Perlin's* の著書を参照して記述したもので、是により本邦雜貨の取引振が一般にルーズであるに比し、歐米雜貨の取引振の比較的整然たるを看取し得る所である。

結 言

大阪市在留の支那商は、明治初年始めて渡來してより、茲に六十年に垂々とする長日月の間、支那商自身にも、貿易品にも、亦貿易事情にも、幾多の變遷推移があつたが、現在に於ては、我が對支貿易上頗る重要な地位を占め、その勢力は牢固として抜くべからざるものがある。昨年末の調査に據れば、川口舊居留地を中心とし、その附近に居住する民國人はその數千五百三十名で、そのうち貿易に直接關係ある者千二百十七名、商店數三百十餘、そのうち南甯商業公所に屬する者約三十、北甯公所に屬する者二百八十二、その出身地は、南甯では上海、漢口、寧波、北甯では天津、哈爾濱、奉天、營口、青島、芝罘、長春、琿春、濟南、安東縣、金州、北京等である。此等の客商で店舗を構ふる者は三十餘名に過ぎず、他は全部行棧に寄宿する者である。行棧は此等客商を寄宿せしめ、取引に關する萬端の便宜を與ふる外、貿易商として、本國の支那商のために買付を業とする者である。その數現在では十二三、寄宿客數は尠きは數名、多きは四五十名に達して居る。而して此等の客商は、年齢二十臺及び三十臺の者が最も多く、時々交替する故、在留年數一二年の者が總數の過半を占めて居る。

在留支那商は本國より棉花、麻、藥種、皮革、人毛、蠟表、製紙原料、刷子材料等を輸入して販賣するが、輸入は元より少額で、輸出が貿易の本體である。その重なるものは綿絲布、諸雜貨、海產物、砂糖、藥品、銅鐵、機械類で

そのうち綿絲布及び諸雜貨が最も重要な地位を占め、諸雜貨の主なるものは、莫大小、帽子、洋傘、硝子鏡、硝子製品、瑛瑯鐵器、石鹼、鈕釦、玩具、化粧品、文房具及び日用小雜貨である。而して大阪港の對支重要輸出品中で、精糖、印刷料紙、煙草用紙、紡績機械、諸機械、工業藥品、小麥粉、清酒、麥酒等の輸出に對しては、支那商の勢力は極めて微弱で其等は主として邦商の取扱にかゝるものである。

在留支那商の貿易額は、全く統計の徵すべきものが無い故、前に述べた如く銀行方面よりの資料で、大正十四年に於ては輸入約三百萬圓、輸出一億二千五百萬圓と推定した。同年は支那にとりては多難の年であつたが、我が對支貿易は幸にも頗る順調で非常の好成績を收めて居り、我が大阪港の對支(關東州を含む)貿易に於ても、前年度に比して多大の激増を示して居る。斯く同年の好成績なるに反し、その後は著しく不成績で、従つて支那商の取扱高も著減せるものと想像さるゝが、之を推定すべき資料を得ぬ故、關係當業者の談を綜合して、一昨年は八千萬圓乃至九千萬圓、昨年は九千萬圓乃至一億圓と推測するに止むる。

支那商は極めて少數の獨立經營者を除き、大部分は本國に本店を有する者で、店舗を構ふる者はその支店又は出張所、行棧に寄宿する者はその出張員と見做すことが出来る。然し行棧を兼業とする者は、主として本國の支那商のためを買付委託を行ふ Commission Merchants である。

支那商は買入を開始するも、特に賣込商に通知することなく、隨時取引が行はるのである。然し支那商と本店との關係が明確でなく、又本店の信用状態を知ることが頗る困難である故、賣込商は取引の開始に際して頗る不安で、

警戒しながら徐々に取引を進むるのである。又古き取引先に對しても、從來の取引振に鑑み、常に警戒しながら取引を繼續して居る状態である。然るに賣込商間の競争が激しき故、その間種々の弊害を生ずることが尠くない。雜貨賣込商の團體たる大阪貿易同盟會では、上海の東莊洋貨公所と協定して、新に店舗を設け又は出張員を派遣する場合に、必ず公所の紹介を経ることとし、同盟會ではその紹介に基き、支那商の信用状態を調査して、取引を開始するも可なりと認むるときは、その旨會員に通知するのである。然しそれは在留支那商の一部で、支那商の最も多數を占むる北支那方面の者に對しては實行せられず、又綿絲布商に在つては全く各自の自由撰擇に委せられて居る。

支那商には綿絲布の取扱を專業とする者と、雜貨を專業とする者と、又兩者を兼營する者がある。孰れも本國の本店の命により買付をなすので、本店との間には絶えず、電報又は文書を以て打合をなすのである。稀には見込を以て買入をなすこともあるが、之は全く例外に屬する。取引には既成品の買入と注文製造の場合とがある。近年、莫大の小、帽子、洋傘、珧瑯鐵器、鉗鉋、石鹼、セルロイド製品等の有力なる問屋で、時期を定めて支那へ出張し、彼の地の支那商について直接注文を受取るものも尠くない。而して此等の注文は多くは大口の豫約注文で、需要年額の半を占め、數ヶ月に亘つて受渡せらるゝが、豫約高と實際の受渡高との間には、その年の商狀に因つて著しき増減を免がれず、頗るルーズの取引状態である。孰れの場合でも商品の受渡及び代金の決済は、すべて川口支那商との間に行はるゝのである。

支那商は買付の契約をなす場合、綿絲布の外は契約書を取交はさず、全く相互の信用に據るのである。契約値段は

普通支那商の指定する運送店渡で、代金の支拂は、綿絲布に在りては、受渡の翌日現金拂の原則であるが、一般には五日乃至十日の後日附の小切手で支拂はるゝ。雜貨に在つては月二回勘定で、南幣に屬する支那商は、普通六十日サイトの手形拂であるが、北幣に屬する者は、勘定日毎に内金を支拂ひ、漸次皆済するのが常である。勿論之には例外があり、割引して現金の支拂をなすことも存する。

川口貿易には歩引と稱する特殊の慣習があり、加工綿布及び雜貨取引に於ては、契約値段より或一定の歩合を割引するので、それは支那商の手數料と見做され、在留經費の重なる財源となる。その割合は加工綿布は一分で雜貨は普通二分であるが、賣込競争の結果、甚だしきは三分以上の歩引をなすものさへありと云はれて居る。尙歩引の外南幣に屬する支那商に限り箱引又は解賃と稱する慣習がある、之は雜貨だけで、一箱に付一定の金額を、賣込商の負擔として契約値段より引去るのである。

支那商は斯くして買入れた商品を、本國へ積送するのであるが、その支拂資金は、綿絲布の場合は、豫め資金を備へ置き、又は買付の際電報で、資金の回送を本國へ請求するのが例で、雜貨の場合は本國へ着荷後、支拂期日までに回送を受くるのが常である。今大正十四年の例を見るに、支那商が買入資金として、爲替銀行に依つて本國より回金した高は、一億二千五百二十萬圓で、又神戸方面より流入した金額は大約一百萬圓である。尙ほ輸入品代金の一部、大約五十萬圓が、買入資金に轉じたものと推定せらるゝ故、その總計は一億二千六百七十萬圓に上るのである。此等の回金は、本店が所在の爲替銀行に、銀資金を以て送金を依頼し、支那商は大阪で金資金を受取り、一旦取引銀行に

預入して、買付代金の支拂に當つるのである。而して爲替相場が送金に不利なるときは、回金は順調に行はれず、従つて支拂が遅延となり、又銀行の當座貸越が利用せらるゝのである。

支那商が買付に要する資金は、すべて本國の本店に於て調達するのであるが、元來支那商は、賣買取引の高に比して一般に資本金額が尠い故、到底資金の自給は期し難い所である。それ故支那商は、年度の決算後、その出資者及び經營者等が協議して、次年度の營業方針を定むる際に、取引先の銀行、錢莊又は錢舖の一軒乃至數軒に對して、次年度の金融に關し豫め諒解を求め置き、必要に應じて資金の供給を仰ぐのである。此等金融業者の融通は一般に對人信用が多く、貸付期間は三ヶ月乃至六ヶ月であるが、繼續して年底に及ぶ場合も尠くないのである。利率は各地方に因り、著しく異にして居るが、一般に高率で、是が信用機關の發達して、比較的低利の資金を利用し得る邦商に比し、競争上不利なる點であるとは、某支那商の述懐である。

支那商は大阪にて買入れたる商品を本國へ積送し、本國に於て之を各地方より買付に來市せる客幫、及び附近の小賣商に販賣し、客幫はその本店に於て、奥地より來市する客幫及び附近の小賣商に販賣し、斯くして商品は漸次奥地に進入し、支那全土に頒布せらるゝのである。支那商が客幫その他に販賣するには、すべて銀建(兩、弗、元)で、綿糸は現銀賣が主であるが、雜貨は掛賣が常で、その掛賣の期間は、割合に長期に亘り、月々内入金して、三大節季に決算するのである。斯くの如く支那商は、大阪に於て金建で買入れ、之を本國に於て銀建で販賣し、而かも割合長期の延勘定が行はるゝ故、支那商はその間に於ける商品の價格と、爲替相場の變動より生ずる危険とを負擔する譯である。

ある。

以上は支那商の取引事情であるが、次にこれと競争關係に在る在支那商について述ぶる。在支那商は、本國の輸出商と本支店出張所の關係に在るものと、獨立した輸入商とがあり、綿糸布商に在りては、前者が最も多く且有力である。此等の邦商は、支那商の注文を受けて輸入する場合もあり、又自己若くは本店の見込で輸入する場合もあるが、孰れも荷爲替付で、仕切は金建、C・I・F 値段で、手形の期日は一覽後三十日乃至九十日D・A・又はD・P・であるが、綿糸布にはD・A・が多い。之を支那商に販賣するには、一般に現物取引は銀建で、先物契約は金建(上海の綿糸は銀建)であり、綿糸布は引渡と同時に、代金を現銀で受取るのが例であるが、雜貨に至つては、長期の延取引が行はるゝのである。尤も滿洲では、綿糸布、雜貨ともに、原則として金建取引が行はるゝ。支那商と邦商との競争については頗る注目を要する所である。支那商が大阪に支店又は出張所を設け、又は出張員を派出して、直接賣込商より買付をなすときは、割合に少額の費用で、多額の買付を有利に行ふことを得るのである。その點に於ては、在支那商は經費が割合多額で到底支那商の比で無い。然し金融の點に於ては、支那商は比較的不利の地位に在る故、若し邦商が經費を充分に節約し、且金融の利便を享くるを得、而かも取扱高が相當多大であれば、或程度まで支那商と競争し得ることは、困難で無いと考へらるゝ。現状について見るに、上海に於ける綿糸布取引は、その地が支那の中心市場である故、自然取扱高が多大で、殊に商略上大阪と呼應する必要があるもので、我が綿糸布商は支店、出張所を設け、又は出張員を派遣するものが多く、その結果綿糸布の大部分は、邦商の手に依つて取扱はるゝのである。然し北支那方面では、上

海に比して市場の範圍たる背後地が遙に狭く、且その重要性も劣る故、上海とは事情を異にし、支那商に依つて取扱はるゝ綿絲布の方が多いと謂はれて居る。雜貨に至つては、綿絲布に比して取扱高が遙に尠き故、雜貨輸入を專業とする邦商は支那商に對抗して競争することは困難である。それ故雜貨は、特殊の場合の外は殆んど支那商に依つて取扱はるゝのである。以上が支那商の綿絲布、殊に綿布及び諸雜貨の輸出に於て、重要な地歩を占むる重なる理由である。

然らば在留支那商の貿易上の地歩は將來如何に推移すべきか、之は重大なる問題で輕々しく豫斷し難き所であるが輸入の方面では、將來とも多大の發展は期し難からんも、輸出に於ては、加工綿布、諸雜貨方面共に、將來とも尙相當有力の地歩を占むべしと考へらるゝ。支那商が大阪に支店、出張所を設け、又は出張員を派遣するは、恰も支那の奥地より上海、天津、奉天、營口、哈爾濱等の大市場に客羣が來集し、行棧又は報關に宿泊して、買付をなすのと、その實情に於ては全く變りは無く、殊に日支交通の至便なる今日に於ては、支那奥地より上海、天津等に來市するに比し、上海、天津等の諸市から大阪に渡來するは、却つて利便なる場合の存するので、經費を償ひ得るだけの取扱高があらば、來阪して地元にて最も有利に買付を行ふに至るは自然の趨勢である。

支那商が大阪に在留して、本邦製品を買付け、之を本國へ積送して、客羣又は小賣商に販賣し、客羣に依つて、更に僻遠なる奥地に及ぼし、斯くして遍く支那の全土に頒布するのであるが、前述べた如く、巨額の本邦品を、この販賣網に依つて奥地まで普及せしむる功績は、頗る大なるものである。加之我が大阪の賣込商にとりては、遠く支那

へ輸出して、信用状態の不明なる支那商又は邦商に賣込み、爲替相場の變動より生ずる危険や、支拂の不確實を懸念することなく、居ながら支那商に邦貨で賣込み、支拂も地元で受けるので、支那に支店又は出張所を設け得る綿絲布商は別とし、加工綿布殊に諸雜貨の賣込商にとりては、川口貿易は頗る利便で、又最も安全性に富むものと信ぜられて居る。然しながら川口貿易も、その反面に於ては、缺陷の存するを免がれない。在留支那商の結束は割合に鞏固で、團體的に種々の利便を享くるに反して、賣込商側は、互に他を排して賣込に熱中するため、支那商に乗ぜられ勝で、商慣習なども、漸次支那商側に有利に變移せらるゝのである。又賣込競争が劇甚の結果、賣込値段を極度に切下げ、そのため漸次粗製濫造に陥らんとする實狀である。此等は全く我が生産組織及び販賣組織が、家内工業的であり、従つて統制に多大の缺陷の存するためである。それは綿絲、生地綿布の如き、紡績會社の製品には、その弊害が無く、製品も取引慣習も、紡績會社に依り一定せられ、支那商は唯々その定むる所に遵ふのでも明かである。我が生産組織及び販賣組織の改善は、根本の問題ではあるが、その解決には相當の年月と多大の努力とを要する難問題である故、差當りては賣込商が協力して、團體的に行動し、その取引の改善に努むることが最も緊切である。それには貿易同盟會、綿絲布商團體などの統制ある活動が、最も期待せらるゝ所であり、又金融、運輸、保險等の關係業者の一致共力が亦最も必要である。某爲替銀行では、現在の川口貿易に於て、代金の支拂關係が、神戸に比して著しく遜色のあるのは、在留支那商の支拂資金調達の方法が、神戸と異なるためで、それには神戸同様川口に於ても、積送貨物に對して、荷爲替を取組むことが必要で、それにより支拂資金が、銀行より支那商に渡され、支那商は直に賣込商に支拂ふ

こととなり、現在の支拂關係が全く改善せらるゝに至らう。それには先づ綿絲布より實行し、追つて諸雜貨に及ぼさんと、取引關係のある支那商と種々懇談を重ねたやうである。又その點については、某々銀行に於ても各方面の利害關係を調査したが、孰れも未だ成案を得るに至らぬやうである。斯くの如き根本の改善方法は、川口の事情が神戸と相違し、従つてその機構を異にする故、之が實行には相當困難が伴ふことであらう。それ故漸進的に各方面の諒解と協力とを得て、その實行に着手することが最も必要とせらるゝのである。

在支邦商は前述べた如く、その數は尠くないが、綿絲布取扱の有力者を除き、多くは微々として振はざる現状である。その原因は多々あるも、その重なるは金融關係が圓滑を缺き有利な仕入をなし難く、又經費が非常に嵩みて到底支那商との競争に堪へざるためと稱せられて居る。滿洲では此等邦商のために、關東廳及び南滿鐵道會社に於て、本年度の施設として、邦商をして輸入組合及び金融組合を組織せしめ、その資金として滿鐵は輸入組合に五百萬圓、關東廳は金融組合に百萬圓を、それらに融通することに決し、昨年十二月大連、旅順、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、長春、安東その他全滿各地の代表者、及び關東廳、滿鐵の各代表者が大連に會合して、種々協議の結果成案を得るに至つたその要項は左の如くである。

- 一、輸入組合は滿洲に店舗を構へ、輸入品取扱を營業とする邦商を以て組織す
- 二、組合員の出資金額は一口金五十圓とし、最低十口、最高百口を限度とす
- 三、輸入組合は大連、旅順、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、撫順、本溪湖、安東、鐵嶺、開原、四平

街、公主嶺、長春、哈爾濱、吉林の十八ヶ所に設く

- 四、各組合は聯合會を組織し、本部を大連に置く
 - 五、輸入組合の業務は(一)仕入金融業務、(二)輸入業務、(三)商店經營の改善及び販路開拓に關する事項、(四)附帶業務とす
 - 六、組合の貸付金は組合員出資、積立金及び滿鐵よりの融通資金(五百萬圓)を以てし、融通期限は二ヶ月を原則とし最長三ヶ月、金利は日歩二錢五厘とす
 - 七、仕入金融は信用貸、商品擔保貸の二種とし、信用貸は組合三名以上の連帶保證ある商團に對して行ひ、貸付額はその組合員の出資額の二倍を限度とす、商品擔保貸は所定の商品を擔保として行ひ、その貸付額は出資額の三倍を限度とす
 - 八、輸入組合は内地重要地に於ける生産者の對滿共同輸出を懲憚し、又は一部商品の共同仕入斡旋等主として仕入方法の改善を圖るものとす
 - 九、輸入組合は關東廳に於て計劃中の都市金融組合と協調を保ち互助に努むるものとす
- 金融組合は小賣邦商の救済を目的とする關東廳の計劃で、滿洲諸都市に設けられ、關東廳は之に對し百萬圓の資金を融通する豫定である。尙滿鐵消費組合及び關東廳職員購買組合を仕入機關に改造すると共に、右兩組合の傳票制度を廣く一般商店に擴張せしめんとの意向もあつた。その後豫算その他の關係で、種々變更を見たが、金融組合は先づ

大連、旅順、奉天の三市に組織せらるゝこととなり、目下着々準備中であり、又輸入組合は前既に述べた如く大連、その他重要都市に設けらるゝこととなり、大連に於ては、加入組合員四百九十名、口數三千三百三十八口に達し、同市に於ける凡ゆる階級の人士を網羅し、四月十日創立總會を開き、五月一日より事務の取扱を開始した。その他の都市に於ても目下着々進捗中である。此等の輸入組合の事業は、取引の仲介、仕入の斡旋、仕入代金の決済及び保證等で、是により在來の營業方法を一新し、有利に輸入を爲し得る途を講ずるので、その活動の直接影響を受けるのは我が大阪である。之に對し大阪側に於ても對滿輸出組合が組織せらるゝことが滿洲側の希望であるが、差當り大阪滿鮮貿易商同業組合がその衝に當ることであらう。既に輸入組合との間に種々申合のあつたことは、之亦前述べた通りである。前記滿洲の輸入組合が健實なる發達を遂げ、彼我の取引が圓滿に行はるゝに至らば、惹いては在留支那商との取引の缺陷も自然匡正せらるゝ新機運を醸生することであらう。輸入組合の前途は最も囑目すべき所である。

元來我が國は支那に對し、地理的に優勝の地位を占め、是が絶大の強味であることは言ふまでもない。前述べた如く歐米品の輸入は綿絲布は委託販賣による積送品が多いが、注文による輸入も亦尠くない。それに諸雜貨に至つては貯藏品の賣込は例外で、支那商の注文を受け、本國より輸入するのが原則である。而してその注文を受けてより引渡を了する迄に通常五六ヶ月を要する現狀である。然るに大阪より輸入するときは一ヶ月以内で足り、割合多量の製造注文でも、僅々二三ヶ月で充分である。それ故支那商は、歐米品の見本を得て、直に大阪に注文を發し、製品を輸入し之を販賣して資金を回収した頃に、漸く歐米よりの注文品が到着する位であると稱せらるゝ。元より之は譬喩であ

らうが、それ程大阪よりの輸入が利便とせらるゝのである。それ故歐米品が日本品と競争するには上海、その他に多大の貯藏品を常備して賣込を爲さねばならぬが、それには多大の資金が固定するので、實行上甚だ困難とするところである。

然るに我が大阪は、生産地で又貯藏地であり、加ふるに地理的に隣接して、取引の實際から云へば、上海に商品を貯藏すると同様の利便があり、尙その上有利なるは、大阪より支那、南洋、印度方面の交通が頗る自由で、従つて此等地方への積送は至便である故、大阪に商品を貯藏するときは商況如何によりて、何處へなりとも販賣することを得上海へ貯藏するよりも利便で、従つて商品の融通性を大にし、貯藏量を節約することを得て頗る有利である。而かも生産地なるが故、その調節は自由に行ひ得るのである。

大阪は斯くの如く地理上の利便を受くるのみでなく、生産地としては、本邦の最大工業地であり、その技術及び經營に於て、到底支那の工業の匹敵し難き所で、従つてその製品は、將來と雖も支那に於て、優勝の地位を占むるは疑無き所である。然し近年支那に於ても簡易工業が勃興し、又我が移植工業が發達して、或種の輸出品に脅威を與ふる現狀であるが、之に對しては我が工業を漸次精巧化すると共に、需要の實狀を審査し、その需要に適合する商品を提供し、且出張賣込、見本市、商品陳列館等の方法により遍く宣傳して、我が商品に對する需要を喚起することが最も緊要である。而してその需要の喚起は、支那商側の力を俟たず、邦商側に於て進んで努力すべきは當然のことに屬する。斯くして我が商品に對する需要が旺盛であれば、自然在留支那商の買付も、又在支那商との取引も共に盛大とな

り、我が對支輸出の旺盛は期すべきである。

以上述べた所は、大阪在留支那商及びその取引事情に關し、唯その大綱に觸れたのみで、尙現在の取引關係の合理的改善、神戸在留支那商との比較、歐米品取引事情との對比、又根本の問題としては、居留地貿易と直輸出貿易との利害得失など詳述すべき諸點は尠くないが、この際忌憚なき記述や批評はすべて差控へて、唯是まで解明した事實に基き、各自の立場より適當なる批判を下されんことを希望して擱筆することとする。

附 録

一

神戸在留支那貿易商

神戸(兵庫)の開港は安政の條約に基き、江戸、大阪と共に、文久二年十二月許可さるべき筈であつたが、國內紛擾のため延期となり、漸く慶應三年十二月七日、大阪と同時に開港せられたのである。その前年、神戸市街と生田川との間に外人居留地が設けられたが、川口と同様に居留地には歐米人のみが居住し、支那人の居住は許されなかつたため、支那人はその西方海岸沿の地、現時の榮町裏海岸通を中心とし、山手にかけて所謂南京町をつくつたのである。

支那人が初めて神戸に渡來したのは開港直後で、即ち明治元年十月の調査では、當時神戸に在留せる外國人四百七十名のうち、二百四十名は支那人であつた。明治四年七月、清國と通商條約が締結せられて以來、支那人の渡來は次第に増加し、その數は今日に至るまで、常に在留外國人の總數の半を占むる有様である。

最初神戸に渡來した支那人は福建方面の者で、廣東方面の者之に次ぎ、上海方面の者は餘程後れたやうである。それは福建商の團體が明治三年に、廣東商の團體が明治九年に、又江蘇、浙江、江西の所謂三江商の團體が、明治三十年に設立せられた事實に徴するも明である。而して前既に述べた如く明治三十年頃には大阪在留者中、廣東、福州方面の者全部、及び上海方面の者で海産物を取扱ふ者が、擧つて來住したため、神戸在留支那人の數も、又その貿易額も著しく増加して、一新時期を劃するに至つた。その後年と共に在留者の數を増加し、現今に於ては、南支、南洋一

帯に亘る、本邦輸出貿易に關し、最も重要な地位を占むるに至つたのである。

現在在留支那人の居住地は、海岸通及びその背後に接續する榮町通、元町通、三の宮通、北長狹通、下山手通、中山手通等で、海岸通より山手に至るに従つて、その數を減じてゐる。尙海岸通りの東方に接續する明石町、播磨町、京町、磯邊通、八幡通等にも若干散在する。

兵庫縣廳の調査に據れば、昭和二年十二月末日現在、神戸市在留民國人の總數は、五千六百十八名で、その職業別は左の如く、大阪在留者に比して、その生活状態が遙に多種多様なを看取することが出来る。

職業別	人數	職業別	人數	職業別	人數
商業社員	六二二	料理業従業人	一〇八	菓子製造業	三
銀行員	八八	飲食店	九	米穀商	三
輸出入商	一〇八	食料品店	二	海産物商	五
棉花輸入商	二	船員	六	兩替商	八
教師	三八	運送業	三	寶石商	一
藥種商	五	雜貨商	一六	シャツ被服商	一
新聞記者	一	學生	四	青物商	二
官吏	六	留學生	六	柳行李商	三
旅宿及下宿業	一	鑄物業	二	沖商	五
料理業	一五	遊藝人	二	獸肉商	七

そのうち貿易商について昨年六月神戸商工會議所が、民國總領事館の回答を基として、調査した數は左の如くである。而して此等の貿易商は少數の例外を除き、神戸に店舗を構へ、永住的に營業する獨立の貿易商で、その數字は營業の主體を示すものである。

町名	廣東商	福建商	三江商	合計
一、海岸通	二	二	三	七
前町	二	一	一	四
海岸通一丁目	二	二	一	五
合計	六	五	五	一六

職業別	人數	職業別	人數	職業別	人數
吳服商	二	活版業	八	仕立業	三三
吳服行商人	九	印刷工	六〇	仕立職人	二二八
ラシヤ及時計行商人	一八	大工職	五	靴職人	一〇
仲買人	一	ペンキ塗職	八五	家僕	五三
籠職	一	支那酒製造業	一	パー、カフェー従業者	一
タリマン	三〇	養鶏業	一	樂器製造職	一三
沖仲仕	二	厨司	九	雜業	五五
理髮業	八三	麵類業	三	無職	二二
理髮業従業者	三八二	材木商	一	有職者家族ニシテ職無キモノ	二、七四〇
被傭人	六一八	燒栗商	七	無職者ノ家族ニシテ職無キモノ	六五
合計	五、六一八				

聯衛會等が重要なもので、尙總領事館があり、大阪に分事務所を設けて居る。左に此等團體について略述する。

福建商業會議所は最も古き支那商の團體で、明治三年の設立に係り、福建省出身者の團體である、所屬店數は昨年
末二十五、會長は李景璣氏で、所在所は北長狹通五ノ二五である。

廣東廣業公所は明治九年の設立で、廣東省出身者の團體である、所屬店數は六十八、理事長は陳澍彬氏で、所在地
は海岸通三ノ三三である。

三江商業會議所は明治三十年の設立、江蘇、浙江、江西三省出身者の團體で、所屬店數は三十六、そのうち兩替商
七、洋服商六、他は貿易商である。理事長は何苟廷氏で、所在地は北長狹通五ノ二六である。

神戸中華總商會は明治二十五年の設立、前記福建、廣東、三江所屬の者全部の團體で、民國商會法に據り設立せら
れ、大阪中華總商會と同様のものである。會長は廣東商の長老鄭祝三氏で、所在地は中山手通六丁目である。

神阪中華會館は大阪及び神戸在留者の聯絡提携機關で、明治二十五年の設立に係り、理事長は三江の長老何世錕氏
で、事務所は前記總商會内に設けてある。尙後に述ぶる中華義莊(支那人共同墓地)は本會の經營に係るものである。

神阪華僑聯衛會は大正十四年の設立で、阪神在留各團體の代表者を以て組織する最も有力な團體で、兩市在留民國
人の自衛機關として、その活動が最も期待せられて居る。會長鄭祝三氏、副會長揚壽彭氏で、事務所は前記總商會内
に置かれてある。

中華民國總領事館は、明治十一年十月清國領事館として、初めて下山手通七丁目に開設せられ、三十九年現所在地

下山手通二ノ四五に移轉し、大正十四年十一月總領事館に昇格したもので、現任總領事は周珏氏である。尙大正十五
年大阪に分事務所を設け、大阪中華北鷲公所内に置かれ、副領事李家駒氏が時々出張して事務に當つて居る。總領事
の任務は在留民國人の保護で、その司る所は主として人事、外交の方面であるが、總商會、公所等の勢力強大なる民
國人に在つては、總領事の任務も他の諸國とは大に趣を異にして居るやうである。
以上の諸團體の外政治、社交、娛樂、慈善、修養に關するもの及び同業者の職業團體がある。左にその重なるもの
を列擧する。

團體名	所在地	代表者	會員數	創設	創設趣旨
中國々民黨支部	中山手通三丁目	執行委員張君壽外六名	四七九	大正十一年	孫文後援
尙志社	中山手通二ノ七九	社長揚永康外十名	一四〇	大正十年	基督教的修養
神戸華僑商業研究所	中山手通三ノ六五	會長揚壽彭外二名	一〇〇	大正三年	在留有力者團體、政治、娛樂 在留支那人貧困者、罹災者 救助
中國慈善會	中山手通二ノ九〇	會長揚官勝外八名	一〇〇	明治卅二年	圖書館、娛樂場
中國圖書社	中山手通三ノ二一	會長揚壽彭外二名	一〇〇	明治四十二年	圖書館、娛樂場
商和別所	中山手通二ノ二四	總理陳澍彬	四〇	大正十二年	娛樂、商業協議
華僑聯義會	中山手通二ノ一九	幹事鄧日輝外三名	一五	大正十一年	コックの親睦團體
華僑同志會	下山手通二ノ外三	會長葉盛松外八名	八八	大正十四年	三江コック親睦團體
阪神華僑洋服商組合	下山手通三ノ三二	會長同義昌外十三名	三九〇	大正十五年	洋服仕立商及從業者團體

阪神華僑理髮業聯合會 加納町四ノ一九四 會長徐寶生外三十三名 五三九 大正十五年 理髮業者及從業者團體
 神戸華僑塗業組合 中山手通二ノ七九 會長梁籍安 一五九 大正十五年 塗業者團體

前記支那商の團體に對し、邦商側の團體は神戸日華實業協會のみで、神戸には大阪綿絲布商關係の三團體及び大阪貿易同盟會の如き團體は存せない。日華實業協會は大正六年三月、支那商の長老吳錦堂、王敬祥、馬聘三、鄭祝三氏等が邦商側の草鹿甲子太郎、本多一太郎氏等と圖り、兩國民の親和提携を目的として創設したもので、會員は目下百九名、日支有力者を網羅して居る。事務所は神戸商工會議所内で、現會長は商工會議所會頭瀧川儀作氏である。

神戸在留支那商は大阪在留者と異なり、店舗を設け、家族を伴ひ永住するもので、在留三十年以上に上るものも尠くない。従つて大阪と異なり、神戸には永久的施設があり、その重なるものは教育機關及び中華義莊である。中華義莊は俗に南京墓と稱せられ、市内中山手通七丁目に在る民國人の共同墓地で、總坪數三千七百五坪、明治初年より永代借せるもので、現在の権利者は社團法人神阪中華會館である。義莊には禮堂、丙舍、待合所、門番部屋等の諸設備があり。會館は年額五千圓を會員より寄附せしめて、その維持費に當て居る。葬儀は佛式で取行はれ、棺は支那の古俗に従ひ、墓域の丙舍に收藏し、又は墓域に土葬し、時機を窺ひ本國に歸葬するのである。墓地は在留者の増加に伴ひ漸次狹隘を告げたので、移轉の請願中であつたが、本年三月に至り市内長田村宇市後谷の地(八千四百二十四坪)に移轉の許可を得たので、移轉後は舊墓地の利用に因る収入で、新墓地の經營に資することである。尙在留者の宗旨は少數の基督教信者の外はすべて禪宗で、中山手通七丁目所在の長樂寺(通稱南京寺)は古く在留者により建立せ

られたる寺院で、今は黃巖宗支院として、在留者の多數はその檀家である。

教育機關は支那人經營に係るもの、小學校三、夜學校一、個人塾二、孰れも初等教育で、中等教育を兼ねるは同文學校一校のみである。今左に之を掲ぐる。

校名	所在地	設立年	教師數	生徒數	代表者
同文學校	中山手通三ノ二四	明治卅三年	一七	三八四	校長吳功補
華強學校	中山手通二ノ一二八	大正三年	一三	一八〇	校長文繼輝
中華學校	北長狹通五丁目		五	二〇二	何世錫
尙志社	中山手通二ノ一九		一	七	揚永康
培英女學塾	中山手通一ノ二〇一		一	二	劉慧韶、揚壽彭
崇實書舍	下 hands 通二ノ三三		一	一	鄭紫垣

在留者の子女中には、小學校、中等學校、專門學校、大學まで純日本の教育を受けて、事實上日本人化せる者も尠くない。又一般に永らく在住するので、日本語に熟達し、日本の事情に精通する者が頗る多いのである。

神戸在留支那商は前述べた如く、店舗を構へ、永住的に營業する獨立の貿易商で、多數の川口在留支那商の如く本國より買付のため渡來し、行棧に滞留する出張員では無い。この點が兩地の支那商の大なる相違である。尤も大阪でも、店舗を構ふる貿易商のあるは、既に述べた通りである。又神戸でも中支、南支及び南洋方面より、買付のため渡來して、滞留する者もあるとのことだが、之は極めて少數で全く例外に屬する。

神戸在留支那商は中支、南支及び南洋方面一帯の支那商の注文を受け、綿絲布、諸雜貨、海産物、絹織物等を買付け之を委託者に積送し、又反對にそれ等海外の支那商より積送せる米穀、棉花、棉實、木材、藥種等を販賣する所謂 Commission Merchant である。而してその委託者との關係は、稀には本支店關係のものもあるが、大多數は獨立して表面何等關係を有せない。然し内部關係では相互の出資者の一部が、共通する場合が尠くないことである。在留支那商が從來取扱つた貿易品については、明にすべき資料を有せぬ故、茲では明治初年以來の、神戸港對支輸出入品を掲げて、貿易品の變遷を示唆すに止むる。

年次	輸出品	輸入品
明治六年	銅塊及錠、昆布、乾魚、生絲	生金巾、毛綿交織、砂糖、木綿絲、其他織物
明治十八年	銅、錫、寒天、椎茸、樟腦、木臘	砂糖、生棉、繰棉
明治二十年	燐寸、銅、米、錫、寒天、椎茸、陶磁器	砂糖、繰棉、油糟、革
明治二十六年	燐寸、銅、米、樟腦、寒天、洋傘、錫、椎茸、木臘	繰棉、砂糖、豆類、油糟、生絲
明治三十六年	綿織絲、燐寸、熟銅、紙卷煙草、天竺布、酒類、生金巾	繰棉、豆類、油糟、小麥、棉實、米、生絲、苧麻、生卵菜子
大正二年	綿織絲、生金巾、シーチング、燐寸、銅、精糖、石鹼、洋傘、昆布	繰棉、油糟、豆類、菜子、鳥卵
大正七年	綿織絲、精糖、生金巾、シーチング、燐寸、綿囊、石鹼、洋傘、燐寸軸木、鐵製品、ゴム、タイヤ	繰棉、米、菜子、麻、乾藍、ガンニー蕁、シエラック、鉄鐵

現在神戸支那商の取扱に係る貿易品は、輸入は米穀、棉花、棉實、木材、藥種等が主で、又輸出は、やはり大阪製

品で、綿絲布、諸雜貨が主であるが、然し神戸の特色と見るべきは、その外海産物及び絹織物の輸出が可なり重要な地位を占むることである。海産物の重なるものは昆布、刻昆布、干鰯、乾鱈、鹽鱈、煎魚、乾鮑、貝柱、干貝、干鰕、鱈鱈、海參、鰹節、寒天、魚油等である。尙最近人絹物が非常の勢を以て増加しつゝあるは看過すべからざる點であらう。

輸出先は中支、南支、比律賓、暹羅、佛領印度支那、蘭領印度、海峽殖民地及び印度方面で、又仕向先は香港、新嘉坡、盤谷、スラバヤ、バタビヤ、西貢、マニラ、ラングーン、彼南等が主要地である。尙廣東、廣西方面は香港を中繼地とし、福建方面は臺灣を中繼地とする。臺灣へは以前は輸出も相當多かつたが、近年は直接邦商が渡臺して賣込む故、神戸よりの輸出は餘程減したることである。

神戸在留支那商の取扱高については、元より統計の徴すべきものなく、全く推測の外は無い。最も有力なる買辦某氏が親しく語る所に據れば、支那商の取扱高は年により元より異なるが、年額八千萬圓以上に上り、そのうち綿絲布五千萬圓、諸雜貨、海産物其他が三千万圓で、又その仕向先は、香港二千五百萬圓、南洋三千万圓、南支、印度其他で二千五百萬圓位と推測せらるゝ。而して輸入の主なるものは、前述べた如く、米穀、棉花、棉實、木材、藥種等で、その金額は明でないが、到底輸出額に比すべきでない。以下輸出につきその取引事情を述ぶる。

神戸在留支那商と大阪の賣込商との關係は、前既に述べた如く、綿絲布商にあつては各自取引先を選定して取引をなすのであるが、雜貨方面では大阪貿易同盟會が絶えず、支那商の信用状態に留意し、若し不良のものあらば、直に

會員に通告して取引を警戒せしめて居る。然し賣込商は、神戸支那商の支拂關係が、後に述ぶるやうに、川口支那商と異なるので、一般に信用を措ける様子である。

神戸の支那商が、綿絲布を買付くる場合、大阪へ出張して、綿絲布商と商談することもあるが、それは商況の視察が主で、一般には綿絲布商が、賣込員を神戸へ出張せしめ、支那商を歴訪して、賣込を爲さしむるのが常である。尙綿絲は殆ど全く直接取引であるが、生地綿布及び加工綿布には、ブローカーの介立する場合がある。又紀伊、伊豫等産地の機業者が、支那商に賣込むには、ブローカーに依るのが常である。

神戸の支那商が、綿絲布を買入るゝには、委託者の注文により、その注文は實需に基づくのが常である。契約は現物及び先物で、現物は普通一週間以内に受渡せらるゝもの、又先物はその時々商況で異つて居るが、綿絲では普通二三ヶ月迄、生地綿布では四五ヶ月迄である。加工綿布は既成品の場合は、受渡期間が短いのが常であるが、注文製造の場合は、割合に長期のものがある。値段は神戸着値で、商館倉庫渡、又は運送店指定の倉庫渡の定である。受渡は日を以て定め、又は月を以て定むる、その期日迄に汽車、電車又は解で、神戸に送り、指定の場所で受渡するのである。運送店渡の場合は、運送店は貨物に對して、假受取證を發行する故、賣込商は、綿絲及び生地綿布の場合は、その翌日假受取證を證憑として、支那商に代金の支拂を請求する。綿絲及び生地綿布はすべて品受渡の翌日、現金拂が原則で、又歩引の慣習は存せない。加工綿布は、前記假受取證を支那商に呈示して受取證と引換へ、代金を支拂日に請求する。支拂日は十四日及び二十八日で、支拂當日まで受渡の分を、その當日請求するのが原則であるが、時には

十二日までの分を十四日に、二十八日までの分を月末に請求することもあり。又十三日位までの分を二十八日に請求することもあり。當事者間の關係如何で必しも一樣でない。加工綿布には歩引の慣習があり、その歩合は普通二分で外に承認書引として一箱三十錢を差引くことあるは前述べた所である。尙支拂は現金拂が原則であるが、稀には一週間位の先日付小切手で支拂はるゝこともある。總じて加工綿布の支拂關係は、綿絲及び生地綿布に比して稍々ルーズである。尙紀伊、伊豫等産地の機業者の賣込は、三十日乃至六十日サイトの手形で支拂はるゝのが常である。

雜貨は支那商が神戸より大阪へ買付のため出張することもあるが、大阪の賣込商が出張して注文を受くるのが一般の慣例である。尙ブローカーが介在して支那商の注文を受け、品集めをなすことも尠くない。神戸支那商の注文は實需に基づき、従つて現品の買付を希望する。その點は川口在留北支方面の支那商と同様である。尤も賣込商に貯藏品の無いときは製造注文をなすが、引渡期の早きものと契約するのが例である。値段は神戸商館、倉庫渡、又は指定運送店渡で、賣込商は契約の期日迄に、汽車、電車、解等で指定の場所に送り引渡をなすのである。運送店は之に對し假受取證を渡す故、賣込商は之を支那商に呈示して受取證と引換へ、代金を支拂日に請求する。支拂日は十四日、二十八日で、賣込商は十日頃までの分を十四日に、又二十五日頃までの分を二十八日に請求する。之に對し支那商は現金を以て支拂ふのである。尙神戸支那商に對する雜貨の歩引は一般に二分の慣例である。

神戸在留支那商は前に述べた如く、海外に於ける支那商の注文を受け、委託品を買付け之を委託者に積送するのでその買付手数料は、普通綿絲布三分乃至三分五厘、雜貨二分五厘乃至三分であるが、實際は歩戻もある故、平均して

二分五厘乃至三分である。積送の際、仕切状には、原價、運賃、保険料、手数料その他諸掛を、細密に亘り詳記するのが常である。

之に對して香港、廣東、その他南支方面の委託者中には、電信爲替で支拂資金を送付し來ることがあり、取引の頻繁の場合は支拂に必要な金額を、その都度内金として送金し來り、年底に決算するのであるが、比律賓、南洋、印度方面一帶は荷爲替が利用せらるゝ、手形は海峽殖民地、盤谷の如く外貨の場合もあれど、それは例外で、一般には圓貨の利付手形である。期限は仕向先によつて異なるが、普通一覽後一ヶ月乃至二ヶ月拂でD・Aが多くD・Pは稀である、手形は支那商より直接爲替銀行に賣渡すのは稀で、銀行專屬の買辦が裏書して爲替銀行に賣込むのが常である。買辦の裏書保證料は、銀行より $\frac{1}{2}\%$ 又客先より $\frac{1}{4}$ 乃至 $\frac{1}{2}\%$ を徵求することである。尙手形は一旦支那商より、その取引銀行に買取られ、取引銀行は更に之を爲替銀行に賣渡し、又は取立を依頼することもある。一般に買辦の手を経て爲替銀行に賣渡す場合が多いとのことである。買辦は相當資産を有し信用厚く、支那商の實情に精通する者で在留者中の有力者が多い。今左に神戸商工會議所の調査に據り、爲替銀行及びその專屬買辦の氏名を掲ぐる。

銀行名	氏名	所在
橫濱正金銀行	鮑翼君、玉重山	榮町三ノ二六
臺灣銀行	李暉亭	仲町四五
香上銀行	藍拔群	海岸通二番館

渣打銀行	曾蕪臣	京町六七
獨亞銀行	鄭宗葵	浪花町二六
萬國寶通銀行	揚楚雄	明石町三八
蘭印商業銀行	梁惠之	仲町三七
噶嚨銀行	鄭道亨	京町八三

此等の買辦は專屬銀行に特約書を差入れ、又保證金を納めて居り、大體に於て上海に於ける買辦の制度を採用したものである。尙二三の外國汽船會社支店でも支那人の買辦を使用して居る。此等買辦の特色及びその重要性については他日に譲ることとする。

神戸在留支那商の取引銀行の重なるものは、加島、住友、三十四、安田四行の支店で、昨年の恐慌以前は十五、村井、近江三行の支店も相當多數の支那商との取引があつたが、閉店中前記の四行に移つたとのことである。支那商は海外の取引先よりの送金、爲替銀行より受くる荷爲替手形の代り金等、すべて此等の取引銀行へ預入し置き、支拂日に賣込商に代金の支拂を爲すのである。

斯くの如く神戸在留支那商は、その支拂資金の一部を直接買付委託者の送金に待つと共に、大部分は之を爲替銀行の供給に仰ぐのである。この點は支拂資金の殆ど全部を、本國の本店又は買付委託者の送金に待つ川口在留の支那商と、大にその事情を異にするところで、是が邦商への支拂關係に影響し、従つて賣込商が、支拂の確實と迅速との故で、川口よりも神戸の賣込を利便とする所以である。

附錄 二

對支貿易統計

一、大阪港對支地方別貿易額

支地方	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
滿洲	六九,六九,七六圓	三,三六,三三圓	五八,九四二,一一圓	一,三三,七,六〇圓	四七,五九,三二圓	一,七五,七,五五九圓
北支	七,七,六三,四一一	一七,一〇,六,一七六	五〇,三六,二二五	一六,一〇,一,一七九	四四,八四,七〇圓	一六,九,九,一五三
中支	一三九,八五一,九九八	二四,〇八二,九五五	二六,六五三,七五八	三〇,六五,九九六	七六,三三,一〇,四圓	三三,〇〇,九,一〇八
南支	五〇,〇〇,一三三	一,八六七,五一一	三,〇〇,六,九〇〇	二,一五,〇,三三三	一,一三三,〇〇九	三,一〇,〇,六,四七七
不詳	二,一〇,四,四六〇	六六,二二七	二,一三四,三三四	二四,七八四	一,五五八,七六一	一三,一,七,〇〇〇
計	二八九,九一七,七二八	一〇〇,九四三,〇一一	一三二,一四〇,一四一	四〇,〇四三,〇四一	一四一,一四九,一四一	四六,四八,一四四

支地方	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
滿洲	四,四三,九四圓	二,七四,四六圓	三,〇一六,一四圓	一〇,六八七,五三圓	二,九八,六〇圓	一一,八四七,四〇圓
北支	三,六二,九九八	二八,九七五,三三八	三,四〇,五八,五四	三〇,六三八,七〇一	三九,二七,〇三三	三〇,八九四,九四七

二、神戶港對支地方別貿易額

品名	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
綾木綿	一八、五七三	一、五九九	二一、八〇四	七、六九二	二、五五一	九、一九六
綾金巾及ジーンズ	一〇四、五三七	二、八四二	一〇八、四五一	一〇、八八二	二、五八五	八、九〇〇
小倉織	一、九九三	八、〇四四	三、二〇三	三、三九二	一、六三三	六、九五
被褥布	六、三四七	一、五八一	九、三五五	一、八八一	七、七八〇	二、四六〇
綿フランネル	三三、六四〇	三、六五〇	二八、九五一	三、四五四	三〇、七〇〇	七、七〇八
生金巾	九七、八四一	五、〇〇〇	八四、七五七	一、七二二	四九、〇七二	九、九二四
生シーチング	八、五一六	六、三〇〇	五、三五〇	一、四七四	三、七九八	七、七五三
晒金巾	三九、六九六	六、七七一	四四、五三三	三、八三三	二二、九三三	一〇、七〇四
更紗	三七、六〇七	六、六七七	五三、九〇〇	五、九八八	四六、五六八	七、九三三
天竺布	一九、一九八	一、八六六	一七、一六八	〇、〇〇〇	四、〇六九	一、〇一〇
綿帆布	六三三、七九八	三、六八六	九三〇、八七七	四、四四三	八二七、〇二二	三、三三三
綿朱子	八八、九七五	九、六六六	二四、八八六	一、〇四七	四八、一一三	三、六九五
其他ノ綿織物
綿アランケット	三、一七七	...	三、〇〇〇	...	三、五〇〇	...
綿製浴布	一四、四〇七	...	一九、七七三	...	一四、七二八	...
綿メリヤス肌衣	一、五〇一	...	一、三〇五	...	一、〇七二	...
メリヤス足袋	五、〇六六	...	四、七五八	...	二、四一〇	...
フェルト帽	三、七五五	...	五、〇五五	...	六、二二五	...

品名	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
白木綿	五八、八三九	一、〇八〇、四六〇	五六、四七二	八、〇七〇、七二二	四五、五七三	五、八五三、三七二
滿洲	一、三九七	三、五五六	二、二九六	一、八九六	二、一八五	二、二六六
北支	四、九六二	一七、八九三	五、四九一	一七、七〇一	一〇、二八一	一四、二七四
中支	九、〇四三	一七、七三三	一、九三二	一、〇一五	一〇、二七六	一三、四〇〇
南支	六、二九二	三、六六六	三、八四八	三、三九一	一〇、一五二	三、七九八
不詳	一、四〇一	八、三九一	一、〇三〇	一、二二九	一、二六六	一、六〇七
計	一、八八六	...	一、〇九七	...	一、〇九七	...

四、大阪港對支主要品別輸出高

三、横濱港對支地方別貿易額

洋傘	二四、〇八三打	一、九四一、一四七	一〇六、〇〇一打	一、四〇三、八三三	五六、三九打	五八九、四九五
ランプ及同部分品	...	八〇一、三六二	...	七六五、七〇四	...	五三三、七一九
玩具	...	四三三、七九二	...	四二七、八六六	...	二九九、一九六
マツチ軸木及函用經木	...	二九四、八六一	...	二八〇、八九六	...	二四六、四六八
乾魚及鹹魚	三三八擔	一三、五二〇	三六	一〇、六八四	一九二	七、八三五
其他ノ水産物	...	二六、二二三	...	二五、七九一	...	一六、六二二
寒天	三三、八九斤	七三、八六七	三三、八二五斤	八一、二二三	六、〇四七斤	一三、一〇七
精糖及氷砂糖	四三、八四擔	五、一三六、三七〇	四四、〇八八擔	四、六五七、九五〇	一九二、四一五擔	一、八七五、四七一
製茶	五、四九八〃	六八、九九一	一、三三三〃	三、八四四	一、四八八〃	三三、八三三
昆布及刻昆布	八、三三八〃	八八、二五九	五、八一九〃	八七、三五二	一七、三三四〃	一四二、二八一
清酒	三、二五三石	四六、四九九	三、八五八石	五四七、一七〇	三、八八九石	五四四、〇六一
麥酒(緑)	三、八九打	一〇一、一六二	六、三六打	二五、二五二	六、〇三打	二三、八四六
椎茸	二三擔	七三、〇八九	三三擔	五〇、二三一	三七擔	九、一九一
其他ノ蔬菜及果實	...	二六、九〇〇	...	三四、四二九	...	三九、八四一
礦水其他ノ飲料	...	二四、三七〇	...	一九、四六九	...	一四、六八二
罐詰及罐詰食物	...	三四、六九〇	...	三五五、二六八	...	一〇三、一五六
革	二七五、六五斤	三二〇、二四七	九一、二五六斤	一七、八五七	四四、〇九七斤	六六、七七六
機械用帶(革製)	三三、一九七	一四、五六六	四四、一六一〃	二〇五、四四〇	二九、〇七二〃	一四、〇七〇

其他ノ帽子	...	七六七、六七二	...	八六五、一三二	...	三六一、六八七
綿織糸	三九、三五擔	四四、三〇一、七七八	一八、七三四擔	二、七九六、一三六	七八、八〇〇擔	八、三八九、一三七
綿縫糸	一、四八三〃	二六〇、六六一	一、三八九〃	二三一、四四九	九七四〃	一六三、六八四
レース糸	三三三〃	五六、九一九	五三三〃	六八、八九九	四七三〃	六一、一三四
化粧石鹼	六六、八八打	七〇八、一八六	五九五、二四二打	五九四、九五三	五六七、四〇三打	五六一、〇九六
化粧品	...	七四〇、四五二	...	七三七、〇六二	...	六二〇、四四八
賣藥	...	三九六、六二〇	...	四二九、八一九	...	三〇四、五二〇
鈕釦	...	六五二、五六五	...	八八四、四九一	...	一、〇〇〇、五三八
帶子	三四二、三五打	三三三、七三三	四五一、六七打	三九五、八五五	三六六、九五〇打	二六七、八七九
印刷用紙	一〇八、六七擔	二、二七、七三五	五七、〇四擔	一、一八三、七九〇	四三、四四八擔	八二、三三七
煙草用紙	八、六〇八〃	七八、八七九	八、五八四〃	七五、四二三	一〇、八四〃	七九七、〇〇三
鳥ノ子紙	九、六八五〃	二六六、〇〇〇	一〇、八四二〃	二八一、〇七四	八、五〇三〃	一八二、六六五
板紙	三八、一四九〃	五九〇、五六七	一三、七〇五〃	三〇二、七二七	三三、七八七〃	三六四、七二三
包裝用紙	一四、九二〇〃	三二四、六九九	一五、五五八〃	三三三、二九二	一七、二四〃	三〇二、二九九
其他ノ紙	...	一、〇三五、八七八	...	一、〇三九、九九三	...	九三、六四
硝子鏡	一、六八六、三七九打	一、〇九三、四二二	一、二八八、〇三打	一、四九、三三二	一、五八五、四九五打	一、二四、八四五
硝子	四、八四〇千箇	一、二五二、八八〇	四、〇四三千箇	九〇九、七三四	四、二二千箇	七五三、五二三
其他ノ硝子同製品	...	四〇二、九六四	...	四三三、六四八	...	三〇一、五九九

品名	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
大豆	二,三三三擔	一九四,三三圓	一九,七六擔	二二,三三圓	二,三三三擔	三九,七三圓
落花生豆	二七,〇八三	四〇〇,六七三	一九,九六二	二八四,〇三三	一九,四五五	二六九,〇八圓
其他ノ豆類	五,八四〇	四〇八,一〇一	三〇,三〇〇	二二六,〇〇一	三,三七一	一五九,六七三
胡麻子	七,一四四	一一八,四四八	〇	〇	二二	三三
菜子及芥子	二三五,三〇一	二,四四三,七五二	六九一,八九九	五,九九九,五六一	二三八,九四四	二,五二,七五二
亞麻子	九一,三七七	一,〇〇六,六三一	五,〇三九	九五四,九〇九	六三,五五五	五九〇,一六一
棉子	五二,一七六	二,三五二,六三二	八六一,七七三	三,五五五,五〇三	七四,五〇六	二,八九七,五七五
牛(肉(生))	六二,〇六六	三,四一三,七八一	八〇,四八五	三,六三三,九三七	一〇三,一九二	三,三四五,六三三
鳥卵	五八,二七八	二,四七一,六七	四八,八九九	二,三二二,一〇一	三七,四八六	一,七八三,七六
牛皮及水牛皮	四四,一九五	二,七五五,三四六	六六,八〇八	三,七三三,二五三	五五,四七七	三,二六〇,七三五
其他ノ獸皮	一八,二二三	一,〇六九,五〇三	一九,四五二	九八五,七三九	一八,六〇五	九四五,三九八
豚毛	四九四,七六斤	一,五五九,六八九	四六六,五八斤	一,四七〇,五三三	三〇一,三九八斤	七六七,八四五
其他ノ獸毛	七九,八四〇	一三八,六二二	二〇,七八八	一三六,九六〇	一〇一,八三二	一〇三,〇三五
獸骨	一,六八擔	一三,九二九	二,三六擔	三三,二八四	一〇〇,四四擔	七,七七一
貝殼	七六,六五	七八四,三四	八七,五〇三	九八五,一三六	三二,三三三	一,〇四〇,〇〇三

五、大阪港對支主要品別輸入高

苛性曹達	二,五七五擔	三五,〇四〇	四六八擔	六,〇八七	三六〇擔	三,六六一
晒粉	七,三七七	九八,一九三	六,〇八五	七三,三五五	六,二〇〇	五九,四〇〇
繻子(絹及絹綿)	一,一六一,六〇三碼	一,三四,六一七	九六六,七五四碼	九三,二五七	七三八,五三碼	五九,〇一八
其他ノ絹布及絹綿布	...	四九,一七〇	...	二六四,四〇一	...	三二,〇三九
羅紗及セルヂス	三三,二九四碼	九四,五九九	三三,一八三碼	四一,七七三	六〇,〇五五碼	一五六,六七八
陶磁器	...	四一五,〇一一	...	四一四,九四八	...	二九五,五九三
鐵(條竿及板)	七六,九四〇擔	九七三,九一九	一九,九五〇擔	二〇四,〇八七	二〇,五六八擔	二五七,五四一
銅(塊及錠)	一,六三四	八三,五二一	七七二	四〇,九五九	一四二	六,五三九
真鍮及黃銅	五,九五七	三五三,〇〇九	八,五〇四	四七四,六一七	五,五五九	二八五,九五七
鐵製用品	三,六二七	一,一七八,八三三	三三,一四〇	一,五五〇,五七八	二四,三三六	一,〇二六,二〇九
掛時計置時計	八,九五個	四一,五三七	六,七〇個	三九,三三三	五,五六八個	二六,九六六
學術用器	...	一八三,五六二	...	一九六,四六〇	...	一八三,二七六
紡織機及織機	...	一,五七五,二二一	...	一,五二九,三九二	...	一,八三八,九一六
其他機械及部分品	...	七六六,一六九	...	七二,九五五	...	六三三,二九九
木製材	...	三〇一,〇九六	...	一六九,三八六	...	一七八,二八八
木製品	...	一〇四,七九三	...	七九,一九六	...	六六,八三六

品名	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
横濱	三・六%	三三・九%	五・〇%	三三・五%	七・〇%	三三・一%
神戸	一九・四	三〇・三	二・四	三〇・八	二四・八	三〇・九
大阪	六一・八	二二・六	五七・二	二二・一	五一・九	一九・四
長崎	一・四	〇・八	一・五	〇・八	一・九	〇・二

八、本邦對支貿易港別割合

品名	大正十四年	大正十五年	昭和二年
菓子及芥子	五八、五八〇	一九七、六九〇	三三、六四六
牛(肉(生))	八四、九七〇	三二〇、八〇七	一三、六七三
鳥卵	一五、二六九	一四九、七二八	一五〇、九九八
牛皮及水牛皮	二九、八九二	五七、二六二	五、三三三
繰綿	四一八、一一五	五九、三〇〇	六〇九、九九〇
穀類	六三八、七九二	六七二、二四一	六二四、九二二
豆粕	一二五、一三二	一、〇三二、六九二	一、〇三二、六九二
棉子	四七、一八五	三三〇、三九七	二七、二四〇
菓子	一四九、六四三	一七五、六五四	一三九、五五五

七、神戸港對支主要品別輸入高

品名	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
綾木	三、四六二、一〇一	一、二五三	八、四三八、五三四	二、七五四	三、二五八、七五〇	一、〇四四
生金巾及シーチング	五、三〇一、七七〇	一、六四六	五、三九三、〇三五	一、七八五	六、〇六九、九三八	一、五八六
更紗	四二八、二二〇	一三八	二、七三六、二五〇	九一八	三四四、二四〇	一三〇
綿製タガ	三八、三四一打	八五	四三、四七四打	九二	一五、八八七打	三三
綿製粉袋	四五千個	六九	二六千個	一八	六千個	一
印刷料紙	一六二、一五六擔	二、六三八	二八、八七七擔	二、二七二	一五八、七四三擔	二、四九七
アニリン染料	二二、四三斤	五	二、六四八斤	七	〇	〇
ゴムタイヤ	二、四三六擔	三、一三九	一〇、三五六擔	一、四三九	三、七三二擔	一、五七三
燐寸軸木	七八、三五千束	一、一一〇	七六、〇五千束	一、二三五	六三、〇九六千束	八六〇
木材及板	...	六〇三	...	七三	...	七〇五
洋傘	一九、二九〇打	二五三	二六、一五四打	二八七	二七、六五五打	二五八
小麥類	八、四〇六擔	八千圓	〇	〇	一〇五、六三〇擔	七五三千圓
豆類	四〇四、七八四	三、五八五	八四一、六三担	六、三六八千圓	九三、七、〇三三	六、一三一

大正十四年輸入 (單位圓)

神戶	四,四九三,九三四	三,六二二,九九八	五,〇〇八,八四五	三,五五七,二〇〇	一,三六九,六三九	九,一〇三,五三六	二,四六三,五三四
大阪	六九,二九七,七三六	七七,六八三,四二一	一三九,八五一,九九八	五〇〇,一三三	二八九,三九〇,四六〇	二八九,三九〇,四六〇	五,一四四,四〇〇
長崎	六,五九七	二九二,一九一	五,七五五,七五〇	五九,四三六	七,三三四	六,一八六,二九八	二四九,六八七
門司	二八,〇六六	七,四三二,一八〇	八,五九五,一九二	二六四,四九九	三九〇,九三二	一六,九七二,八三八	八,七九六,〇三二
函館	九	一四,一三〇	六,八〇六,一五五	二四,一六九	...	七,〇七二,六三三	三〇八,六〇〇
武豐
名古屋	一,五八四,六三三	一,五九七,九四六	六,五八四,四三〇	三九,五〇五	八,四五三	九,八七八,九五七	二,五五一,二六三
四日市	...	六,八三三	二八二,七八一	三五九	...	二八九,九三三	四八,〇六一
下關	一,二三〇,五九五	一四,一四八	一四	...	四三二,四一一	一,五七六,一六八	五九五,三三四
若松	二三八,七一一	一,三〇五,三五六	一二,九四四,六八三	八六,一一四	...	一五,三〇四,八六四	二,〇六三,三三六
三池	二六九,五六〇	...	四,六〇〇,九〇一	四,九三〇,四六二	...
釧路	一七四,八九七	七四三,〇五七	五三〇,〇八九	一,四三八,〇四三	六六九,五三七
小樽	...	八三三,三六九	一,〇九一,一五〇	四五四	...	一,九一〇,七三三	四七四,一一六
其他諸港	四五一,六一〇	二二〇,六四三	四,九五〇,九三三	七,八〇〇	...	五,六六六,〇三六	一五八,八八六
計	九,二八八,八八〇	一三,八三三,〇三〇	三三,一〇〇,七七八	三,六〇七,三三三	五,六八九,一六三	四六,八四八,九三六	一〇一,九四七,七三六
滿洲	三,五五六,三四	一七,九八五,〇四	一七,六三一,六五二	三,六三六,三四三	八,三九九,一七三	五二,一〇八,五六六	四六,七〇八,四七
北支
中支
南支
不詳
計
關東州

九、本邦對支地方別及關東州貿易額

大正十四年輸出 (單位圓)

神戶	三,六二二,九九八	五,〇〇八,八四五	三,五五七,二〇〇	一,三六九,六三九	九,一〇三,五三六	二,四六三,五三四
大阪	七七,六八三,四二一	一三九,八五一,九九八	五〇〇,一三三	二八九,三九〇,四六〇	二八九,三九〇,四六〇	五,一四四,四〇〇
長崎	二九二,一九一	五,七五五,七五〇	五九,四三六	七,三三四	六,一八六,二九八	二四九,六八七
門司	七,四三二,一八〇	八,五九五,一九二	二六四,四九九	三九〇,九三二	一六,九七二,八三八	八,七九六,〇三二
函館	一四,一三〇	六,八〇六,一五五	二四,一六九	...	七,〇七二,六三三	三〇八,六〇〇
武豐
名古屋	一,五九七,九四六	六,五八四,四三〇	三九,五〇五	八,四五三	九,八七八,九五七	二,五五一,二六三
四日市	六,八三三	二八二,七八一	三五九	...	二八九,九三三	四八,〇六一
下關	一四,一四八	一四
若松	一,三〇五,三五六	一二,九四四,六八三	八六,一一四	...	一五,三〇四,八六四	二,〇六三,三三六
三池	...	四,六〇〇,九〇一	四,九三〇,四六二	...
釧路	七四三,〇五七	五三〇,〇八九	一,四三八,〇四三	六六九,五三七
小樽	八三三,三六九	一,〇九一,一五〇	四五四	...	一,九一〇,七三三	四七四,一一六
其他諸港	二二〇,六四三	四,九五〇,九三三	七,八〇〇	...	五,六六六,〇三六	一五八,八八六
計	一三,八三三,〇三〇	三三,一〇〇,七七八	三,六〇七,三三三	五,六八九,一六三	四六,八四八,九三六	一〇一,九四七,七三六
滿洲	四,九六三,〇七九	九,〇三八,五七六	六,八二九,四	一,四〇一,九四七	一六,八六八,三七七	一一,八六六,一五三
北支
中支
南支
不詳
計
關東州

大正十五(昭和元)年輸入 (單位圓)		大正十五(昭和元)年輸出 (單位圓)	
神戶	三,〇〇六,一九四	神戶	二,七三四,四六七
大阪	五八,九四二,一一一	大阪	三,三二六,二三三
長崎	三,〇一〇	長崎	九二,五三三
門司	六七四,七六九	門司	四九九,八三三
函館	一五二	函館	三六一,五二三
武豐	...	武豐	一,五五〇,三七七
名古屋	一,五七九,四四四	名古屋	九五四,一四五
四日市	七,三〇七	四日市	六四四,九〇五
下關	八,六八五	下關	二七七,九三六
若松	六三,三九	若松	二五九,二四
三池	九六八,八八八	三池	二,八八〇
釧路	二九,九〇〇	釧路	...
小樽	一六七,〇〇	小樽	...
其他諸港	四七,四〇〇	其他諸港	...
計	七,七九,七九	計	...
橫濱	一,八九六,三四五	橫濱	二,二九六,四三六
滿洲	...	滿洲	...
北支	一四,七四一,八五七	北支	五,四九一,七〇
中支	一六,八四三,四七八	中支	二,一九二,一〇五
南支	三,三九,一七九	南支	二三八,四八七
不詳	一七,二九,〇〇	不詳	一,〇三〇,八六四
計	五三,九九,八六一	計	二〇,九七八,五九三
關東州	四〇,〇三四,六四六	關東州	一三,七九,三八〇

大正十五(昭和元)年輸入 (單位圓)		大正十五(昭和元)年輸出 (單位圓)	
神戶	三,〇〇六,一九四	神戶	二,七三四,四六七
大阪	五八,九四二,一一一	大阪	三,三二六,二三三
長崎	三,〇一〇	長崎	九二,五三三
門司	六七四,七六九	門司	四九九,八三三
函館	一五二	函館	三六一,五二三
武豐	...	武豐	一,五五〇,三七七
名古屋	一,五七九,四四四	名古屋	九五四,一四五
四日市	七,三〇七	四日市	六四四,九〇五
下關	八,六八五	下關	二七七,九三六
若松	六三,三九	若松	二五九,二四
三池	九六八,八八八	三池	二,八八〇
釧路	二九,九〇〇	釧路	...
小樽	一六七,〇〇	小樽	...
其他諸港	四七,四〇〇	其他諸港	...
計	七,七九,七九	計	...
橫濱	一,八九六,三四五	橫濱	二,二九六,四三六
滿洲	...	滿洲	...
北支	一四,七四一,八五七	北支	五,四九一,七〇
中支	一六,八四三,四七八	中支	二,一九二,一〇五
南支	三,三九,一七九	南支	二三八,四八七
不詳	一七,二九,〇〇	不詳	一,〇三〇,八六四
計	五三,九九,八六一	計	二〇,九七八,五九三
關東州	四〇,〇三四,六四六	關東州	一三,七九,三八〇